

産業——工業

二、八八二即ち約四分五厘の増加を見たわけである。次に職工五人以上三十人未満使用工場は五七、七九一にして全体の八五・八%に當り、三十人以上百人未満使用工場は六、九三二(一〇・三%)、百人以上二百人未満使用工場は一、三九二(一・一%)、二百人以上使用工場は二〇三(一・八%)にして工場数の大部分は職工五人以上三十人未満使用工場に集中してゐる。更に地方別分布状態より見るに、東京の一〇、三八七首位にあり、全体の一五・四%に當り、之に次ぐは大阪の八、三四一、愛知の六、四三一、兵庫の三、九六五の順である。工場数を工業別に見ると紡織、食料品、機械器具の順にして、前年に比し紡織は一分六厘、食料品は一分二厘、機械器具は一分五分の増加を見た。職工数は前年より總數において四分三厘増加し、職工数の地方別分布状態は大阪の二二四、六九〇人首位にして、次いで東京の二〇七、三九七人、愛知の一五六、七八一人の順となる(工場統計表より)

工場總生産額 (工場統計表)

事業別 昭和六年 同 七年  
 紡織工業 一、八〇二、九九七 千圓  
 二、〇二八、一七二 千圓

金 屬 工 業 四四四、八七〇  
 機 械 工 業 四四三、三〇〇  
 化 工 業 一四三、三五五  
 窯 業 八三九、〇七六  
 製材及木製品工業 一四三、八三三  
 印刷及製本業 一六七、三〇九  
 食料品工業 八三四、六八七

工 場 數  
 四四三、三〇〇  
 一四三、三五五  
 八三九、〇七六  
 一四三、八三三  
 一六七、三〇九  
 八三四、六八七

一五八  
 その他の工業 一八七、二五五  
 加工賃及修理料 一九三、五八七  
 合 計 五、一七八、一三五  
 電 氣 業 七、二七五、五三三  
 瓦 斯 業 七、二七五、五三三  
 電 氣 業 九、三三三、三三一  
 (備考) 官營工場を含みます。

工場及職工事業別 (昭和七年末現在)

總 工 場 數 六七、三二八  
 紡 織 工 業 二一、三九七  
 金 屬 工 業 四、六五一  
 機 械 工 業 六、七三三  
 窯 業 三、二四五  
 製材及木製品工業 三、六九五  
 印刷及製本業 二、九八八  
 食料品工業 二、三七八  
 瓦 斯 業 五〇八  
 其の他の工業 六、〇三四

職 工 數  
 八四六、三〇七  
 一六二、四〇八  
 八九、八四三  
 一七八、八八九  
 五二、〇三〇  
 八八、六八〇  
 五六、〇一五  
 四六、四三三  
 一六、四〇二  
 七、九一〇  
 四九、六九九

男 女 計  
 八八七、二〇四 一、七三三、五一一  
 七三〇、〇五一 八八一、四五九  
 七、六二七 九七、四六九  
 一五、六八三 一九四、五七二  
 一〇、七八三 六一、八二二  
 四七、三四一 一三六、〇二一  
 四、六〇一 六〇、六二六  
 五、九二〇 五三、三三三  
 二一、〇三二 一三七、四三三  
 七、九一〇 七、九六八  
 五四、一〇九 一〇三、八〇八

工産物價額表 (農林省統計表)

メリヤス製品 昭和六年 昭和七年  
 三五、六〇八、八六三 千圓  
 三九、四二五、八六三 千圓

毛及毛綿 一六、五〇八、二〇四  
 絹 一、二二六、〇四三  
 其の他の 九七一、六八二  
 計 五四、三〇四、七九一  
 五九、五五六、六九八

帽子 四、二七七、七七七  
 フェルト帽 五、五二六、二二五  
 羅紗セルナ 三、三三七、一六一  
 模造パナマ 一、三四一、七六八  
 麥 帽 三、一三八、二二六  
 其の他の 六六一、三五六  
 計 一一、〇八五、六二〇  
 陶磁器 一四、三二一、八九〇  
 飲食器 三三、九二六、〇六七  
 家具及裝飾品 九、三八八、二六四  
 工業用品 二、三〇四、九一四  
 磚 子 四、一五四、六八八  
 玩具 一、一〇三、〇二二  
 其の他の 五、三三〇、九三九  
 計 一五、一八七、八八四  
 瓦及土管 一八、三四五、四〇三  
 屋根用平瓦 一八、〇七〇、八一五  
 其の他の 二、六五四、〇〇〇  
 計 二〇、九九九、四〇三  
 土 管 三、八一四、〇四八  
 漆 器 三、〇九二、五三四  
 飲食器 一〇、八五一、九三八  
 家具及裝飾品 六、八九九、七三五  
 其の他の 八、〇四一、一二三  
 計 二五、六五八、六九三

産業——工業

製 牛 革 一五、五三六、〇三三  
 馬 革 一、八七六、二九〇  
 其の他の 九六、三二一  
 皮 革 製 品 一八、三九〇、五三四  
 靴 一、九四一、五四七  
 鞣 皮 一、二二九、七一一  
 馬 具 一、四九五、四二〇  
 調 帶 四、四七五、五五一  
 袋 物 一、三二七、六九四  
 計 二七、九一六、〇三三  
 藍 玉 四一五、四三五  
 藍 玉 八〇、四一九  
 植物油 八、〇七四、三〇四  
 菜 種 油 二、四二八、六八二  
 胡 麻 油 二、〇五三、七六〇  
 荏 實 油 一、四五六、二二二  
 亞 麻 仁 油 一、〇九四、五四二  
 椿 油 四二八、七八八  
 桐 油 一五四、九三八  
 大豆 油 九、一四三、九七四  
 落花生油 二七六、八〇二  
 椰子油 一、八九〇、三三九

其の他の 二、一三四、二四八  
 同 揮 發 油 二九、一三五、四八九  
 松 根 油 四九、九五三  
 テレピン油 二六、二一八  
 計 七六、〇七一  
 合 計 二九、二二一、五五〇  
 濃 粉 三、二四八、五三三  
 馬 鈴 薯 二、五〇〇、六四八  
 甘 藷 三、〇三三、三四三  
 其の他の 八、八三三、五二四  
 竹 製 品 八、七五七、四九九  
 籠 及 箕 八三八、七六七  
 籾 二九一、五三三  
 行 スケ ヲ ト 一〇一、七九九  
 木 製 品 九、九八九、五八七  
 履物(素地) 一五、七四七、八四〇  
 襪 物 七、五八八、五五五  
 曲 物 二、三六一、九三一  
 指 物 七四、四一七、〇八七  
 箱 類 二九、三三六、四八七  
 桶 類 二二、〇一六、八五一  
 木 製 箸 一、八三七、四三五  
 計 一五九











産業——工業

人口百に付箇數 五七・〇  
同燭光數 一、一九〇  
五七・七  
一、二〇六

全國瓦斯事業

(各年三月末日現在)

昭和五年 同六年  
事業者數 八七 九四  
拂込資本金 三六二、九三〇 三九五、六三三  
取付口數 三、四三八、一九四 三、七〇四、〇九〇  
動力基礎數 三、四三三 三、三〇七  
供給力量(馬力) 四、七三二 三、三〇七  
一年間の供給量 七〇〇、二四九、三〇一 七四〇、〇八一、二七五  
副産物(タール) 八七六、九九八 八九〇、〇七一  
事業の供給量 六二、九九九 六六、三三三

電球製造業 (昭和七年)

個人組織 會社組織 計  
企業者數 二五九 二九七  
從業者數 五、四六五 六、五七五  
生産額 五、五〇二 六、八八六  
額加工 三九八 一四四  
資本金 二、〇三三 五〇、四三三  
營業收入 六、四〇八 四三、二七八  
純損益額 四七四 一〇、〇六四

△は損失

ゴム靴及ゴム底布靴製造業 (昭和七年)

企業者數 一九七  
從業者數 一一、四九一  
生産額 八、二三三  
資本金 二、一七一  
營業收入 六、八五三  
純損益額 二、二五五  
製造高 一、〇四三  
補償金 六〇九  
△一九〇  
△三三

樟腦製造高 (昭和七年)

製造高 補償金  
粗製樟腦 一、三三〇、〇六  
樟腦油 一、一九三、九〇八  
計 二、〇九四、四七七  
精製樟腦 製造高 價額  
精製樟腦 九四四、三三三 二、六八八、一七一  
曬及染物 (昭和七年)  
業場數 職工數 賃  
晒 五九〇 六、八〇八 一七、〇三八、八二五

一六四

銑鐵鋼材生産高 (大藏省調)

昭和五年 同六年 同七年  
銑鐵 數量 價額  
鋼材 數量 價額  
砂糖製造高  
昭和六年 同七年  
甘蔗及作付地積 三四、二六六  
糖入原料使用 一、七六七、六三三  
糖入原料使用 一、〇五七、二六七  
糖入原料使用 八六、九九九  
糖入原料使用 一、三〇一、六四〇  
糖入原料使用 八六、八八八  
糖入原料使用 五九、六四一  
糖入原料使用 五、九六三  
糖入原料使用 九、三九七  
糖入原料使用 八、四四一  
糖入原料使用 一、〇〇六九  
糖入原料使用 三、四九二  
糖入原料使用 二、八六二  
糖入原料使用 三、九七二  
糖入原料使用 四、三七六  
糖入原料使用 三、〇二七  
糖入原料使用 三、〇二七  
糖入原料使用 一、八六〇  
糖入原料使用 二、〇三六  
糖入原料使用 二、〇三六  
糖入原料使用 二、〇三六

煙草製造高

自前年十月一日至其年九月末日大藏省調

昭和六年 同七年  
刻煙草 計 二四、〇九一、三三六 二二、九六二、六三〇  
卷煙草 計 一四、二五〇、五七二 一四、二四三、九八三  
葉切付 一七、三三九、六一一 一九、九〇〇、七九六  
葉切卷 三二、五九一、八四四 三二、一四三、四六六

世界の銑鐵産額

昭和五 同六  
帝國內 千佛噸 三二六 千佛噸 三〇五  
北米合衆 千佛噸 一五二 千佛噸 一四八  
獨逸 千佛噸 九、六九五 千佛噸 八、三三〇  
イギリス 千佛噸 六、二九二 千佛噸 六、〇六一  
フランス 千佛噸 五、〇九一 千佛噸 四、七七八  
ベルギー 千佛噸 三、三六五 千佛噸 三、一九八  
ルクセンブルグ 千佛噸 二、四七三 千佛噸 二、〇五五  
チエコスロバキア 千佛噸 一、四三七 千佛噸 一、一六四  
英領印 千佛噸 一、一〇一 千佛噸 一、〇八〇  
カナダ 千佛噸 八二七 千佛噸 四三八  
西班 千佛噸 六〇一 千佛噸 四七六

産業——工業

イタリヤ 五〇九  
スウェーデン 四九六  
ポランド 四七八  
中東 三三三  
滿洲 二九七  
オーストリア 二五五  
其の他 八二、〇〇〇  
總計 五五、五五〇  
×は概數

世界人造絹絲生産高 (單位千封度)

昭和七 同六 同五 同四  
帝國 六六、三三〇 四七、四五〇 三五、〇〇〇 一八、〇〇〇  
米國 一三二、〇〇〇 一四四、三三〇 一九〇、〇〇〇 二二、三三〇  
英國 七三、五三〇 五五、一六五 四九、七〇〇 五五、〇〇〇  
伊太利 七二、八七五 七四、〇〇〇 六六、四〇〇 五九、〇〇〇  
獨逸 五四、六四〇 五三、〇〇〇 五〇、三〇〇 四三、〇〇〇  
佛蘭西 三九、六七〇 三八、三三〇 四、六〇〇 三三、〇〇〇  
和蘭 一六、五五五 二〇、二五〇 一八、七五〇 二〇、〇〇〇  
瑞西 一一、六五〇 九、〇〇〇 一〇、六五〇 一二、二五〇  
白耳義 九、五五五 一〇、一五〇 一二、〇〇〇 一五、〇〇〇  
加奈陀 七、一四五 一〇、一五〇 一二、〇〇〇 一五、〇〇〇  
其他 一七、四三〇 一七、八三〇 一七、三五〇 一七、九二五  
計 四九八、三七〇 四六七、五〇五 四二六、七〇〇 四〇四、一五五

世界の羊毛産額

昭和五 同六  
瀛洲 四三三、二九四 四二三、七四七  
北米合衆 一八〇、四九一 一七五、〇九〇  
蘇聯 一七四、二九七 一七五、〇九〇  
南阿爾邦 一五二、八六三 一五一、九五六  
亞爾然 一五一、〇一一 一五一、〇四九  
新西蘭 一〇九、六七〇 二〇、六五八  
ウイグリア 六九、三三九 七〇、七六二  
スウェーデン 六三、五〇四 四九、八九六  
英領印 三四、〇三〇 四八、九九九  
中東 三三、七五三 三三、二〇六  
アルマニ 二二、一七五 二一、七五三  
アラビヤ 二二、〇〇〇 一九、九五五  
フランス 二二、〇〇〇 一九、九五五  
ドイッチ 一五、八七六 一四、六九七  
イタリヤ 一四、九六九 一三、一三六  
チエコスロバキア 一三、六〇八 一三、一一一  
ユーゴスラヴ 一三、〇九七 一〇、九七七  
佛領モロッコ 一〇、五〇〇 一〇、九七七  
アルガリア 九、九九六 九、七七八  
カナダ 九、六一九 九、二五三

一六五



産業——工業

其 他 計 一、七〇〇、三〇九 一、七三六、五〇八

世界の棉花産額

帝 国内	昭 和 五 年	昭 和 六 年
朝鮮	一〇一、三六二	七〇、〇五八
支那	一〇一、三六二	七〇、〇五八
暹羅	一〇一、三六二	七〇、〇五八
爪哇	一〇一、三六二	七〇、〇五八
英領印度	一〇一、三六二	七〇、〇五八
北米合衆國	一〇一、三六二	七〇、〇五八
中 國	一〇一、三六二	七〇、〇五八
蘇 聯	一〇一、三六二	七〇、〇五八
ア 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
メ 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
ウ 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
亞 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
英 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
ア 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
ハ 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
白 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
ハ 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
タ 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八

世界の砂糖産額

帝 国内	昭 和 五 年	昭 和 六 年
朝鮮	一〇一、三六二	七〇、〇五八
支那	一〇一、三六二	七〇、〇五八
暹羅	一〇一、三六二	七〇、〇五八
爪哇	一〇一、三六二	七〇、〇五八
英領印度	一〇一、三六二	七〇、〇五八
北米合衆國	一〇一、三六二	七〇、〇五八
中 國	一〇一、三六二	七〇、〇五八
蘇 聯	一〇一、三六二	七〇、〇五八
ア 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
メ 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
ウ 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
亞 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
英 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
ア 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
ハ 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
白 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
ハ 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八
タ 州	一〇一、三六二	七〇、〇五八

交通・通信

陸 運

東京各地間里程

浦和町	六里	秋田市	一五三
横濱市	八里	福井市	一五四
千葉市	一〇里	神戸市	一五三
宇都宮市	三九里	和歌山市	一六二
前橋市	三〇里	徳島市	一七六
水戸市	三〇里	高松市	一八九
甲府市	三三里	岡崎市	一八九
静岡市	五〇里	青森市	一九三
長野市	五九里	鳥取市	二〇一
福島市	七二里	高知市	二四〇
仙台市	八八里	松山市	二四〇
山形市	九五里	松江市	二六六
名古屋市	九六里	廣島市	二六六
岐阜市	一〇六里	大分市	二七五

橋 梁 数	昭 和 五 年	同 六 年
富山市	一〇七	二七五
新潟市	一一一	二七〇
津 市	一一三	二八一
金 市	一二四	三〇九
大津市	一二九	三〇五
奈良市	一四三	三三九
京都市	一五二	三三九
盛岡市	一五九	三五一
大阪市	一五五	三三三
×印は陸路を連絡する水路にして単位裡。		

構造種類

石橋	木橋	鐵橋
九、七六六	八、〇四四	九、八八七
二、五五五	三、三三六	八、四一七
三、三〇一	七、三三三	二、五五五
三、八〇五	三、八〇五	六、六六五

主 在 地

潮州線(九曲堂—六塊厝)	架設河川	長さ
羽越線(新津—水原)	下淡水溪	一五二
東海道線(中泉—天龍川)	阿賀野川	一一四
吉野川橋(阿波)	天龍川	一一〇
東海道線(島田—金谷)	吉野川	一〇七
關西線(長島—桑名)	大井川	一〇八
大根橋(下總)	揖斐川	九八
常磐線(我孫子—取手)	利根川	九八
新義州—安東縣	同	九八
東北線(赤羽—川口市)	鴨綠江	九四
神宮橋(常陸)	荒川	九三
關西線(彌富—長島)	北浦	八三
	木曾川	八六

諸 車 (各年末)

昭和五年	同 六年
二、一七五	一、五四五
三〇八、九二四	二九六、五六〇







奧地利	六、七九	一〇〇
滿洲國(ハ)	六、一六八	〇・五
フィンランド	五、四四五	一・九
エジプト(イ)	五、四〇四	一・四八
新西蘭	五、三三六	〇・五
丁抹	五、二八九	三・七
キエフ(ハ)	四、九二〇	一・四八
ノルウェー	三、八三三	一・三三
和蘭	三、六三九	一・二二
ポルトガル	三、四二四	四・五
瑞典(ロ)	三、〇三五	七・三
暹羅(ロ)	二、九三二	七・四
ベルギー(イ)	二、九〇九	二・五
希臘(ハ)	二、六七九	二・五
白耳義(ロ)	二、六六二	四・二
ラトヴィア(ロ)	二、六三六	四・二
ブルガリア	二、五八三	四・三
ボリヴィア(イ)	二、三二七	〇・二
リビア(ロ)	一、五五三	二・八

列國の自動車 (昭和七年)

車輛數	人口萬に付
一〇、三二一	一五・二

北米合衆國	二四、三七一	〇・三〇
佛蘭西	一、六八九	四・五
英吉利	一、四〇四	六・八
カナダ	一、一九七	一・八八
獨逸	六四九	六・九
アルゼンチン	五三三	〇・九
イタリヤ	三三三	〇・三
新西蘭	一八四	二・六
西班牙	一七五	三・三〇
白耳義	一七四	六・五
英領印度	一六六	八・三
アラブ	一六〇	〇・〇〇
南アフリカ	一五六	二・四八
瑞典	一四九	一・五
和蘭	一四五	〇・〇
丁抹	一三二	〇・〇
チエツコスロ	九一	六・〇〇
蘭領東印度	八四	〇・八一
メキシコ	六七	〇・七二
愛蘭自由國	五三	一・五〇
布魯瓦	五〇	二・九二
ノルウェー	四九	八・〇六
アールグア	四七	三・〇〇
ノルウェー	四三	五・一七

チリ	四〇、七一九	九・三六
埃地	三九、六七五	五・九〇
キエフ	三九、〇〇〇	九・八〇
比律賓群島	三七、〇四九	二・九八
フィンランド	三三、八七九	九・五二
ポーランド	三三、五〇〇	一八・六
ポルトガル	三一、三三〇	四・七五
エジプト	三〇、三八四	二〇・五
ギリシア	二五、二六六	七・九
ユーゴスラヴ	一七、九〇〇	二・八八
×印は昭和六年の集計。	一三、〇六〇	九・四

水運

臺灣 (昭和七年四月)	要港	二
軍港	三	七・五
開港	×二六	七・四
漁港	五三六	×四
合計	一、四六三	二・六

諸港間航路里程

東京(永代橋)起點	一、九四
濱	一・九四

横須賀	二六・七	浦賀	二八・五
波浮(伊豆大島)	二七	新島	八八
横須賀(白濱迄)	二二・七	父島二見港	五三・九
熱海	二五	浦賀	一七・七
清水	二五	下田	七四
名古屋(熱田迄)	二二〇	武田	一九〇
神戶	三五一	四日市	二〇三
山田(陸中)	二八六	石濱	二八二
八戸	四三六	釜石	三〇八
釜山(豊後)	六六三	宮古	三三三
水道(豊後)	六六三	函館	三三三
釜山(瀬戸)	六九七	内海(瀬戸)	六九七
△神戸起點			
大坂	一三・八	洲本	二五・八
徳島	三三	多度津	八三
今治	一三〇	三津(濱)	一五四
長濱(伊豫)	一六六	鳥海(濱)	一五四
宇和島(來島)	三三八	八幡濱(來島)	三三
海峽(經由)	三三八	海峽(經由)	三三
須崎(土佐)	一五八	高知	一四八
尾道	一三三	清水(土佐)	一八二
廣島(宇品)	一七三	糸崎	二二
下關	二四三	三田尻	二二

別府(來島)	二二六	大分(來島)	三三
海峽(經由)	二二六	海峽(經由)	三三
佐賀(來島)	二〇四	基隆	九二六
門司	一〇四	若松	一〇・五
博多	六三	唐津	七四
呼子	七二	伊萬里	九八
佐保	一九九	伊保(平戸)	二七
長崎	一五七	佐保(平戸)	二七
濱田	一〇五	長崎(平戸)	一四四
直江津	一五八	瀬戸(平戸)	一四四
酒田	五五三	境	一四二
函館	六八六	伏木	四六二
釜山	一三三	新湊	四九六
城津	四三三	土樽	五八五
鎮南	五八八	小樽	七八三
舞鶴	一四六	元山	三七八
境	一四六	仁川	四七〇
釜山	一四六	宮津	三三
山崎	一四六	下關	三三
△新潟起點			
代田	一五三	土崎	一三二
能代	一五三	夷崎	一三二

伏木	一三二	七尾	二八
教館	三三六	直江津	六五
函館	二五〇	小樽	三八〇
廣島(宇品)	四・八	室津上ノ關	三〇・六
三田尻	六三	下關	九七
門司	九六	關	九七
口津	四七・二	鳥原	六五
住角	九三	三池	七九
三江	五九	鹿兒島	一七三
福原	五〇	玉ノ浦(五島)	八二
嚴原	一〇五	竹敷	一三三
鹿見	一三〇	佐須奈	一四〇
基隆	六三二	佐須奈	一四〇
△佐賀關上浦起點			
白杵	一四一	佐伯	二八・七
細島	一四一	油津	一三
鹿兒島	三三八	油津	一三
△鹿兒島起點			
石垣	二〇七	那覇	三三・五
名島	五八二	基隆	六三一
青森	六〇	大湊(陸奥)	七〇
野邊地	六〇	森(渡島)	七〇







六千噸—七千噸	五五	三五三、二七九	三六、三九一
七千噸—八千噸	四四	三三〇、〇八八	三〇三、九三七
八千噸—九千噸	一八	一五一、七七一	九四、四四二
九千噸—一萬噸	一八	一七一、六六一	一〇四、九七五
一萬噸以上	一八	二三四、五四六	一三〇、七九九
合計		二、二六六、七九六、〇三六	二、三三五、五九三

千噸以上合計	八五五	三、四三九、七〇〇	二、一五六、〇〇四
△帆船			
二十噸—一百噸	二六	五九、九〇二	四三、〇七六
一百噸—三百噸	一〇	二五三、六一三	二〇九、五〇一
三百噸—五百噸	二〇	七、五三五	五、〇七三
五百噸—千噸	三	一、七三〇	一、一三〇
千噸以上	四	九、五〇七	四、三一一

合計	一四、九九八	八六四、二七七	六四六、〇九一
△石數を以て積量を表示する船舶			
二百石—三百石	一四三	二六、〇六六	二九、九三三
三百石—四百石	八	一、〇一三	一四、〇一三
四百石—五百石	三	五、六七九	五、六七九
五百石以上	二七	八五、六九〇	八五、六九〇

造船所及造船數 (十箇年對照)

年次	年末現在造船所數	汽船		帆船(噸數船)		合計
		船數	總噸數	船數	總噸數	
大正十一年	三三二	五七	七二、〇六六	一四	七、二四三	
同十二年	三三八	五七	七四、二八四	一四	七、七八四	
同十三年	三〇三	三九	七一、四四〇	一四	七、三四六	
同十四年	三〇五	三三	五五、〇八六	六	五、〇〇九	

昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年
三一九	三五六	四〇一	四〇五	四三三	四六五
二七	五一、三〇三	三一	五一、六五八	四八	一〇九、〇五八
六三	一六四、六三二	一六	二、七四三	四九	一四八、三八二
三二	八一、七七一	一一	五、八四九	三二	八一、七七一

(備考) 石數帆船及小船等の製造所を除く。製造船舶は百噸未満を除く。

近海備船料月別表

月	昭和七年			昭和八年		
	大型	中型	小型	大型	中型	小型
一	一、三〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	二、八五〇
二	一、〇七〇	一、四四〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、八〇〇
三	一、〇七〇	一、四四〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、八〇〇
四	一、〇七〇	一、四四〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、八〇〇
五	一、〇七〇	一、四四〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、八〇〇
六	一、〇七〇	一、四四〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、八〇〇
七	一、〇七〇	一、四四〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、八〇〇
八	一、〇七〇	一、四四〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、八〇〇
九	一、〇七〇	一、四四〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、八〇〇
十	一、〇七〇	一、四四〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、八〇〇
十一	一、〇七〇	一、四四〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、八〇〇
十二	一、〇七〇	一、四四〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、八〇〇

列國の船舶 (噸數單位千噸)

六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
七	一、一〇〇	一、一〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
八	一、二〇〇	一、二〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
九	一、三〇〇	一、三〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇
一〇	一、四〇〇	一、四〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
一一	一、五〇〇	一、五〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇
一二	一、六〇〇	一、六〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇

總數	汽船	帆船	汽船	帆船
二九、三四六	四、〇五〇	六六、四八八	一、五六九	二、七七六
一、七五〇	一、八六五	四、〇九八	二、七六	二、七六
一、五九一	一、八五一	三、七三三	二、七三	二、七三
四六	六	五一	〇	〇
一〇一	八	三三〇	一	一

英吉利	九、五二三	七〇〇	二一、五七四	二四四
北米合衆國	三、二八七	五五八	一三、六六〇	六七七
獨逸	一、九六五	五	四、〇七八	一
佛蘭西	二、〇七一	一三	三、八八七	一三
伊太利	一、五一一	二六	三、四六九	四二
和蘭	一、〇五二	三六	三、〇九二	五七
瑞典	一、三三九	二二	一、六五八	六六
希臘	五三七	一	一、四一七	一四
西班牙	八〇〇	六五	一、二一七	二四
丁班	七〇五	二二	一、一六〇	二七
蘇聯	四四一	二	八四〇	二
白耳義	二九五	一五	四八八	四
中耳義	二二一	一	四五四	一
芬蘭	二五七	六	三九九	一
アルゼンチン	二七八	八	三七一	一
パナマ	八五	一	二八七	〇
ダンチヒ	四二	一	二五五	〇
ポルトガル	一七七	八	二四三	一
ラトヴィア	一〇八	一	一九六	一
エストニア	九八	一	一八八	一
チリ	一〇	一	一一一	一
ルーマニア	三六	一	九三	一

國名	隻數	噸數
帝國內地	六六	五八、七六三
イギリス	一六	一、九二五、五五九
北米合衆國	一八	一、四三三、五五九
獨逸	一五	八〇、七九九
和蘭	三〇	二六、二三三
丁班	一八	三、四一三
瑞典	三	四、〇〇〇
佛蘭西	三	八、三二〇
伊太利	八	四七、四四一
諾威	八	一一、三三九
白耳義	八	一、五三七
其他諸國	八	一四、一九五

(備考) 本表は昭和八年六月末現在在調。英米兩國は植民地を含む。

通信

通信事業概況 (昭和七年度)

郵便、電信、電話局職員	一七五、九六一人
郵便、電信、電話局所	一三、四三三所
郵便切手賣捌所	六九、三四二所
郵便便函	七五、六四九箇
郵便取扱局所	一〇、三二一箇
通常郵便線路	五三、四八五料
通常郵便物數 (引受)	四、二五三、七五九、〇三一箇
通常郵便物數 (配達)	四、二九四、一〇〇、五九六箇
小包郵便線路	五三、五〇八料
小包郵便物數 (配達)	五八、四七二、三二三箇
小包郵便物數 (引受)	五四、八四九、七七四箇
電信取扱局所	七、八六局所
電信線路	三六、四九四料
電信線	三三、〇三三料
電信機	一〇、五一二座
電報通數 (發信)	五五、五〇八、七三三通
電報通數 (著信)	五七、七〇七、七一九通
電話取扱局所	六、三五四局所
公衆電話所	二、四七一箇



名代 東ま んじゆう  
 風流 蘭花 入しるこ  
 深 山 香  
 特製 半生 菓子  
 名菓 ちぐさ  
 獨特の干菓子廿數種取合せ  
 罐入七十五枚より五円まで  
 外に風雅な陶器入も調製

純日本菓子司

紫 築 座 銀  
 五九二 銀電

交通・通信——通信

電話加入者	七六、二八八
同申込積滞數	一六七、二七六
電話線路	六、六三九
電話線條	五、六五五、八三九
電話機	八七五、一五七箇
通話度數	三、四三四、五三、八四四度

(備考)本表には中華民國内選信省所管局の分をも合算す、電話局所中には分局及鐵業特設電話所を含む  
 通信統計要覽による。

郵便電信及電話局所數

局話電	局信電	局便郵	昭和五年度末	昭和六年度末	昭和七年度末
計	計	計	七、三三三	八、〇三三	八、三三三
一等	一等	郵便	九、一六三	九、三三〇	九、四九〇
二等	二等	取投	九、四九一	一〇、二〇八	一〇、三三三
普通	普通	所	九、九五四	一〇、二〇八	一〇、三三三
計	計	計	一、〇四八	一、〇七七	一、〇六七

一七六

郵便物累年比較 (單位千)

昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度
引受	引受	引受	引受	引受	引受
四、八六三、三三七	四、八三三、七三三	四、七六四、六七一	四、七六六、六一一	五、〇四六、〇九九	五、〇四六、〇九九
六〇、五五五	五七、六五七	六三、三三三	六〇、四六五	六三、六五〇	六三、六五〇
六〇、五五五	五七、六五七	六三、三三三	六〇、四六五	六三、六五〇	六三、六五〇
四、八六三、三三七	四、八三三、七三三	四、七六四、六七一	四、七六六、六一一	五、〇四六、〇九九	五、〇四六、〇九九
六〇、五五五	五七、六五七	六三、三三三	六〇、四六五	六三、六五〇	六三、六五〇

電信線路及線條累年比較

昭和二年度	線路	線條
五、二六六、六一八	五、二一、一三六、四〇〇	

電報通數 (通信統計要覽に依る)

年度	發信	著信
昭和四年度	六三、九〇五、九七七	六六、五〇七、六七七
同五年度	一、二九四、八二八	一、三三六、五七〇
同六年度	五七、三二二、五〇六	五九、九二五、六一六
同七年度	一、一八三、八六一	一、二三四、九七四
昭和五年度	五五、五〇七、二八〇	五七、七八四、四九八
同六年度	一、一九三、六五四	一、二三四、四四二
同七年度	五四、〇六五、〇四五	五六、二八一、一六三

電話加入者數

年度	內國	外國
昭和五年度末	六九八、一九九	七二〇、九二六
昭和六年度末	一三、二八六	一三、六七三
昭和七年度末	三、五三五	三、五三五



**名菓 ちぐさ**  
 獨特の干菓子廿數種取合せ  
 罐入七十五枚より五円まで  
 外に風雅な陶器入も調製

**名代 東まんにじゅう**  
 風流蘭花入しるこ

**深山香**  
 特製半生菓子  
 ヤ、ま、く

純日本菓子司

**紫 築 座 銀**  
 五九二 銀電

交通・通信——通信

電話加入者	七六一、一六八人
同申込積滞数	一六七、二七六
電話線路	六二、六三七軒
電話線條	五、六五五、一八二軒
電話機	八七五、一五七箇
通話度数	三、四三四、五三、八四四度

(備考)本表には中華民国内選信省所管局の分をも合算す、電話局所中には分局及鐵業特設電話所を含む  
通信統計要覽による。

郵便電信及電話局所數

局話電	局信電	局便郵	昭五	昭六	昭七
計	計	計	年度末	年度末	年度末
一、〇四八	一、〇七七	一、〇六七			

郵便物累年比較 (單位千)

昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度
普通郵便	四、八三三、二八七	四、八三三、七三三	四、七六四、六一七	四、七六六、一七〇	五、〇九六、六一一
小包郵便	六〇、五五五	五七、六五七	六三、三三三	六〇、四六五	六三、六五〇

電信(無線) 七三六  
取投所 一、七八三  
電信電話取投所 一、八〇五  
總計 三、〇六六  
(備考)七年度末電話所普通五三、鐵業特設一七九、計二三二で、これは當然總計の中にも含まれてあるものである。

電信線路及線條累年比較

昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度
線路	五、三六六、六一八	三、二二一、二二六	四、〇〇〇		
線條					

電報通數 (通信統計要覽に依る)

年度	發信	著信
昭和四年度	六三、九〇五、九七七	六六、五〇七、六七七
昭和五年度	一、二九四、八二八	一、三三六、五七〇
昭和六年度	五七、三三二、五〇六	五九、九二五、六一六
昭和七年度	一、一八三、八六一	一、二二四、九七四

電話加入者數 (通信統計要覽に依る)

年度	國內	外國	總計
昭和五年度末	六九八、一九九	七〇、九二六	七六九、一二五
昭和六年度末	一三、二六六	一三、六七三	二六、九三九
昭和七年度末	三、五三五	三、三三五	六、九〇〇





支那料理

崑崙 崑崙

西銀座(國民新聞裏)  
電話銀座二六九二

指令第三一九〇號鹽化鐵液製造認可  
指令第一八號寫真製版用コロザオン製造認可  
指令第四一號燃料用變性酒精製造認可  
指令第二〇五號ラックニス(ニス)製造認可

專賣特許コールドエナメル  
カセイングリユー  
沃度化合物製造

其他一般寫真製版用藥品製造

東京市芝區西久保八幡町九番地



ヤマトヤ商店

電話芝(43)一九八一番  
振替東京五四〇一五番

東京市江戸川區小松川遊井二丁目六九八番地

工場 沼倉寫真製版  
藥品研究 研究所

鉛版紙型用紙  
雁皮紙、地氈紙

右ハ美濃紙產出ノ本場ニ於テ三十年間ノ  
研究經驗ヲ有スル當工場ノ製品ヲ御採用  
相願度、特ニ輪轉機用特別強靱ノ雁皮紙、  
地氈紙抄造致シ居候御試驗用見本ハ御一  
報次第即時送呈仕候

美濃原產 岐阜縣美濃町一四二六

田中製紙工場

場主 田中治助

各位の共同倉庫  
全國唯一の紙型と鉛版の  
用紙專門店

電話 國六六八一  
振替 名古屋 六一八〇〇番  
大阪 一四〇〇番

東京支店 東京神田錦町三ノ一〇  
電話神田七七八番



寫真製版用藥品  
各種工業用藥品

甲 甲子商店

東京市京橋區銀座西三丁目三番地五號  
工場 東京市葛飾區小菅町六一二番地  
電話 京橋(56)〇七二七番  
振替口座東京六八六九五番

貨物一般運輸請負業

新古自動車  
賣買仲介

中村自動車商會

東京市芝區櫻川町廿五番地  
電話芝(43)二九六五番



# 和洋美術額縁・鏡縁

製造・卸小賣

天狗堂 兒玉額縁店

東京市荒川区尾久町四丁目二〇五二

(甲子館東横通り)

誠實勉強致します多少に不拘  
御用命の程御願ひ申上げます

東京市京橋區銀座西五丁目二番地

## 關口製版所

關口昭雄

電話銀座四八六〇番

印章ゴム印  
和洋木版  
凸版寫真版  
其他各種製版

松方日ソ石油特約販賣店

## 力株式會社 力商會

一、ガソリン  
一、モビール  
一、諸鑛油  
卸小賣

東京市京橋區銀座西六丁目三番地

電話銀座(57)二三〇一  
振替口座東京四〇五四一





諸會社

御用達

刺子織地

消防半天

優勝旗

印入タオル

印入手拭

印入ふろしき

其他印染

町万西  屋古名  
**店本屋丸京**

番一八二一本電

郵便電信電話収入

昭和六年度	同	七年度
切手収入	八四、五〇、九三三	八五、八七六、七七七
郵便収入	二五、四四七、八〇三	二五、一一八、五三三
電信収入	一一、六五五、五四二	一四、〇七三、八三九
電話収入	一〇七、三〇、〇五八	二七、五一一、五八九
請願通信費納付金	四〇五、〇七二	四三八、八八八
總計	三九、三九、三三七	二四三、〇一九、六三六

各國郵便比較 (昭和六年調査)

郵便局所	一局所に対する	面積	人口
帝國內	一、四七五	五九、三三	八、〇三三
中華民地	一〇、三〇八	三七、五	六、四七
北米合衆國	四四、〇二九	二五、七	一一、〇二八
英吉利	四九、九八七	一九、六	二、五七
獨逸	三三、〇〇〇	一〇、七	二、〇〇
佛蘭西	四三、一〇四	一一、一	一、五三九
ソヴィエト	一七、九〇三	三、一	二、三六〇
(備考)北米合衆國のみ昭和五年の調査。	一六三、二九三	一三、七	一、〇〇四
各國電話比較 (昭和五年調査)			
局所數	加入者數		
帝國內地	八〇七三	八六、七九八	

本邦各國間通常郵便物數 (昭和七年度)

國名	發送の分	到着の分
北米合衆國	一九、八七五	三〇、二〇一、五七六
英吉利	三九、五〇四	一、九一九、二二
獨逸	八三、六五六	三、一七〇、三〇四
佛蘭西	五六、九九二	一、二〇、〇八三
ソヴィエト	七、〇五〇	三七八、四一五
伊太利	一一、八七五	四三九、四二
瑞典	一一、四九六	五二五、九〇
獨逸	一、〇六六、三三四	三、一七五、七七四
佛蘭西	五五、〇八七	一、二四、九三〇
英吉利	七、七〇六	一、五五、一七一
獨逸	五五、一八四〇	一、五三〇、〇三一
佛蘭西	一、二三四、〇六五	三、七三三、六〇五
英吉利	一、六四、三二四	二、六一、二九三
獨逸	一、三、五三三	一、六七、五二六
佛蘭西	九四、二八六	二、七八、八〇三
ソヴィエト	一五、八二〇	二、三六、五五二
伊太利	一八九、三三三	一〇三、九七八
スウェーデン	三、八八九、七〇四	八、七二七、四三三
北米合衆國	三、二六、二〇二	五、六八、七七四
アルゼンチン	一四〇、九九九	二、一一、四〇七

電信柱の數 (昭和七年度)

カナダ	四六九、四一九	七七七、〇七一
ハルビン	一一〇、三四四	一〇五、九六七
中華民地	八六四九、二〇九	七、七六三、五九一
滿洲國	一、四二一、四七一	一、四五、八九五
英領印度	九〇九、九七六	三五六、八三二
英領比律賓	四七五、一八八	三八一、七三三
英領地(アジア)	四九二、九五八	五九七、五三〇
佛領印度支那	四七、一六	五、六、九九七
海峽殖民地	三三、四三九	四、四、六六三
蘭領地(アジア)	一一、三、七九六	五、二、六、五七四
布哇グワム	六、三、三三〇	五、三、四九二
オーストラリア	三、三、三三三	二、三〇、九三六
其他	二、四、七〇三、九三四	三、四、一一三、一〇七
其他	共計	二、四、七〇三、九三四

硫酸銅注入柱五〇一、二六二、クレチツト注入柱一八二、七五七、クームヒン及び其他注入柱五、三一七、不注入柱二三、二八七、鐵柱及鐵塔一、〇六〇、コンクリート柱一四、計七一三、六九七(通信統計要覽から)

交通・通信——通信





諸會社

御用達

刺子織地

消防半天

優勝旗

印入タオル

印入手拭

印入ふろしき

其他印染

名古屋 本京 西万町 店本屋丸京

電一本二八番

郵便電信電話収入

切手収入	昭和六年度	同	七年度
郵便収入	八四、五〇、九一三	八五、八七六、七七七	
電信収入	二五、四四七、八〇三	二五、二一八、五三三	
電話収入	一一、六五五、五四二	一四、〇七三、八三九	
請願通信費納付金	一〇七、二一〇、〇五八	二七、五一一、五八九	
計	三九一、三九一、三九一	四三三、〇一〇、六六六	

各國郵便比較 (昭和六年調査)

郵便局所	面積	人口
帝内	一、四七五	五九、三三三
中華地	一〇、三〇八	七五、七五
北米合衆國	四九、九八七	一、〇二八
英吉利	二五、〇〇〇	一、〇二八
獨逸	四三、一〇四	一、〇二八
佛蘭西	四三、一〇四	一、〇二八
ソヴィエト	一七、九〇二	一、〇二八
諸國(内地)	八〇七三	八九六、七九八

各國電話比較 (昭和五年調査)

局所數 加入者數

國名	發送の分	到着の分
北米合衆國	一九、八七五	三〇、三〇一、五七六
英吉利	三九、五〇四	一、九一九、二二二
獨逸	八三、六六六	三、一七〇、三〇四
佛蘭西	五六、九九二	一、一〇〇、〇八二
ソヴィエト	七、〇五〇	三七八、四二五
伊太利	一一、八七五	四三九、四二二
瑞典	一一、四九六	五二五、九八〇
本邦各國間通常郵便物數 (昭和七年度)		
獨逸	一、〇〇六、三三四	三、一七五、七七四
佛蘭西	五五、〇八七	一、四九三、〇
英吉利	七八、七〇六	一、五五、一七一
獨逸	五五、一、八四〇	一、五三〇、〇三二
佛蘭西	一、三三四、〇六五	三、七二一、六〇五
英吉利	一、六四、三三四	二、六一、二九三
獨逸	一、三三、八三三	一、六七、五二六
佛蘭西	九四、三八六	二、九、八〇三
ソヴィエト	一、五、八一〇	二、三六、五四一
伊太利	一、八、九三三	一、〇三、九七八
瑞典	三、八、八七四	八、七三七、四三三
北米合衆國	三、一六、二〇二	五、六八、七七四
アルゼンチン	一、四〇、九九九	二、一一、四〇七

電信柱の數 (昭和七年度)

硫酸銅注入柱	五〇一、二六二、クレチソ
ト注入柱	一八二、七五七、クームヒン及び
其他注入柱	五、三一七、不注入柱二三、二
八七、鐵柱及鐵塔	一、〇六〇、コンクリー
ト柱一四、計七一三、六九七	(通信統計要覽から)

カナダ	四六九、四一九	七七七、〇七一
ハルビン	一一〇、三四四	一〇五、九六七
中華民	八六四九、二〇九	七、七六三、五九一
滿洲	一、四三二、四七一	一、四五二、八九五
英領印	九〇九、九七六	三五六、八三二
米領比律賓	四七五、一八八	三八一、七三三
英植民地(アジア)	四九二、九八八	五九七、五三〇
佛領印度支那	四七、二六	五九七、五三〇
海峽殖民地	三三、四三九	四八四、六六三
蘭植民地(アジア)	一一三、七六	五三六、五七四
布哇グワム	六六三、九三〇	五三六、五七四
オーストラリア	三三六、五五三	五三六、五七四
其他	二四、七〇三、九三三	三三、四九二
其他	二四、七〇三、九三三	三三、四九二



















少佐同相當官	一等	一、九〇〇	二等	一、六五〇
大尉同相當官	三等	一、四七〇	二等	一、〇一〇
中尉同相當官	一等	一、三〇〇	二等	八五〇
少尉同相當官	一等	一、一五〇	二等	一、九〇〇
一等樂長	三等	一、七五〇	二等	一、三九〇
二等樂長	一等	一、五〇〇	二等	一、一三〇
三等樂長	一等	一、三〇〇	二等	九〇〇
准士官	一等	九〇〇	二等	九〇〇

陸軍現役將校定限  
年齢

六十五歳	大將	主計總監	軍醫總監
六十二歳	中將	主計總監	軍醫總監
六十歳	主計監	軍醫監	藥劑監
五十八歳	少將	一等軍醫正	二等軍醫正
五十六歳	一等藥劑正	一等獸醫正	二等獸醫正
五十五歳	大佐	二等軍醫正	二等獸醫正
五十四歳	二等藥劑正	二等獸醫正	三等獸醫正
五十三歳	中佐	三等軍醫正	三等獸醫正
五十二歳	三等藥劑正	三等獸醫正	三等獸醫正

五十歳	少佐	一等主計	一等軍醫
四十八歳	大尉	二等主計	二等軍醫
四十七歳	中尉	三等主計	三等軍醫
四十六歳	少尉	一等樂長	一等獸醫

師管別壯丁人員 (昭和八年)

師管	當年適齡	前年終決	計
第一	八六、一三九	三二、〇六三	一〇七、二〇二
第二	五三、〇〇一	九、八三八	六三、八三九
第三	五五、四三四	八、〇九〇	六三、五二四
第四	四三、八二五	一一、九一九	五五、七四四
第五	三三、一〇三	一八、五〇五	五三、六〇八
第六	五六、〇八九	三三、九〇一	九〇、〇九〇
第七	二六、八五八	三、八六二	三〇、七二〇
第八	四四、〇七七	五、一〇七	五〇、一八四
第九	三三、八五三	六、四七五	四一、三二八
第十	三三、六六九	七、七九八	四三、四六七
第十一	三九、五〇四	七、四九六	四七、〇〇〇
第十二	四四、〇〇五	一三、〇三二	五八、〇三七
第十三	六〇、四三六	八、〇三三	六八、四六九
第十四	三八、七七八	七、一七四	四五、九五二
第十五	六五、七七一	一五、二七二	八〇、〇四三

受驗壯丁體格表 (昭和八年)

種類	實數	千分比
甲種	一七、九五四	二八四
乙種	七三、七九六	一一五
丙種	一三三、六八一	二〇〇
丁種	二〇五、七七七	三〇六
戊種	四〇、二四一	六〇

本表中甲種、乙種は現役兵補充兵に徵集し得る者、丙種は國民兵役に服する者、丁種は不合格者即ち兵役に適せざる者、戊種は疾病等の爲其の年兵役の適否を判定し難き爲徵集を延期したるものとす。

壯丁身長別人員 (昭和八年)

身長	實數	千分比
一米六五以上	二四、八三三	一九九
一米五五以上	三八、五〇九	六一九
一米四〇未滿	二二、八四三	一八三

壯丁教育程度 (徵兵事務摘要)

教育程度	昭和七年	同八年
大學令に依る大學	三、七四一	六、六二六
々部卒業者		

短期現役兵平均體重 (昭和八年)

身長	平均體重
一米七五以上	六四、九五〇
一米七〇以上	六二、三四五
一米六五以上	五八、七九〇
一米六〇以上	五五、〇七三
一米五五以上	五〇、四三〇
一米五〇以上	四八、三三六
一米四〇未滿	四六、四五六

特別大演習一覽

回数	年次	演習地	參加師團
一	二五	宇都宮地方	近衛、第一、二
二	三一	大阪地方	第三、四、九、
三	三四	仙臺地方	第二、八
四	三五	熊本地方	第六、十二
五	三六	姫路地方	第五、十一、
六	四〇	結城地方	近衛、第一、三、
七	四一	奈良附近	第四、九、十、
八	四二	宇都宮附近	第三、七、八、

壯丁と花柳病 (徵兵事務摘要)

年次	検査人員	花柳病患者數	検査人員千に對し
昭和三年	五七、二三八	七、三九一	一二、八三三
同四年	五九、三三八	六、六〇八	一一、二二三
同五年	六〇、一三三	六、〇六〇	一〇、〇三三
同六年	六三、一八九	六、一四六	九、七三三
同七年	六四、九六九	六、四〇九	九、九六九
同八年	六五、二四〇	七、八四七	一二、〇五五



- 二八 五 岡山附近 第五、十二
- 二九 六 熊本附近 第六、十二
- 三〇 七 大阪附近 第三、四、五
- 三一 八 福井地方 第九、十一

### 昭和九年度特別大演習

昭和九年度陸軍特別大演習左の如し  
 大演習日時 十一月十日演習参加部隊集  
 合完了△十一日大演習第一日△十二日大  
 演習第二日△十三日大演習第三日△十四  
 日觀兵式△十五日演習部隊解散  
 御賜餐 十一月十四日  
 大本營 群馬縣廳△統監部 前橋市群馬  
 縣立師範學校△觀兵式場 高崎市高崎歩  
 兵第十五聯隊

### 満洲・上海事變

#### 戦死傷者

(陸軍省調査)

事變發生當時より昭和九年七月末日までの陸軍將校下士官兵戦死傷總數	戦死	傷死	戦傷	計
満洲事變	二、〇〇二	二六二	五、五三七	七、八〇〇
上海事變	五三六	一一七	一、七八二	二、四三五
合計	二、五三八	三八八	七、三一九	一〇、三三五

我首席全權は齋藤實子である。  
 ◇ロンドン會議 英國の主催。日、英、米、佛、伊五國参加。昭和五年(一九三〇年)一月二十一日からロンドンに開會、四月二十二日調印式を擧げて閉會。

不戦條約の成立を前行とせるがためにジュネーヴ會議の英米對立を解消して容易に開會するを得たものである。帝國政府は先づ八吋砲搭載大型巡洋艦の保有量は對米七割を確保すること。潜水艦は現有勢力の七萬八千五百噸維持前二項の承認を條件として補助艦總噸數對米七割とすること。の三大原則を提げて會議に臨んだのであつた。然るに米國は主力艦比率五・五・三を補助艦にも適用せしめんとし、潜水艦全廢主義をもつて我が現有勢力維持主張に反對し、日米兩國の對立を激化し、會議の前途を悲觀的なものたらしめたが、松平リードの會商を繰返すうち遂に妥協點に到達し、日米兩國の主張を互ひに譲歩して補助艦總括日本 三、七〇〇噸 米國 五、三〇〇噸と(大體日本の主張せる七割に接近せるものと)、潜水艦は日米對等(日本の主

## 海軍

### 海軍軍縮問題

昭和十年即ち一九三五年にはロンドン條約再吟味の海軍軍縮會議が開かれることになつて居り、すでに昭和九年英國側の提議によつて關係國間において豫備交渉行はれ、帝國よりは松平駐英大使専ら其衝に當り、これを輔くるに海軍省より岩下大佐等派遣されてゐる。國際政局の微妙なる關係にある現在において昭和十年の海軍軍縮會議が世界注視の的となるべきは當然であつて、殊に三大海軍國の一たる我國民として重大關心事でなければならぬ。ワシントン會議及ロンドン會議における海軍制限協定内容は別項の如くであるが、更にこれを經過的に見れば左の如くである。

◇ワシントン會議 米國政府首唱。日、英、米、佛、伊五國参加。大正十一年(一九二二年)十一月一日からワシントンに開會。同十三年二月十一日閉會。會議劈頭、米國首席全權ヒューズ氏は所謂五、五、三比率強行の提案をなし、

張より約二萬五千噸低下)となり、甲級巡洋艦は一九三六年末までの對米七割(米國は他に三隻の起工をなすも一九三六年中には完成せしめず)を認めたものであつた。

我が首席全權若槻禮次郎氏よりの請訓に對し我が政府は此協定は一九三六年(昭和十一年)末に於て消滅するものであり、一九三五年に開かるべき次回の軍縮會議では日本は今回の協定に全く束縛されることなく、自由の立場に立つて保有量を主張するとの保留條件をもつて受諾を回訓したものであつた。かくて佛伊を除き日英米三國のみの協定は成立したのである。以上の三會議を段階として來るべき海軍軍縮會議は開かれるのであるが、なほ昭和七年(一九三二年)二月二日からジュネーヴに開かれた國際聯盟主催の一般軍縮會議を見のがし得ないであらう。この會議は陸、海、空の三部門にわたつたもので、いふまでもなく、海軍を主題として開かれたものではないが、當時の日、英、米三國よりの海軍々縮に關する提案そのものは、よし形をかへて現はれ來るとしても、次の海軍軍縮會議に働きかけるであらうことを思はし

我が首席全權加藤友三郎氏はこれに反對して飽迄七割を要求したが結局戰艦陸奥の復活と太平洋防備制限協定を條件として日英米三國間の協定は次の如く成立したのであつた。

△三國の保有し得べき主力艦

米國	十五隻	五二五、〇〇〇噸
英國	十五隻	五二五、〇〇〇噸
日本	九隻	三一五、〇〇〇噸

補助艦問題に對しては、英米は同様に比率強要をなしたるも、日、佛、伊三國の反對にて未解決に終る。

◇ジュネーヴ會議 米國政府首唱。日、英、米三國参加、佛、伊参加拒絶。

昭和二年(一九二七年)六月二十日ジュネーヴに開會、同年八月四日決裂を宣告す。ワシントン會議で失敗せる補助艦問題を收拾するにあつたが、英國は領土の廣大なるを理由として、補助艦に對しては米國より優勢を保持せねばならずと主張し米國はこれに對し英米均等主義を強調して譲らず、更に英國の小巡洋艦多數主義に對し米國の大巡洋艦主義においても相容れず、英米對立のまゝ、決裂して終つた。

### 華府條約海軍制限一覽

日	本	三、五〇〇	八、〇〇〇
英	本	三、五〇〇	一三、〇〇〇
北米	合衆國	五、三〇〇	一三、〇〇〇
佛	太	一、七五〇	六、〇〇〇
伊	太	一、七五〇	六、〇〇〇

△主力艦 各艦基準排水量三五、〇〇〇噸を越ゆるを得ず。備砲口径一六吋(四〇六耗)を越ゆるを得ず。  
 △航空母艦 各艦基準排水量二七、〇〇〇噸を越ゆるを得ず。但し(一)合計噸數の範圍内にて三三、〇〇〇噸を超えざるもの二隻を限り特に建造することを得。  
 (二)協約により廢棄せらるべき主力艦を之に轉用することを得。備砲(一)口径八吋を越ゆるを得ず。(二)口径六吋を越ゆる備砲ある時は五吋を越ゆる砲數合計十門以内とす。但し噸數二七、〇〇〇噸以上の航空母艦に於ては八門以内とす。  
 (三)航空機防禦用及口径五吋以下の備砲は無制限。







英 國 六六、〇〇〇噸 十二隻  
 米 國 六六、〇〇〇噸 十二隻  
 佛伊兩國は五六、〇〇〇噸（七隻）を最大  
 限度とし其の範圍内に於ては各の實際有す  
 べき量を關係國間に於て協定す。  
 （三）日、英、米、佛、伊の五國の各國に  
 通ずる乙級巡洋艦、驅逐艦及潜水艦の最大  
 限度の保有量を左の通り定む。  
 乙級巡洋艦 一五〇、〇〇〇噸  
 驅逐艦 一五〇、〇〇〇噸  
 潜水艦 七五、〇〇〇噸

△日英米提案比較表

艦種	日案	英案	米案
主力艦	三〇〇、〇〇〇	二七五、〇〇〇	二七五、〇〇〇
航空母艦	全	一〇一、二五〇	一〇一、二五〇
巡洋艦	八〇、〇〇〇	九六、〇〇〇	九六、〇〇〇
驅逐艦	全	一〇一、二五〇	一〇一、二五〇
潜水艦	全	一〇一、二五〇	一〇一、二五〇

太平洋に於ける列國海軍力一覽表

（昭和八年九月末現在）

艦種 排水量 速力 主砲  
 巡洋艦 九、八〇〇 三三・五 二〇糎八門  
 驅逐艦 九、八〇〇 三三・五 二〇糎八門  
 潜水艦 七五、〇〇〇 一五 一五糎六門

帝國艦隊編制

（昭和九年）

第一艦隊	第二艦隊	第三艦隊	第四艦隊	第五艦隊	第六艦隊	第七艦隊	第八艦隊	第九艦隊	第十艦隊	第十一艦隊	第十二艦隊					
第一戰隊	第一水雷戰隊	第一水雷戰隊	第一水雷戰隊	第一水雷戰隊	第一水雷戰隊	第一水雷戰隊	第一水雷戰隊	第一水雷戰隊	第一水雷戰隊	第一水雷戰隊	第一水雷戰隊					
霧島、扶桑、日向	出雲、叢雲、蒼龍	對馬、安宅、宇治	兩田、伏見、鳥羽	勢多、堅田、比良	保津、熱海、梅見	浦風、檜、栗、母見	伊號六六、伊號六五、伊號六四、伊號六三、伊號六二、伊號六一、伊號六〇、伊號五九、伊號五八、伊號五七、伊號五六、伊號五五、伊號五四、伊號五三、伊號五二、伊號五一、伊號五〇、伊號四九、伊號四八、伊號四七、伊號四六、伊號四五、伊號四四、伊號四三、伊號四二、伊號四一、伊號四〇、伊號三九、伊號三八、伊號三七、伊號三六、伊號三五、伊號三四、伊號三三、伊號三二、伊號三一、伊號三〇、伊號二九、伊號二八、伊號二七、伊號二六、伊號二五、伊號二四、伊號二三、伊號二二、伊號二一、伊號二〇、伊號一九、伊號一八、伊號一七、伊號一六、伊號一五、伊號一四、伊號一三、伊號一二、伊號一一、伊號一〇、伊號九、伊號八、伊號七、伊號六、伊號五、伊號四、伊號三、伊號二、伊號一	伊號三五、伊號三四、伊號三三、伊號三二、伊號三一、伊號三〇、伊號二九、伊號二八、伊號二七、伊號二六、伊號二五、伊號二四、伊號二三、伊號二二、伊號二一、伊號二〇、伊號一九、伊號一八、伊號一七、伊號一六、伊號一五、伊號一四、伊號一三、伊號一二、伊號一一、伊號一〇、伊號九、伊號八、伊號七、伊號六、伊號五、伊號四、伊號三、伊號二、伊號一	伊號三五、伊號三四、伊號三三、伊號三二、伊號三一、伊號三〇、伊號二九、伊號二八、伊號二七、伊號二六、伊號二五、伊號二四、伊號二三、伊號二二、伊號二一、伊號二〇、伊號一九、伊號一八、伊號一七、伊號一六、伊號一五、伊號一四、伊號一三、伊號一二、伊號一一、伊號一〇、伊號九、伊號八、伊號七、伊號六、伊號五、伊號四、伊號三、伊號二、伊號一	伊號三五、伊號三四、伊號三三、伊號三二、伊號三一、伊號三〇、伊號二九、伊號二八、伊號二七、伊號二六、伊號二五、伊號二四、伊號二三、伊號二二、伊號二一、伊號二〇、伊號一九、伊號一八、伊號一七、伊號一六、伊號一五、伊號一四、伊號一三、伊號一二、伊號一一、伊號一〇、伊號九、伊號八、伊號七、伊號六、伊號五、伊號四、伊號三、伊號二、伊號一	伊號三五、伊號三四、伊號三三、伊號三二、伊號三一、伊號三〇、伊號二九、伊號二八、伊號二七、伊號二六、伊號二五、伊號二四、伊號二三、伊號二二、伊號二一、伊號二〇、伊號一九、伊號一八、伊號一七、伊號一六、伊號一五、伊號一四、伊號一三、伊號一二、伊號一一、伊號一〇、伊號九、伊號八、伊號七、伊號六、伊號五、伊號四、伊號三、伊號二、伊號一	伊號三五、伊號三四、伊號三三、伊號三二、伊號三一、伊號三〇、伊號二九、伊號二八、伊號二七、伊號二六、伊號二五、伊號二四、伊號二三、伊號二二、伊號二一、伊號二〇、伊號一九、伊號一八、伊號一七、伊號一六、伊號一五、伊號一四、伊號一三、伊號一二、伊號一一、伊號一〇、伊號九、伊號八、伊號七、伊號六、伊號五、伊號四、伊號三、伊號二、伊號一	伊號三五、伊號三四、伊號三三、伊號三二、伊號三一、伊號三〇、伊號二九、伊號二八、伊號二七、伊號二六、伊號二五、伊號二四、伊號二三、伊號二二、伊號二一、伊號二〇、伊號一九、伊號一八、伊號一七、伊號一六、伊號一五、伊號一四、伊號一三、伊號一二、伊號一一、伊號一〇、伊號九、伊號八、伊號七、伊號六、伊號五、伊號四、伊號三、伊號二、伊號一	伊號三五、伊號三四、伊號三三、伊號三二、伊號三一、伊號三〇、伊號二九、伊號二八、伊號二七、伊號二六、伊號二五、伊號二四、伊號二三、伊號二二、伊號二一、伊號二〇、伊號一九、伊號一八、伊號一七、伊號一六、伊號一五、伊號一四、伊號一三、伊號一二、伊號一一、伊號一〇、伊號九、伊號八、伊號七、伊號六、伊號五、伊號四、伊號三、伊號二、伊號一	伊號三五、伊號三四、伊號三三、伊號三二、伊號三一、伊號三〇、伊號二九、伊號二八、伊號二七、伊號二六、伊號二五、伊號二四、伊號二三、伊號二二、伊號二一、伊號二〇、伊號一九、伊號一八、伊號一七、伊號一六、伊號一五、伊號一四、伊號一三、伊號一二、伊號一一、伊號一〇、伊號九、伊號八、伊號七、伊號六、伊號五、伊號四、伊號三、伊號二、伊號一	伊號三五、伊號三四、伊號三三、伊號三二、伊號三一、伊號三〇、伊號二九、伊號二八、伊號二七、伊號二六、伊號二五、伊號二四、伊號二三、伊號二二、伊號二一、伊號二〇、伊號一九、伊號一八、伊號一七、伊號一六、伊號一五、伊號一四、伊號一三、伊號一二、伊號一一、伊號一〇、伊號九、伊號八、伊號七、伊號六、伊號五、伊號四、伊號三、伊號二、伊號一

支那	東亞	印度	南洋	海軍	新西蘭	西印度	南美洲	印
カムバール	ホーキン	エンタープライズ	オーストラリア	アルバトロス	ジュニオン	イオミッド	フイロメル	スル
九、七五〇	九、八〇〇	七、五八〇	九、八七〇	四、八〇〇	四、八五〇	四、八五〇	二、五七五	四隻
三・五	三・五	二・九〇	三・五	三・〇	三・〇	三・〇	一・六五	巡邏艇
同	同	同	同	同	同	同	同	二隻
同	同	同	同	同	同	同	同	二隻
同	同	同	同	同	同	同	同	二隻

海軍	加海	奈海	陀軍	太平洋	亞細亞	米	佛
測量艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦
二隻	四隻	三隻	三隻	一五隻	一五隻	一五隻	一五隻
掃海艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦
四隻	四隻	三隻	三隻	一〇隻	一〇隻	一〇隻	一〇隻
母艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦
二隻	四隻	三隻	三隻	一〇隻	一〇隻	一〇隻	一〇隻
母艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦
二隻	四隻	三隻	三隻	一〇隻	一〇隻	一〇隻	一〇隻
母艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦
二隻	四隻	三隻	三隻	一〇隻	一〇隻	一〇隻	一〇隻















艦名 排水量 速力 工程

アチルズ 七、〇〇〇 三・五 竣工

オライオン 七、〇〇〇 三・五 竣工

ネプチューン 七、〇〇〇 三・五 竣工

エーシヤックス 七、〇〇〇 三・五 竣工

アンフイオン 七、〇〇〇 三・五 竣工

以上は一九三三年度より三ヶ年繼續事業として完成せしむる。

艦名 排水量 速力 工程

アチルズ 七、〇〇〇 三・五 竣工

オライオン 七、〇〇〇 三・五 竣工

ネプチューン 七、〇〇〇 三・五 竣工

エーシヤックス 七、〇〇〇 三・五 竣工

アンフイオン 七、〇〇〇 三・五 竣工

帝國艦船一覽(昭和八年九月末現在)

海軍省調査

艦名(基準) 排水量 竣工 速力 備砲 製造所

金剛 二九、三三〇 大正二 二六・〇 三六種八、一五種一六、一七種高角八 英國 ヴイツカリス社

艦名	排水量	速力	備砲	製造所
愛宕	九、八五〇	三・七	三六種八、一五種一六、一七種高角八	吳工廠
鳥海	九、八五〇	三・七	三六種八、一五種一六、一七種高角八	吳工廠
摩耶	九、八五〇	三・七	三六種八、一五種一六、一七種高角八	神戶川崎造船所
一等巡洋艦	計十二隻	排水量計(基準) 一〇七、八〇〇		
平戸	四、四〇〇	明治四四	二六種高角三	神戶川崎造船所
矢矧	四、四〇〇	四五	二六種高角三	三菱長崎造船所
天龍	三、三三〇	大正八	二四種四、八種高角	横須賀工廠
龍田	三、三三〇	八	二四種四、八種高角	佐世保工廠
球磨	三、三三〇	九	二四種七、八種高角	同
多摩	五、一〇〇	〇〇	三三種同	三菱長崎造船所
北上	五、一〇〇	〇〇	三三種同	佐世保工廠
大井	五、一〇〇	〇〇	三三種同	神戶川崎造船所
木曾	五、一〇〇	〇〇	三三種同	三菱長崎造船所
長良	五、一七〇	二二	三三種同	佐世保工廠
平鈴	五、一七〇	二二	三三種同	浦賀船渠會社
名取	五、一七〇	二二	三三種同	神戶川崎造船所
由良	五、一七〇	二二	三三種同	佐世保工廠
鬼怒	五、一七〇	二二	三三種同	神戶川崎造船所
阿武隈	五、一七〇	二二	三三種同	浦賀船渠會社
那珂	五、一七〇	二二	三三種同	神戶川崎造船所
神通	五、一七〇	二二	三三種同	三菱長崎造船所
夕張	二、八五〇	三三	二四種六、八種高角	佐世保工廠

艦名	排水量	速力	備砲	製造所
ポイボイズ	一、五〇〇	一五・〇	竣工	
シーホース	六四〇	一四・〇	同	
スターフィッシュ	六四〇	一四・〇	同	
セバ	一、八五〇	三三・〇	一月進水	
シーライオン	六七〇	一四・〇	三月進水	
シヤイオン	六七〇	一四・〇	起工中	
クライオン	一、八五〇	三三・〇	三月進水	
サライオン	六七〇	一四・〇	起工中	
スナツバ	六七〇	一四・〇	起工中	
ナツバ	一、五〇〇	一五・〇	起工中	
グラソバ	一、五〇〇	一五・〇	起工中	
シーウルフ	六七〇	一四・〇	起工中	

艦名	排水量	速力	備砲	製造所
樺名	二九、三三〇	四二・〇	同	神戶川崎造船所
霧島	二九、三三〇	四二・〇	同	三菱長崎造船所
扶桑	二九、三三〇	四二・〇	同	吳工廠
山城	二九、三三〇	四二・〇	同	横須賀工廠
伊勢	二九、三三〇	四二・〇	同	神戶川崎造船所
日向	二九、三三〇	四二・〇	同	三菱長崎造船所
長門	二九、三三〇	四二・〇	同	吳工廠
陸奥	二九、三三〇	四二・〇	同	横須賀工廠
比叡	一九、五〇〇	三三・〇	二七種高角八	横須賀工廠
練習艦	計一隻	排水量計(基準) 一九、五〇〇		
加古	七、一〇〇	一五	二〇種六、二種高角	神戶川崎造船所
古鷹	七、一〇〇	一五	二〇種六、二種高角	三菱長崎造船所
衣笠	七、一〇〇	一五	二〇種六、二種高角	神戶川崎造船所
青葉	七、一〇〇	一五	二〇種六、二種高角	三菱長崎造船所
那智	一〇、〇〇〇	二二	二〇種一〇、二種高角	吳工廠
妙高	一〇、〇〇〇	二二	二〇種一〇、二種高角	横須賀工廠
足柄	一〇、〇〇〇	二二	二〇種一〇、二種高角	神戶川崎造船所
羽黒	一〇、〇〇〇	二二	二〇種一〇、二種高角	三菱長崎造船所
高雄	九、八五〇	二二	二〇種一〇、二種高角	横須賀工廠

艦名	排水量	速力	備砲	製造所
愛宕	九、八五〇	三・七	三六種八、一五種一六、一七種高角八	吳工廠
鳥海	九、八五〇	三・七	三六種八、一五種一六、一七種高角八	吳工廠
摩耶	九、八五〇	三・七	三六種八、一五種一六、一七種高角八	神戶川崎造船所
一等巡洋艦	計十二隻	排水量計(基準) 一〇七、八〇〇		
平戸	四、四〇〇	明治四四	二六種高角三	神戶川崎造船所
矢矧	四、四〇〇	四五	二六種高角三	三菱長崎造船所
天龍	三、三三〇	大正八	二四種四、八種高角	横須賀工廠
龍田	三、三三〇	八	二四種四、八種高角	佐世保工廠
球磨	三、三三〇	九	二四種七、八種高角	同
多摩	五、一〇〇	〇〇	三三種同	三菱長崎造船所
北上	五、一〇〇	〇〇	三三種同	佐世保工廠
大井	五、一〇〇	〇〇	三三種同	神戶川崎造船所
木曾	五、一〇〇	〇〇	三三種同	三菱長崎造船所
長良	五、一七〇	二二	三三種同	佐世保工廠
平鈴	五、一七〇	二二	三三種同	浦賀船渠會社
名取	五、一七〇	二二	三三種同	神戶川崎造船所
由良	五、一七〇	二二	三三種同	佐世保工廠
鬼怒	五、一七〇	二二	三三種同	神戶川崎造船所
阿武隈	五、一七〇	二二	三三種同	浦賀船渠會社
那珂	五、一七〇	二二	三三種同	神戶川崎造船所
神通	五、一七〇	二二	三三種同	三菱長崎造船所
夕張	二、八五〇	三三	二四種六、八種高角	佐世保工廠

軍事・航空——海軍























英	一〇・三	横濱沖凱旋觀艦式	一六六	三二四、三九
二	二・八	神戶沖大演習觀艦式	一一三	四〇四、四六〇
大正元	二・三	横濱沖大演習觀艦式	一一五	四六〇、八三五
二	一・〇	横須賀沖恒例觀艦式	五七	三三三、九六五
四	三・四	横濱沖特別觀艦式	一三四	五九八、八四八
五	一〇・五	横濱沖恒例觀艦式	八四	四七三、二五四
八	七・九	横須賀沖御親閱式	二六	八六、〇一三
八	一〇・八	横濱沖大演習觀艦式	一一二	六二四、一八〇
		飛行機	二	

昭和	二一〇・三〇	横濱沖大演習觀艦式	一五八	六六四、二九三
三	三・四	横濱沖大禮特別觀艦式	一八六	七六八、八九一
五	一〇・六	神戶沖昭和五年特別大演習觀艦式	一六五	七〇三、二九五
八	八・五	横濱沖大演習觀艦式	一六二	八四七、七六六
		飛行機	八〇	
		飛行船	一	
		飛行機	二	
		飛行機	七	
		飛行機	一六〇	

### 航空

#### 列國の航空界

##### 英國

英國は世界大戦の苦き實驗と、常に大陸より脅威を受けてゐる關係上、空軍を獨立し空軍大臣の下に空軍政務次官、空軍次官を配し、法官、次官局、官房局、氣象局、人事局、參謀局、補給研究局並に各種委員も設け、別に最高機關として、空軍軍事參議院もある。本國防備は勿論、殊に南部地方の首都の空中防備を充實し、また内地、海外（植民地）艦隊にして、爆撃、戦闘機の配備にも重點を置いてゐる。機體も萬能機の如き最新型とか夜間爆撃機又は大型機

などを採用し、防備と戦闘手段に萬全を期してゐる。しかし航空船も三隻完成したが彼のR-10一號の遭難からこの政策は廢棄するに至つた。

##### 佛國

佛國は航空省の創設によつて、空軍の獨立をなし、軍事的にも航空器材にも重點を置き、益々歐洲に覇を唱へてゐる。現航空省には、航空大臣の下に官房、總務局、經理豫算局、空軍參謀部、技術局、陸軍航空局、海軍航空局、商業航空局、民間航空局及び航空通信部がある。斯くて内部の構成、命令權、航空兵科、機體の研究に改善變更を加へ、特に空中防禦演習、航空兵器の進歩改善に、素晴しい躍進を示しつゝある。現有勢力は陸軍一三六箇中隊、海軍二一箇中隊、植民地二箇中隊があつて、防空には

不斷の研究を怠らず、飛行機の裝備、武装航空器の戦略上の補充即ち戦闘準備を怠らない。

##### 米國

米國は空軍の擴張に努め、その航空兵力は世界一とも稱すべきものがある。現有勢力は陸、海軍並に護國軍と共に、是亦列國に覇を唱へてゐる。また飛行船、自由氣球、繫留氣球も、教育に必要なだけ備へ、地理的關係より敵國空軍よりの急襲に憂ひなしと云ふ見地から、航空の發達に意を注いでゐる。また民間航空を奨励し、航空豫備たらしめてゐるなど、萬遺憾なきものがある。そして合衆國本土の防空は主として、陸軍航空兵團の擔任とし、之れが爲め全兵力の四分の一を、東、西兩海岸に配置してゐる。そして大馬力の大型と航續力と速力

のある機體の充實を期し、その他輕油に代る重油發動機の研究も益々進められてゐる。

##### 伊國

伊太利はムッソリーニ首相となるや、バルボイ將軍に依つて、國防上に於ける空軍を重視し、航空兵科の確固なる基礎と國軍航空の全部を打つて一丸とする航空最高委員會を設け、銳意擴張に努め強大な空軍たらしめ、現在の空軍編制は、空軍大臣の下に空軍軍令部長、空軍次官をして、空軍獨立集團及び空軍諸學校を統制してゐる。彼の一九三三年のバルボイ將軍自ら指揮に當り、伊太利、シカゴ間の伊國飛行艇隊の大西洋を横斷して目的地に到着した大壯舉は世界空界に一大センセーションを起し且つ劃期的な大記録を作つたことは、未だ記憶

に新たなるものがある。猶ほ民間航空及空中輸送や航空工業も自給自足の途を樹て、優秀な機體の製作に躍進を續けてゐる。

##### 獨逸

獨逸は歐洲大戦後、軍事航空に制限を加へられたが、少しも意とせず、其の後多少緩和され、航空省も設置されることになつた。斯かる關係で民間の飛行機會社と協定して、その一部は軍人の飛行練習に充て臨時軍用機に改編し得られる用意があり、殊にルフト、ハンザ會社、獨逸航空會社では、航空路を擴張し、また超大輪送機まで進出し躍進を圖つてゐる。そして國內の飛行場の如きも甚だ多い。この航空制限にも屈せず適宜の方法を以て邁進發展を企圖してゐる。その勢力は侮り難いものがある。

##### 蘇聯邦

ソヴイェト、ロシアは、逐年陸軍飛行學校を建設し、軍事航空の大擴張に努力を續け且つ各種の研究機關も設けて國産機の製作に勢力を注いでゐる。その目覺しい躍進は注目に値するものがある。

##### 日本

我國軍事航空は陸海軍何れも航空本部で統轄し、陸軍には所澤、下志津、明野、濱松の四飛行學校と八箇飛行聯隊並に一箇氣球部隊が屬し、海軍には陸上部隊七箇隊、海上部隊として航空戰隊、航空母艦其他があつて、夫々飛行機を搭載して空中防禦に當つてゐる。また民間航空は選信省航空局で監督し、航空の取締、航空事業保護獎勵に關する事項を掌つてゐる。同航空局は元陸軍大臣の所管であつたが、大正十二年四月選信大臣の管理に移されたものである。

#### 各國からの訪日飛行（昭和九年八月十五日現在）

國名	年	度	操	縦	者	機	體	發	動	機	發	著	地	飛行距離(軒)
伊國	大正	九	・	五	フエラリン中尉	ズヴァS・P・A	二四〇馬力	ローマ	東京	一六、七〇〇				
佛國	大正	一三	・	六	ド・アジール大尉	アレグリー	一九A二型	ローレンルノー	四	二二、五〇〇				
英國	大正	一三	・	八	マクラレン少佐	グアルチュエフ	水陸兩用	ネビヤライオン	四五〇馬力	倫敦	霞ヶ浦	カムチャツカ	二〇、九五八	



米國	大正一三・八	マーチン少佐、スミス中尉、ネルソン中尉	ダグラス・リバイ四〇〇馬力	シヤトルル日本シヤトル	四六、五六〇
亞爾然	大正一三・一〇	ザンニ中尉、ペロー中尉	フォツカー水陸兩用ネビヤライオン四〇馬力	アマステルダム霞ヶ浦	一七、二六七
伊國	大正一四・九	デ・ビネード中佐 カンパニニーニ氏 クロモウ氏 ナイデーブ氏	サホイア飛行艇ローレン四五〇馬力	伊太利霞ヶ浦ローマ	五六、〇〇〇
蘇聯邦	大正一四・九	ナイデーブ氏	R一型リパテイ四〇〇馬力	モスクワ所澤	一〇、八五〇
丁抹國	大正一五・六	ホートベツト大尉	フォツカーC複葉ローレン四〇〇馬力	コペンハーゲン所澤	三一、七〇〇
波蘭國	大正一五・九	オルリンスキー中尉	アレゲー一九A二型ローレン四五〇馬力	ワルソー所澤	二〇、二八〇
チエツ	昭和二・九	シエースカラ氏 マテーラウフェル氏 コスト氏	エヌ一六型ローレン四五〇馬力	ブラーグ所澤	一五、四〇〇
佛國	昭和二・一〇	ル・ブリー氏	アレゲー一九型イスマノ六〇〇馬力	ノヤルスク(不時着)	五六、三九五
米國	昭和三・七	シーピーター・コリヤ大尉 ジョン・エツチ・ミアース氏	フエヤチャイルド型ワスプ四三〇馬力	紐育立川	一八、〇一五
獨國	昭和三・一〇	フエネヘルト男 レンゲリツヒ氏	エンカーW三三型同エル二五〇馬力	伯林東京	一五、二〇〇
獨國	昭和四・八	ヒューゴー・エツケナー博士	ツエツペリン伯號(航空船)マイバツハV・L二、五五〇馬力	米國獨逸霞ヶ浦	三三、六三二
米國	昭和五・四	グアン・リア・アラック氏 ゲーセンドルフア氏 フランシス・ロンバルサ	フォツカー機三發動機裝備	英國佛國支那立川	一七、〇〇〇
伊國	昭和五・七	シノ・カツパニニー少尉	フィアツト輕飛行機同八〇馬力	伊太利モスクワ追濱立川	一九、〇〇〇

日本	昭和五・八	東善作氏	トラベル・エアB四〇〇型ライト二〇〇馬力	メトロポリタン巴里立川	二二、三〇〇
英國	昭和五・一	ブルース夫人	アラックバインザブシー二型二二〇馬力	英國カラチ立川	一六、五三〇
佛國	昭和六・四	メンシユ氏、ピユルタン	フアルマン四五〇馬力アルサ號	巴里印度東京巴里	一六、六〇〇
英國	昭和六・八	アミー・ジョンソン嬢	シハピラント・プスモス輕飛行機シブシー三型二二〇馬力	倫敦シベリア立川	一一、〇〇〇
米國	昭和六・八	ヒュー・ハインズ氏	ペランカ單葉機ワスプ四二五馬力	紐育モスクワハバロ海道立川	航空法、要塞地帯法違反に問はれる罰金に處する
新西蘭	昭和六・八	エフ・シー・チエスター氏	モス水上機八〇馬力	ニュージラントシドニー	機體大破、負傷す
米國	昭和六・八	チャールズ・リンドバーク氏、アン夫人	ロツトヒード・シリウス單葉機(艇舟附)ライトサイクロン五二五馬力	紐育華盛頓、カナダ根室霞ヶ浦	計吐夷、紗那東沸に不時着水
獨國	昭和六・八	エツツドルフ嬢	エンカー・ユニオールA五〇型ゲートツト八〇馬力	伯林モスクワハルビン奉天京城廣島東京	
米國	昭和六・〇	パンゲホーン及ハインドン氏	ペランカ單葉機J型ワスプ四二五馬力	淋代ウエナツチ太平洋横斷(無著陸)	
獨國	昭和七・七	フォン・クロナウ氏	ドルニエ・ワール飛行艇	獨逸カナダ米國千島日本支那	
佛國	昭和八・四	マリイズ・イルツ嬢 ルメール機關士	フアルマン一九〇型ノーム・ロイン三百馬力「ジョエ第二號」	巴里東京	一七、五〇〇
芬蘭國	昭和八・六	グアイノ・ブレマー大尉	エンカリス(アームストロング・シドレ一八〇馬力)	芬蘭東京	一八、五〇〇
佛國	昭和九・三	マリイズ・イルツ嬢 プラータス機關士	アレゲー二七三型イスマノスキザ六五〇馬力	巴里東京(再度)	一六、〇〇〇



### 世界公認航空記録 (昭和九年八月一日現在)

種類	最大速度	航線時間	航線直線距離	最大高度
陸上飛行機	六五五軒 C.H.スタインフォース(英)	八四時三二 リース及ボツシー(米)	九、一〇四軒七〇〇 ゴドス及ロツシ(佛)	一三、六六一米 G.ルモア(英)
水上飛行機	六八二軒〇七八 フランチェスコ、アセルロ(伊)	三六時一分 エ・カゼイン及ボス・ワッセ(米)	四、三〇八軒三四〇 メルモ(佛)	一一、七五三米 エ・ソリーセク(米)
航空船	三三七軒六五 デルモット(佛)	九四時四分 ヒュゴ・エツケナー博士(獨)	一、二、三八四軒五〇〇 (同上)	三、〇八〇米 コーエン(佛)
陸上輕飛行機	一八九軒四三三 ラル・エツト及アランシエ ル(佛)	一六時二九 アルフレッド及グレンツツケ (獨)	三、九三九軒二四四 A.エールハルト(米)	一〇、〇〇八米 F.ニコロツト(伊)
水上輕飛行機	二、五八九米 R.クレインフェルド(獨)	三六時三五 K.シユミツト(獨)	四、五五軒八〇〇 (同上)	五、六五二米 チンメルマン(獨)
グライダー	七、三七八米(高度降下) ハミルトン(米)	八七時 フリーゴ・カウレン(獨)	三、〇五三軒七〇〇 ペルリナー(獨)	二、五八九米 クレンフェルト(獨)
自由氣球	一八米 M.ネリ(伊)	三八米(低空降下) レモン(米)	一、〇七八米六〇 (同上)	一八、六六五米 T.G.W.セツトル及 レ・フォードネー(米)
落下傘	九七二回(一飛行中) プロンツアル(佛)	三七時五五 マリイズ・バステエ夫人(佛)	三、九三九軒二四四 A.エールハルト(米)	九、七九一米 M.イルツ(佛)
宙返飛行	四〇五軒九二〇 エム・ハインリッツ(米)			
婦人飛行家記録				

### 民間飛行學校同操縦術練習所 (昭和九年八月現在)

名稱	所在地	代表者
亞細亞航空學校	東京深川浦	飯沼金太郎

研究飛行機	愛知新舞子	安藤孝三
安藤飛行機研究所	宇部市	葉方弘義
宇部航空輸送研究所	東京深川浦	小栗常太郎
小栗飛行學校	三岐市	猿田秀文
大根飛行場	三岐市	野田金一
各務飛行學校	三岐市	野田金一
高等飛行學校	三岐市	野田金一
國粹義勇隊	大津府	笹川良一
飛行隊	大津府	笹川良一
田中飛行研究所	東京深川浦	田中不二雄
第一航空學校	千葉縣船橋	...
高崎航空會	高崎市乘附	土谷全次
普賢航空會	京城飛行場	慎鐘 須
朝鮮飛行學校	京城飛行場	慎鐘 須
帝國飛行學校	津田縣	鈴木菊雄
東北飛行學校	秋田縣	鈴木菊雄
東亞飛行學校	千葉縣	鈴木菊雄
東京飛行學校	津田縣	川邊佐見
東京飛行學校	東京深川浦	遠藤辰五郎
名古飛行學校	名古屋市外	御原福平
飛行學校	小幡ヶ原	御原福平
日本輕飛行機俱樂部	津田縣	奈良原三次
日本航空學校	大濱海岸	井上長一

### 軍事・航空——航空

日本飛行學校	東京市羽田	相羽有
根岸飛行場	清水市三保	根岸錦藏
長谷川飛行場	松本市外	長谷川清登
濱松飛行學校	濱松市外	入江小四郎
北海義道	札幌飛行場	戸津高知
航空會	廣島縣宮島	惠美重美
宮島航空會	廣島縣宮島	惠美重美
愛國グライダー研究會	東京深川浦	清水綠
九州帝國大學航空會	霧ヶ峯グライダー研究會	長野縣 藤原咲平

### 民間航空機及發動機氣球製作所

△三菱重工株式會社(機、發)本社 東京市麴町區丸ノ内二ノ四△名古屋航空機製作所 名古屋市中區大江町△東京機器製作所 東京市品川區大井森前町	△川崎造船所飛行機工場(機、發)本社 神戶市東川崎町△工場 神戶市林田區東尻池△分工場 岐阜縣稲葉郡蘇原村	△中島飛行機株式會社(機、發)本社 群馬縣太田町△太田工場 同上△東京工場
(發)東京市杉並區宿町△東京事務所 東京市麴町區丸ノ内三ノ四	△愛知時計電機株式會社(機、發) 名古屋市千代田	△川西航空機株式會社(機、發) 兵庫縣武庫郡鳴尾村
△石川島飛行機製作所(機)本社 東京市麴町區丸ノ内東京海上ビル△月島工場 京橋區月島	△同立川工場 東京府立川町	△東京瓦斯電氣工業株式會社(發) 東京市大森區入新井町
△渡邊鐵工所(機) 福岡市千代町	△藤倉工業株式會社(氣球、航空船) 東京市品川區五反田三ノ一三二	△東京E.C.工業株式會社(氣球) 東京市世田谷區池尻町四三七
△氣球製作所(氣球) 東京市品川區東大崎	△伊藤飛行機製作所(機修理) 千葉縣津田沼町	△航空飛行機製作所(機修理) 埼玉縣所澤
△池貝鐵工所(各種內燃機關) 東京市芝區三田四國町	△濱松飛行機製作所(製作修理) 静岡縣濱名郡富塚村	



航空標識燈所在地

東京飛行場、戸塚、平塚、真鶴、十國峠、沼津、田子浦、三保、焼津、金谷、濱松、豊橋、幡豆、知多本宮山、明野飛行場、千世崎、關、加太、柘植、上野、笠置、生駒山、大阪飛行場、大阪朝日新聞社、須磨、室津、玉津、早島、笠岡、糸崎、上北方、鉾取山、五日市、岩國、高森、櫛濱、中關、宇野、苅田、石峰山、鐘ヶ岬、秋月、福岡松屋吳服店。

航空標識所在地

沼津、濱松、龜山、小豆島、今治、室積、中津、行橋、蔚山、黃澗、大田、天安、沙里院、平壤、定州、新義州、魏子窩。

本邦民間飛行場

△公共飛行場 東京(陸)大阪(水、陸)福岡(水)蔚山(陸)京城(陸)大連(陸)新義州(陸)新潟(陸)松江(水)富山(陸)△非公共飛行場 中島大井(東京)(水)川西鳴尾(兵庫)(水)城崎(兵庫)(水)東雲原(秋田)(陸)堺大濱(堺市)(水)高知(高知)(水)

航空無線電信所在地

航空郵便は速達取扱地域(東京、横濱、名古屋、大阪、京都、神戸、福岡、北九州、蔚山、京城、平壤、新義州、大連、旅順、滿洲飛行場(所在地)に宛てたるものは、特に料金を要せず、速達扱とせらる。

▽航空取扱料金(外に普通料金を加算のこと) 一、通常郵便

Table with columns for destination (e.g., 内地相互, 朝鮮, 滿洲) and rates for different mail types (e.g., 書状, 封緘, 封書, 葉書, 小包郵便).

日本航空輸送研究所

軍事・航空——航空

東京(東京市麹町區大手町)箱根(靜岡縣田方郡三島町)龜山(三重縣鈴鹿郡龜山町)大阪(大阪府北區堂島濱通)福岡(福岡縣糟屋郡多々良村名島)嚴原(長崎縣嚴原町)富江(長崎縣富江村)蔚山(朝鮮慶尙南道蔚山面)京城(朝鮮京城道京城府)大連(大連市)

民間定期航空輸送

日本航空輸送株式會社 社長 原 邦造 東京 大連 東京 富山 福岡 臺灣 大阪 上海(未開始) 東京 大阪間每週十二往返、大阪、大連間每週六往返 東京 富山間同上 (業務開始昭和四年四月) 日本航空輸送研究所 所長 井上 長一 大阪 高松 松山間(每週六往返) (業務開始大正二十二年七月) 東京航空輸送社 社長 相羽 有 東京 下田 清水間(每週三往返) (業務開始昭和五年八月) 朝日定期航空會 代表者 都築 直三 東京 新潟(夏季每週三往返) (業務開始昭和四年八月)

日本航空輸送會社

日本航空輸送株式會社は(東京市芝區田村

大阪・高松・松山線(旅客・郵便・貨物)

Table showing flight schedules and fares for the Osaka-Hiroshima-Matsuyama line, including departure and arrival times and rates for passengers and cargo.

〔旅客賃金〕大阪、松山間一八圓、大阪、高松間一二圓、高松、松山間一〇圓。帝國飛行協會(東京市芝區田村町一ノ三)大正二年四月、日本航空協會と合併、同會は航空に關する諸般の進歩發達を獎勵し且其の趣味、知識の普及と會員相互研究の便利とを謀るを以て目的とす。

總裁 梨本宮守正王殿下 會長 男爵 阪谷芳郎 副會長 田中館愛橘 同橋本圭三郎 總務理事 四王天延孝、財務理事 西野惠之助

町一ノ三)昭和三年十月資本金一千萬圓を以て創立、同四年四月から定期航空を開始、旅客、貨物及び郵便物の輸送業、航空路——東京、大阪、福岡、蔚山、京城、平壤、新義州、大連、東京、富山 (旅客賃金) 東京、大阪間三〇圓、大阪、福岡間三五圓、福岡、蔚山間一八圓、蔚山、京城間二二圓、京城、平壤間一三圓、平壤、新義州間一二圓、新義州、大連間二五圓、東京、富山間一六圓。 (遊覽飛行) 東京、大阪、福岡、蔚山、京城、大連各飛行場にて一回約三〇キロ、料金一人に付金五圓(毎月第一日曜及び團體隨時) (貨切飛行) フォッカー三發動機附旅客機(八人乗)一時間約三三〇圓、フォッカー一、スーパースター旅客機(六人乗)一時間約二五〇圓。 (貨物賃金) 内地相互間及び鮮滿相互間一圓(キログラム) 約二百六六匁毎に 金一圓 内地と鮮滿相互間 金二圓 (配達料)内 地 四匁毎に廿五錢 朝鮮及滿洲 四匁毎に廿五錢 (航空郵便)

民間航空機乗員一覽

Table listing names of private aviation crew members, categorized by rank (一等飛行機操縦士, 二等飛行機操縦士) and other roles.



▲萩野 了 ▲尾形 章 ▲奥山 順治  
 ▲和田喜三郎 ▲若林 劍 ▲渡邊 清藏  
 ▲渡邊 貞一 ▲加賀 要助 ▲加古 賢治  
 ○可兒滿壽夫 ▲海江田信武 ▲梶間 義孝  
 ▲梶原晋次郎 ▲片岡文三郎 ▲片山久太郎  
 ▲片桐保一郎 ▲片山良治郎 ▲川崎 鶴雄  
 ▲釜田善治郎 ▲鎌田 毅 ▲上川 正義  
 ▲笠井宗三郎 ▲龜井 五郎 ▲河内 一彦  
 ▲河野 與助 ▲金丸 末義 ▲金谷 準  
 ▲金子 一男 ▲横山 金吉 ▲横山 友象  
 ▲吉原 清治 ▲吉田 修作 ▲吉田 重雄  
 ▲米澤 峰藏 ▲米津 太平 ▲高木 昌己  
 ▲高橋 勇 ▲竹内匡之丞 ▲武田 次郎  
 ▲武川 一治 ▲且代 次雄 ▲田中 勸兵衛  
 ▲田中 勝藏 ▲田中 近美 ▲田中 清治  
 ▲谷口 米一 ▲谷 甚一 ▲丹原 芳正  
 ▲武雄 一夫 ▲曾根原 眞 ▲都築徳三郎  
 ▲土屋 與作 ▲塚原 勇造 ▲根岸 錦藏  
 ○中山 頼道 ▲中尾 純利 ▲中島 忠英  
 ▲中村 憲夫 ▲永田 厚美 ▲中野 政一  
 ▲長島 榮作 ▲長友 重光 ▲長尾 一郎  
 ▲室井 留雄 ▲村上 定延 ▲上原 紀夫  
 ▲上野 博志 ▲上出松太郎 ▲右田 潔  
 ▲海野 昌男 ▲内村 静則 ▲漆原 滋  
 馬道 才一

▲野口 昇 ▲野田 金一 ▲野寺誠太郎  
 ▲野池 判治 ▲延原 正義 ▲久保田 太  
 ▲國枝 實 ▲桑島 稔 ▲熊川良太郎  
 ▲熊野 季福 ▲熊倉 米吉 ▲黒米 孝三  
 ▲黒木 正明 ▲山口 元松 ▲山田 松一  
 ▲山田 好雄 ▲山本 信市 ▲山本 薫吉  
 ▲山崎 成位 ▲安岡 駒好 ▲松本 一男  
 ▲松井 勝吾 ▲松崎 武夫 ▲松尾 賢雄  
 ▲松本 武治 ▲松崎彌十郎 ▲松葉 賢雄  
 ▲松本 定 ▲町田 三郎 ▲前田 岩夫  
 ▲前田七之助 ▲藤田 三郎 ▲藤枝 祐夫  
 ▲藤原 照夫 ▲藤澤 秀雄 ▲藤本 善雄  
 ▲藤見 源八 ▲深野 憲男 ▲古川 貞吾  
 ▲伏見 善一 ▲小林 善晴 ▲兒玉 實久  
 ▲權田 善吉 ▲遠藤辰五郎 ▲江田 岩次  
 ▲江島 三郎 ▲安藤 浩 ▲阿部 藤平  
 ▲安部 隆 ▲安藤 孝三 ▲阿部 勉  
 ▲浅香 良一 ▲浅井 兼吉 ▲東 善作  
 ▲赤池 萬作 ▲青木 峰藏 ▲青木 松次  
 ▲青木 清衛 ▲荒川 久助 ▲荒木 次郎  
 ▲天貝 民藏 ▲有賀 光司 ▲齊藤 兼一  
 ▲酒井市麻呂 ▲齋藤 羊五 ▲櫻澤 忠光  
 ▲酒井秀夫 ▲佐藤 正 ▲木下耶麻次  
 北島常次郎

▲三好 守 ▲宮本 茂 ▲宮本 正義  
 ○美濃 勇一 ▲四ノ宮 清 ▲下川 正幸  
 ○下山 二郎 ▲清水 孝作 ▲清水 忠臣  
 ▲柴田 熊雄 ▲志知 亮 ▲志摩 勝三  
 ▲白石 重郎 ▲白石 留藏 ▲慎々 元三  
 ▲弘中 正利 ▲平松 牛郎 ▲久家 元三  
 ○諏訪 勝人 ▲瀬川 貞雄 ▲關口 龜吉  
 ▲鈴木 友茂 ▲末松 春雄 ▲鈴木 菊雄  
 ▲鈴木 末松 ▲鈴木 春雄 ▲鈴木 菊雄  
 ▲伊藤 西夫 ▲伊藤 良彌 ▲伊藤 信雄  
 ▲伊谷 明一 ▲井上 善一 ▲飯島 行男  
 ▲飯田 弘孝 ▲飯田 量 ▲飯島 英勝  
 ▲飯島 勇 ▲石川 加一 ▲石田 雅雄  
 ▲石井 留吉 ▲石橋虎眞早 ▲石橋 雅雄  
 ▲市川 梢三 ▲尹 昌 鉉 ▲尹 公 欽  
 ▲今井小まつ ▲今井 仁 ▲今川 重行  
 ▲今野 孝義 ▲稻垣 新吉 ▲稻田 政治郎  
 ▲磯部 昌夫 ▲岩倉 具邦 ▲岩崎 哲三  
 ▲萩原 嘉重 ▲早弓 勝己 ▲濱野松太郎  
 ▲蜂須賀正氏 ▲畑山 武夫 ▲畑村 芳瑞  
 ▲林 茂 ▲由三 ▲花形 昭  
 ▲原田 隆 ▲原 實 ▲新田 茂彦  
 ▲西内 滿喜 ▲西村 大助 ▲北郷 涼  
 ▲本庄 兼則 ▲本多 成 ▲彭 金 國  
 ▲別府 景光 ▲戸野 元 ▲豊田安太郎

▲外山 達夫 ▲富島 隆 ▲富谷 政七  
 ▲遠山 淡 ▲道紺 俊雄 ▲土岐 清  
 ▲陳 鶴聲 ▲李 貞 喜 ▲李 繼 煥  
 ▲ル・ネーション ▲大野源治郎 ▲大野 資  
 ▲大崎 資良 ▲大宅 武次 ▲大谷 勇次  
 ▲大須賀眞平 ▲大西 甫 ▲大原 次郎  
 ▲大岸眞佐勝 ▲大牧準四郎 ▲大渡 次勝  
 ▲大花 義八 ▲太田 善藏 ▲小栗常太郎  
 ▲小川 政信 ▲小笠原米一 ▲萩原 周夫  
 ▲奥村 六男 ▲沖田 新人 ▲若宮 稔  
 ▲渡部 進 ▲渡邊 美雄 ▲渡邊 國重  
 ▲渡邊 宏 ▲和田 正雄 ▲和久田善雄  
 ▲加藤 正 ▲加藤 弘一 ▲加藤 保  
 ▲加藤 高明 ▲加藤 守 ▲神谷清四郎  
 ▲川地 晋治 ▲川北 新造 ▲川崎 芳次  
 ▲河合 忠夫 ▲片山良治郎 ▲片倉 幸夫  
 ▲影山 太郎 ▲神田 正治 ▲勝谷 正  
 ▲甲斐 茂吉 ▲角替 一彦 ▲上仲 鈴子  
 ▲桂林 高廣 ▲吉村 豆意 ▲吉田 榮  
 ▲吉田 竹治 ▲高橋福次郎 ▲高橋今朝治  
 ▲高橋金三郎 ▲高橋 美光 ▲高村 守雄  
 ▲高石 晴夫 ▲高階 正二 ▲高川 一郎  
 ▲田畑 勝 ▲田中 春雄 ▲田中 照夫  
 ▲田中 政雄 ▲谷口 芳雄 ▲竹田 伊三  
 ▲武内 政雄 ▲館 二三一 ▲瀧澤美喜代  
 ▲フランシスコ・レース ▲惣萬菊太郎

▲塚越 賢爾 ▲辻 清一郎 ▲津本 正男  
 ▲並木 米三 ▲榎林 壽一 ▲中川 伊澤  
 ▲中川喜久造 ▲直井 一雄 ▲成田 稔  
 ▲長山きよ子 ▲頼 春 貴 ▲村上 好盛  
 ▲村尾 誓圓 ▲上田 茂樹 ▲梅本 幸一  
 ▲梅田 芳江 ▲内田 次郎 ▲馬道 才一  
 ▲信田五平治 ▲野呂忠三郎 ▲野崎 八郎  
 ▲野村 潔 ▲信岡 正典 ▲熊谷 梯司  
 ▲熊谷 義則 ▲久保田なほし ▲栗村 盛孝  
 ▲熊原 香 ▲久富 巖 ▲黒瀬 寅雄  
 ▲黒澤 健 ▲山本 良三 ▲山本 寅雄  
 ▲山崎房次郎 ▲山崎 春雄 ▲山口 秀市  
 ▲山中 善一 ▲山岡 義弘 ▲山口 清  
 ▲矢野 香六 ▲敷内 光子 ▲矢野 敏男  
 ▲安多 行英 ▲安田 倫久 ▲揚 清 溪  
 ▲松本 キク ▲前川 貞一 ▲松崎 二郎  
 ▲圓山 芳文 ▲馬淵テフ子 ▲待場 四郎  
 ▲榑田 恒夫 ▲藤森 眞秀 ▲藤田榮三郎  
 ▲藤田 敏雄 ▲福島 彌七 ▲福島 信夫  
 ▲船津 勇 ▲古賀 功 ▲近藤 通  
 ▲小林 實 ▲小林 公平 ▲小林直太郎  
 ▲小西金次郎 ▲小阪 禪令 ▲小俣 壽雄  
 ▲小松原宗五 ▲小暮 友吉 ▲後藤 儀作  
 ▲侯 鼓 衰 ▲黃 可 寬 ▲黃 慶 國  
 ▲浩吉 石 ▲吳 成 玉 ▲田 相 國

▲寺川 健爾 ▲天野 嗣夫 ▲阿部勝太郎  
 ▲足立金三郎 ▲青山 伊吉 ▲浅川進一郎  
 ▲足立 正一 ▲浅利 吉司 ▲浅野 武夫  
 ▲浅田金三郎 ▲荒木 清吉 ▲荒木 孝就  
 ▲新井 亮助 ▲縣 信男 ▲佐々木泰助  
 ▲佐々木留一 ▲澤 雄一 ▲佐藤 哲  
 ▲佐久間義雄 ▲榑 政行 ▲澤田 芳夫  
 ▲澤田 義文 ▲齋藤 國松 ▲木下 豊吉  
 ▲坂井 菴 ▲齊藤 國松 ▲岸本 密次  
 ▲木下 利正 ▲木部シゲノ ▲岸本 密次  
 ▲菊池東之助 ▲金 東 業 ▲金 榮 浩  
 ▲北島 昌藏 ▲北村 謙 ▲水上 俊明  
 ▲三溝 桃介 ▲三野 泉藏 ▲三谷 勝龜  
 ▲宮野 正夫 ▲志鶴 忠夫 ▲鹽田平四郎  
 ▲新屋 弘市 ▲正田マリエ ▲徐 雄 成  
 ▲周 盛 科 ▲篠田 久三 ▲鳥 吉 正  
 ▲後川 利夫 ▲篠水清一郎 ▲芝谷 一雄  
 ▲日比省三 ▲日比野宗雄 ▲日具 整一  
 ▲平井 二一 ▲平井 岩太 ▲平松 時善  
 ▲元鳥 喜讀 ▲森 勤六 ▲森 三 佐男  
 ▲關 房藏 ▲關 孝 ▲瀨川 良立  
 ▲シヨセフ・セレス ▲グスタフ・セーリヒ  
 ▲須浦 好二 ▲隅田悠紀雄 ▲杉浦 光夫  
 ▲末藤 廣作 ▲鈴木 一男 ▲鈴木 富雄  
 ▲鈴木 保 ▲鈴木 しめ ▲鈴木 克己



鈴木 昇一 鈴木 正憲 鈴木良之助  
 三等飛行機操縦士  
 石井 敏雄 石原千四郎 石神 安清  
 井倉 善彌 池原 弘道 羽館 易  
 秦 登 西川 輝雄 譽田新次郎  
 本登 勝代 北郷 欽也 德永 恒夫  
 豊田 新作 富山 一男 東儀 正博  
 陳 金水 陳 星 劉 開 譜  
 林 裕民 大塚 正直 大倉 鷹雄  
 太田榮次郎 王 仁 元 翁 希 卞  
 脇田 典 鷺見 久雄 加賀谷友太郎  
 川上 新太 河田 倫三 姜 遇 陽  
 米山 一雄 玉井藤一郎 玉井 秀雄  
 竹原 一雄 竹中 泰門 高本 恂三  
 高橋 三郎 田中不二雄 孫 省 三  
 高橋 亞民 染野六之輔 名倉 三郎  
 村井 定一 山内 保三 山本 誠行  
 松浦庄三郎 藤井 ヤエ 伏見 二郎  
 吳 華 梁 胡 小暮 友吉 郷道 武郎  
 郡 再 三 阿 部 榮 安東 四郎  
 佐藤 芳人 佐藤不二雄 佐藤 駒吉  
 佐宗 千歳 金 治 珣 朱 實 仁  
 徐 縉 趙 成 洵 溝口 宗彦  
 深山 泉 廣江 由昌 廣幡 富男  
 平居源三郎 平野 貞彦 森田 且守

航空機操縦士  
 伊藤 幹次 伊藤 直人  
 井原 喜藤 井原 慶一  
 石井 昌治 石川 政雄  
 乾 信明 飯村 三藏  
 島山儀三郎 萩原 嘉重  
 原 喜久郎 原 隆一  
 新關 三郎 西川 鶴吉  
 富樫 彦三 堀江 正春  
 大久保寅來 大場 榮治  
 大和田義正 岡部 武夫  
 岡本 虎男 岡部 武次  
 加藤 健次 岡村 武一  
 河崎 恒次 河内 博  
 川井 喜一 笠川 與助  
 梶原晋二郎 吉村 榮作  
 米山 又男 横池 秀義  
 田中 了 高橋寛二郎  
 高橋 晋作 高津治三郎  
 塚越 賢爾 辻田 護  
 長岡 勳 長瀬 忠司  
 中尾 正直 中島 憲三  
 村井 定一 清川 壽一  
 内野 一三 上出松太郎  
 工藤 久雄 黒川 春雄

熊井義太郎 桑原英三郎  
 山内 豊信 山内 高造  
 増田 清二 丸山丑三郎  
 後藤安太郎 近藤 通  
 五味 喜七 小泉 修  
 小山田二郎 小林英次郎  
 江戶 太一 寺崎 壽雄  
 阿部新太郎 荒井 忠作  
 有川健太郎 赤澤 三郎  
 佐藤 與一 佐藤 左内  
 佐々木定衛 佐久間 稔  
 齋田宮之助 坂本 定治  
 宮田 延雄 坂本 丈夫  
 椎木 甚一 宮城 丈夫  
 下原 繁久 鳥崎 清  
 平岡 勇 遠藤 久藏  
 森田 俊 平野 勝  
 鈴木 一郎 仙野 利男  
 鈴木 滿平 鈴木米太郎  
 自由氣球操縦士  
 小田荒太郎 小濱 鶴一  
 一等航空士  
 本間 清 關根 幸雄  
 二等航空士  
 井下 知義 小野 三男  
 渡邊重太郎 渡邊 金彌  
 菅野 卯作

航空界の殉職者

▲陸軍(昭和八年一月以降)

航中尉香掛節雄、航曹長古寺巽、航少尉橋本新次、航大尉井上熊藏、航曹長鎌田知作、航特曹大谷三代吉、航軍曹永利久記、航曹長森德次郎、航軍曹重本軒一郎、航曹長奥田四郎、航曹長堀田宗之、航曹長武田重雄、航曹長多島琢磨、航特曹佐藤武雄、航曹長白川光雄、航曹長附柴鈴三郎、航曹長小野健男、職工田島國三郎、航少佐萩田喜三郎、航中尉田畑兼雄、同矢野忠憲、航曹長荒岡喜三治、航特曹楠家重治、航軍曹馬野忠義、航大尉鶴廣義、航特曹谷田善七、航曹長木下利男、航軍曹丸山關一郎、航中尉石田權吉、航曹長福田乙吉、航曹長吉田一航少佐田村三五、航中尉淺野金吾、航少尉根本正一、航伍長青木恒利、同岡本繁秋、航中尉淺井弘、航曹長加賀見柳作、航特曹相馬善井、航特曹根本正、同山崎金五、航軍曹辻清一郎、航曹長松本一人、航特曹壇上春雄、上等二等看護兵原實、航軍曹西門稔夫、航中尉佐藤謙一、航特曹足立順市、航

▲海軍(昭和八年一月以降)

特曹小林芳美、航少佐村崎勝、濱松飛行學校職員植松俊雄、航曹長佐々木政雄、航中尉北川嘉吉、航曹長平政夫、同仁井田牛内、航大尉糸田貞吉、同西村浩、航少佐岡村光彦  
 特少尉盤井政行、中佐進信藏、一機村上政治、二航曹市川樹雄、少佐神森義雄、少佐黒井明、一航曹志和屋清高、大尉百崎三郎、航曹長松野宗四郎、一水兵池田善男、同野島久雄、少佐松田輝雄、航曹長白川悟、少佐白濱重豊、一航兵齋藤寅次郎、同平林正太、三航曹清水文次、一航兵村岡建壽、主計特少尉坂上末太郎、一航兵藤田駒太郎、機關大尉田尻幸男、特中尉西川熊太郎、大尉今井今吉、三航曹功力佳明、三航曹宮崎幸市、同桑村茂、同佐藤保、海軍技手熊谷隆平、同小松清、三航曹松岡松勝、二航兵川上勉、少佐橋石鎮雄、少佐市川榮、二航曹渡邊要次、一航曹野田光一、三航曹坂田昌三、二航曹川端秀治、航曹伊藤近志、大尉高野初男、一航兵鈴木壽一、二航曹吉田武雄、三航曹植野三郎、航曹長工藤三四郎、二航曹藤原清、三航曹相良榮、二等主計兵伊藤新吉、航特少尉中林正、少佐増田作治、二航兵田口司、同丹下政一、豫備中尉藤並

航空近事

◇郵便機煙筒に接觸墜落



一月六日 日本空輪會社西高操機士は、郵便専用機の試験飛行を大阪飛行場で行ひ、著陸の際、大煙筒に接觸墜落、機體を大破し、操縦士は重傷を負うた。

◇エンゼン凍結し不時著  
一月十二日 立川飛行第五聯隊久保木中尉は、八八式偵察機で夜間飛行訓練中、寒氣の爲めエンゼンが凍結し、附近の田圃内に不時著陸したが機體を損傷したのみであつた。

◇艦上發着演習中墜落す  
一月廿二日 航空母艦「赤城」の市川榮大尉は、戦闘機を操縦、艦上發着演習中、海中に墜落、行方不明となつた。

◇立川機超快速の新記録  
一月廿三日 立川飛行第五聯隊高橋武中尉を編隊長とする九一式戦闘機三機は、立川、大阪間四百二十軒を一時間九分で飛行し、超快速力の記録を作つた。

◇立川、八丈島往復飛行  
一月廿四日 立川飛行第五聯隊では松村大尉指揮の下に、九一式戦闘機で立川、館山、八丈島間往復飛行を決定した。

◇耐寒長距離飛行の故障  
一月廿四日 太刀洗飛行第四聯隊では、八八式偵察機六機、九二式戦闘機五機を以

て、朝鮮羅南、新義州との兩地耐寒長距離飛行を決定したが唯一機故障を生じたのみで夫々歸還した。

◇小型飛行艇長距離飛行  
一月廿日 館山海軍航空隊では小型飛行艇を加へて二十機で館山、串本、明野間の長距離飛行訓練を舉行、各機共難航を續けたが、遠藤一等航曹搭乗機は故障で伊勢灣に不時着水したのみで、他は原隊に歸還した。

◇海軍機三機が行方不明  
一月廿日 大村海軍航空隊の海軍機五機は宮崎縣富安飛行場に向つたが、三機だけ行方不明となつた。

◇夜間郵便機海中に墜落  
一月廿一日 日本空輪會社鶴原貞一操縦士は、夜間郵便機で東京(羽田)飛行場から大阪に向ふ途中、カスに撞まれ大阪木津川口平林埋立地沖海中に墜落した、機體は発見されたが鶴原飛行士は発見されなかつた。

◇攻撃機の九州一周飛行  
一月廿一日 大村海軍航空隊中西中尉指揮の攻撃機四機で九州一周を行つた。

◇明野、平壤間耐寒飛行  
二月四日 明野飛行學校では野口少佐指

一北洋號は、淺島海岸小湊沖合で海上に不時着水し、搭乗者行方不明となつた。

◇夜間飛行中重機墜落

二月十四日 濱松飛行第七聯隊田村三五大尉指揮の下に、八七式重機墜落の夜間飛行訓練中、濱名郡富塚村の松林中に墜落、搭乗の田村大尉、淺野金吾少尉、根本正一特務曹長、青木恒利、岡本繁秋兩上等兵は殉職し、小俣上等兵は重傷を負うた。

◇空中衝突で墜落と分解

二月十六日 各務ヶ原飛行第一聯隊淺井弘少尉の九一式戦闘機と、八日市飛行第三聯隊加賀美柳作軍曹操縦、篠部正人軍曹同乗の八八式偵察機と聯合演習中、愛知縣丹羽郡扶桑村の上空で空中衝突をなし、戦闘機は墜落、偵察機は空中分解をなし、淺井少尉、篠部軍曹は落下傘で降下したが、加賀美軍曹は殉職した。

◇猛吹雪で偵察機の遭難

二月十九日 所澤飛行學校の所澤、平壤間航空訓練飛行の乙式偵察機二機は、途中猛吹雪に遭ひ、根本、山崎兩曹長搭乗機は伊勢灣で行方不明となつた。

◇山腹に激突して焼失す

二月廿一日 大村海軍航空隊の高野中尉伊藤航兵曹、近藤二航曹搭乗の攻撃機は、

揮の下に、偵察機、戦闘機十八機を以て、明野、平壤間長距離耐寒飛行を決定、三機だけ途中不時着し機體を損傷したが、他は無事平壤に著陸した。

◇鶴原飛行士の飛行服発見  
二月五日 墜落行方不明となつた日本空輪會社鶴原飛行士の飛行服は兵庫縣有馬田海岸で発見された。

◇電車架線に接觸墜落

二月六日 立川飛行第五聯隊福田軍曹は甲式四型戦闘機を操縦、訓練飛行中、中央線日野驛附近の電車架線に接觸し鐵橋上に墜落、機體を粉碎して同軍曹は殉職した。

◇國民新聞愛讀者獻納機

二月十一日 代々木練兵場で、國民新聞愛讀者獻納の愛國一〇八號並に藤倉工業、日本化工會社獻納、廣軌牽引車、小糸製作所獻納の航空燈臺、渡邊氏獻納航空兵器の獻納命名式を行つた。

◇強風に煽られ空中分解  
二月十二日 所澤飛行學校學生吉田軍曹は、乙式偵察機で訓練飛行中、強風に煽られ空中分解して墜落、殉職した。

◇報國機、海上に不時著

二月十二日 大湊海軍航空隊所屬、吉田一航兵操縦、鈴木二航兵同乗の、報國第一

◇飛行艇、漁船と衝突す  
二月廿六日 館山海軍航空隊大串中尉は一五式飛行艇で夜間訓練をなし著水の際、航行中の漁船吉田丸と衝突、漁船は大破、乗組の船員は重傷を負うた。

◇輕爆機松林中に墜落

二月廿八日 濱松飛行第七聯隊井口歌三郎航曹は、輕爆機を操縦飛行中、飛行場東北松林中に墜落、機體を大破し、井口氏は重傷を負うた。

◇カソリン缺乏から墜落

三月一日 下志津飛行學校の平壤飛行中森川曹長操縦、山樹少尉同乗の八八式偵察機は、大分縣大鶴村上空でカソリンの缺乏から墜落、機體は山腹にて粉碎したが、兩氏は落下傘で降下した。

◇火達磨のまゝ、無事著陸

三月一日 立川飛行第五聯隊小林善晴中尉は、八八式偵察機で訓練飛行中、エンゼンから發火したが、直ちに油送管を閉鎖し立川飛行場に著陸した、その沈著機宜を得た行爲は賞讃された。

◇平壤飛行に記録を作る

三月三日 下志津飛行學校鈴木特曹、竹内大尉搭乗の八八式偵察機は、下志津、平壤間千七百軒を七時間五十五分で突破し、



新記録を作った。

◇模型機の滞空新記録  
三月四日 オール関東アマチュア模型飛行大会を大宮グラウンドで開催、茨城縣眞壁町久保谷隆一君は滞空廿六分廿七秒の記録を作った。

◇少年航空兵殉職す

三月六日 大村海軍航空隊少年航空兵植野三郎操縦、梅林少尉、伊藤三航曹同乗の攻撃機は、鹿屋飛行場で各種訓練飛行中、宮崎縣細島沖に墜落し、植野少年航空兵は殉職、他の二氏は救助された。

◇イルツ嬢、再度の飛来

三月六日 佛國女流飛行家マリイズ・イルツ嬢は、再度の訪日飛行として、歐亞一萬六千百軒を翔破し、東京(羽田)飛行場に到着した。

◇空中ラザオ交換飛行

三月六日 立川飛行第五聯隊中村大尉指揮で、八八式偵察機三機は、空中ラザオを交換しつゝ、立川、大島、新島、八丈島飛行に成功した。

◇給油管の故障で墜落

三月七日 聯合戦闘演練のため飛行第一聯隊九一式戦闘機を佐藤中尉操縦、三方ヶ原飛行場を出発の刹那、給油パイプに故障

を生じ墜落したが同中尉は重傷を負った。

◇知多半島で殉職者発見  
三月八日 伊勢灣上空で行方不明となつた根本、山崎兩曹長搭乗機は、知多半島西浦村刈屋の沖合で死體と共に発見された。

◇中京で空襲防護演習

三月九日 名古屋市中心とする防空演習が行はれ、燈火管制も布かれ、壯烈な空襲と防護演習などがあつた。

◇空中で腦震蕩を起す

三月十一日 各務ヶ原飛行第二聯隊大澤四郎中尉操縦、小杉義雄軍曹同乗、偵察機で仙臺から原隊に歸還の途中、福島縣小名濱上空で、大澤中尉は空中で腦震蕩を起したが、辛うじて同海岸に不時著し、機體は小破し搭乗者は軽傷を負った。

◇訪日飛行家に功章

三月十二日 帝國飛行協會では、再度飛來した佛國女流飛行家、マリイズ・イルツ嬢、プラークス機關士に對し有功章を贈つた。

◇右翼が折れ畑中に墜落

三月十五日 第一航空隊隊所屬戦闘機を松谷茂中尉操縦、鹿兒島縣志布志沖で訓練中、機體の右翼が折れ、畑中に墜落大破したが、同中尉は落下傘で降下した。

戦闘飛行訓練中、海上に墜落、機體は沈没したが、同中尉は身を以て機體から脱出して無事だった。

◇箱根の山中で墜落殉職

四月九日 下志津飛行學校壇上春雄曹長は、九一式戦闘機を操縦、下志津、明野間往復飛行の途、箱根山中上空で密雲に妨げられ密林中に墜落、殉職した。

◇立川、八丈島間飛行

四月十二日 立川飛行第五聯隊では偵察機五機と六機の兩班が、中村、青木兩大尉指揮の下に、立川、水戸、大田原間並に立川、大島、八丈島間飛行を行つた。

◇平壤往復飛行の故障

四月十四日 立川飛行第五聯隊では九一式戦闘機並に八八式偵察機各十機を以て立川、平壤間往復飛行を決定した。

◇この中、小林中尉操縦の偵察機は遠州灘に墜落、浦中中尉操縦の戦闘機は愛知縣伊良湖射撃場に不時著した。尙ほ翌日歸還飛行の齋藤隆夫軍曹操縦の戦闘機は奈良縣宇陀郡内牧村山林に墜落したが、同軍曹は落下傘で降下した。

◇輕爆機の滞空新記録

四月十七日 平壤飛行第六聯隊の阿蘇正藏軍曹は、輕爆機に依る、滞空九時間二

◇民間機、石垣に激突す

三月十八日 山梨在郷軍人航空研究所屬篠田二等操縦士は、サルムソン機で縣内飛行をなし甲府練兵場に著陸の際、石垣に機翼が觸れて大破、同飛行士も負傷した。

◇盲目飛行中墜落し殉職

三月十九日 太刀洗飛行第四聯隊の辻精一郎伍長操縦、松本一人軍曹同乗、八八式偵察機で盲目飛行練習中、五十米の低空から墜落、兩氏は重傷後、遂に絶命した。

◇イルツ嬢猛吹雪と闘ふ

三月廿日 訪日飛行の佛國女流飛行家イルツ嬢は東京飛行場を出発、歸國の途に就いたが、當日は猛吹雪と闘ひ、朝鮮江原道獐鶴面に不時著陸した。

◇不時著水の刹那墜落す

三月廿二日 横須賀航空隊所屬六機編隊で八丈島方面へ飛行中の工藤三四郎一兵曹操縦、藤原清三郎兵曹、日名子留吉少尉同乗の、一三式艦上攻撃機は不時著せんとして墜落、工藤、藤原兩氏は殉職、日名子氏は重傷。

◇飛行艇大快速力を出す

三月廿日 佐伯海軍航空隊所屬飛行艇二機は館山から佐伯灣まで四百三十海里を六時間卅分で飛翔した。

十四分の記録を作った。

◇新京西郊に墜落殉職

四月十八日 新京飛行隊の安達曹長は、偵察機を操縦、新京西郊ゴルフ場上空でエンジン故障で墜落、殉職した。

◇故後藤氏の慰靈碑除幕

四月十八日 太平洋橫斷準備飛行中殉職した故後藤勇吉氏の慰靈碑除幕式が故人の郷里宮崎縣延岡市城山公園で舉行された。

◇離陸刹那に墜落大破

四月廿日 立川飛行第五聯隊河合曹長操縦、山内軍曹同乗の偵察機は離陸直後失速状態に陥り墜落大破したが搭乗者は無事だった。

◇新京格納庫焼失す

四月廿三日 新京飛行場格納庫から發火し、同格納庫と滿洲航空會社の事務室は焼失した。

◇戦闘機が空中で分解

四月廿三日 平壤飛行第六聯隊那宇軍曹は九二式戦闘機で訓練飛行中、突如空中分解をなしたが同軍曹は落下傘で降下した。

◇立川、仙臺間の夜間飛行

四月廿五日 立川飛行第五聯隊では、立川、仙臺間無著陸夜間飛行を決定、中村、小林兩中尉操縦の八八式偵察機は小林機の

◇正面衝突し湖中に墜落

三月卅日 霞ヶ浦海軍航空隊練習生稻原順次二等機關兵操縦、相良三航曹同乗、一三式水上練習機が飛行中、同じく練習生伊藤新吉三等主計兵操縦、中原静一航兵同乗の一四式水上練習機と正面衝突し、兩機共湖中に墜落、相良氏は行方不明、伊藤氏は殉職、稻原、中原兩氏は重傷。

◇高等飛行練習中眞逆様

三月卅日 各務ヶ原飛行第一聯隊伊藤伸軍曹は九一式戦闘機を操縦、高等飛行練習中、飛行場附近の畑中に墜落大破したが、同軍曹は落下傘で降下した。

◇宣傳機が不時著で大破す

三月卅一日 深川浦飛行場田中飛行研究所佐々木二等飛行士は、帝都の上空で宣傳飛行中、豊島區根津山廣場に不時著し、機體を大破し同乗の青柳氏は輕傷を負った。

◇空中滑走で不時著陸す

四月五日 立川の陸軍航空本部技術部永繩曹長は輕爆機に島村雇員を同乗、試験飛行中、エンジンに故障を生じ、空中滑走で福生驛附近に不時著した。

◇機が沈没の刹那脱出す

四月七日 館山海軍航空隊の花本清登中尉は、報國第十九號九〇式戦闘機を操縦、



み白河附近から引返したが、中村機は目的地に到着直ちに原隊に歸還した。

四月廿五日 館山海軍航空隊では司令堀江大佐指揮の下に水、陸機四十三機を以て東京灣上で防空戦闘演習を行った。

五月一日 立川陸軍航空本部技術部の甘粕三郎大尉は甲式四型戦闘機を操縦、飛行中目野町上空で難操に陥り多摩川原に墜落したが同大尉は落下傘で降下した。

五月一日 大湊海軍航空隊中村航兵曹は西橋一航曹を同乗、九〇式艦上機で飛行中大湊沖合に墜落、中村航兵曹は重傷、西橋一航曹は落下傘で降下した。

五月一日 日本飛行学校柳田新吉氏は二等飛行士資格試験として、アグロ機で、大田原に向ふ途中、栃木縣中川積に墜落重傷した。

五月二日 立川飛行第五聯隊の第二次立川、仙臺間無著陸夜間飛行は成功を収めた。

五月二日 津田沼の東亞飛行専門学校パラシューター田中三郎君は馬道飛行士操縦機に同乗、姫路市の凱旋祝の飛行に姫路城北飛行場上空から降下したところ強風に煽られ高壓線に接觸しさうだったのでパラシューターを外して飛び下り瀕死の重傷を負った。

五月廿三日 所澤飛行学校鈴木曹長操縦の乙式一型偵察機に久富二等飛行士同乗、訓練飛行中、五百米の上空でエア・ホケットに陥り、久富飛行士は空中に投げ出されたが、奇蹟的にも再び機の胴體上に落下して命は助かった。

五月廿四日 濱松飛行第七聯隊の重軽爆撃機と八日市飛行第三聯隊の偵察機が聯合演習中、三聯隊の村崎大尉、小林曹長搭乗機は濱名湖南方遠州灘に墜落、兩氏は殉職した。

五月廿四日 横須賀海軍航空隊増田大尉操縦、島田大尉、三浦中尉同乗の攻撃機は札幌に向ふ途中、福島縣江名町沖合に墜落増田大尉は殉職、同乗者兩氏は重傷。

隊の大格納庫が完成した。

五月四日 館山海軍航空隊の肥後三航曹が艦上攻撃機を操縦、飛行中沖ノ島の海上に墜落、機體は沈没したが搭乗者は救助された。

五月四日 太刀洗飛行第四聯隊三島中尉指揮の八八式偵察機三機は、大阪飛行場爆撃の想定の下に太刀洗、大阪間夜間往復飛行に成功を収め記録を作った。

五月九日 立川陸軍航空本部技術部横山大尉は試験飛行中、エンジンの故障から麥畑に不時着したが、同大尉は座席から投出され微傷だに負はなかつた。

五月十日 下志津飛行学校原實一等航空兵は、乙式偵察機で下志津、水戸、大田原の三角飛行中、千葉縣都賀村に墜落、殉職した。

五月十五日 日本空輸會社では、東京、富山間の定期飛行を行った。

五月十五日 信濃川々尻にて機體大破偵察機で新潟縣小千谷飛行場を中心として野外飛行中、信濃川々尻に不時著し機體を大破した。

五月廿八日 霞ヶ浦海軍航空隊では、警察部の依頼により一〇式艦上偵察機二機を以て強盗の地上偵察を行ひ、犯人檢舉に効果を齎らした。

五月廿八日 第四師團では夜間防護演習を行ひ、豫期以上の好成績を挙げた。

五月卅日 大村海軍航空隊田口一航兵は戦闘機を操縦、訓練飛行中墜落殉職した。

六月一日 名古屋飛行協會では、國際飛行場建設の爲め同市南區築地に十三萬坪を假飛行場として工費四萬圓で第一期工事に着手した。

六月二日 船橋第一航空学校助教島村喜久三飛行士は、乙式二四型機で飛行中、船橋沖合に難操状態で墜落、胸部を強打して即死した。

索飛行中、佐藤謙一中尉、西門峰雄軍曹操縦機は、機體に敵弾を受けて墜落、兩氏は戦死した。

五月十六日 立川飛行第五聯隊松村大尉指揮の八八式並に乙式偵察機五機で富山縣四方濱で空中實彈射撃演習を行った。

五月十六日 太刀洗飛行第四聯隊深牧曹長は、一二式戦闘機を操縦、高度飛行に九千五百米の上昇記録を作った。

五月十八日 東京飛行場で新旅客機クラクG・A四三型機を四宮飛行士操縦、試験飛行をなし著陸の際岸壁に車輪を打つけ胴體は眞二つになり、同乗の國枝飛行士は負傷した。

五月十八日 奈良縣では正倉院の上空に於ける航空制限を設け、一切の物件投下並に一千米以下の航空を嚴禁した。

五月十九日 所澤飛行学校では、愛國一〇一號を各務ヶ原に空輸の途中、静岡市西方日熊山に墜落、同乗した發動機職工植松俊雄氏は、落下傘が開かず、惨死した。

六月四日 所澤飛行学校川口一三軍曹は偵察機で新潟縣小千谷飛行場を中心として野外飛行中、信濃川々尻に不時著し機體を大破した。

六月五日 八日市飛行第三聯隊佐藤保太郎曹長操縦、古川少尉同乗の八八式偵察機は、兵庫縣野野ヶ原で空地聯合演習中、下降氣流のため墜落、機體を大破したが搭乗者は無事。

六月六日 八日市飛行第三聯隊佐々木正雄軍曹操縦、北川少尉同乗の乙式一型偵察機は、大阪城東練兵場上空で歩、飛聯合演習のため同市旭區今福町上空で低空飛行中突如横轉状態になつて墜落、機體は粉碎、搭乗者は殉職した。

六月六日 館山海軍航空隊春木傳中尉操縦、柴崎虎次郎航兵曹、石塚三航曹同乗の艦上攻撃機は、戦闘訓練中、北條町の畑中に墜落、春木、柴崎兩氏は殉職、石塚氏は重傷。

六月七日 大村海軍航空隊丹下政市三航



曹操、藤波惠美丸少尉、大島辰雄三航曹同乗の艦上攻撃機は、飛行訓練中、同隊附近の海中に墜落、搭乗者は殉職した。

六月十日 下志津飛行学校で鈴木剛中尉は地上で機を誘導中、濃霧の爲め徳永中尉操縦の機と地上で衝突し、兩機共大破し鈴木中尉は負傷。

六月十一日 霞ヶ浦海軍航空隊の星少佐操縦の艦上攻撃機は、東京灣上で飛行練習中、千葉縣西岬沖合に不時著水せんとして機體は沈没したが、搭乗者は駆逐艦に救助された。

六月十二日 八日市飛行第三聯隊平政夫軍曹操縦、仁井田半内軍曹同乗の八八式偵察機は、夜間飛行訓練中、滋賀縣神郡御園村の畑中に墜落、搭乗者は殉職した。

六月十二日 下志津飛行学校古屋大尉、高木中尉指揮の八八式偵察機四機の樺太林相調査飛行は下志津、旭川間九百卅軒を五時間半で翔破、一機は青森縣から引返した。

六月十四日 濱松飛行第七聯隊向野大尉乗者は行方不明となる。

七月十日 濱松飛行第七聯隊込谷大尉、柿村少尉、大長曹長、福島軍曹、前川、矢島伍長搭乗の八七式重爆撃機は、八日市飛行場から雙庭野練兵場へ向ふべく離陸したが浮力がつかず、三十米程上昇した刹那、同飛行場附近の草原に墜落、機體は大破し、搭乗者は何れも負傷した。

七月十三日 航空母艦赤城第六號機に中村甚平一航兵外二名搭乗、宮崎縣南郡珂郡地方で旋回飛行後著艦の際、誤つて堤防に衝突機體は大破し、搭乗者は重傷。

七月廿日 東京日日新聞社所屬入江格治一等飛行士は(西田要三機關士同乗)一三式飛行機を操縦、試験飛行の後、更に海城中學二年生西原修自君、同四年生竹内好時君同二年生竹内紀時君を同乗、羽田の東京飛行場で上昇の刹那五十米突の上空から海中に墜落、西原君のみ重傷であつたが、他の四君は即死した。

七月廿四日 關東軍所屬の折笠三善中尉赤松良太中尉は戦闘機を操縦、松花江上流

軍事・航空——航空

操縦の軽爆撃機は廣島に向ふ途中、同縣竹原町の畑中に不時著の際附近に居合せた小兒森田謙三君は同機の下敷となつて重傷を負うた。

六月十五日 館山海軍航空隊山中幸三郎二航曹は機上戦闘機を操縦、千五百米の上空で宙返飛行を行つた際、復原力を失ひ、北條町の田圃に墜落機を粉碎したが、搭乗者は落下傘で降下した。

六月十九日 北海道厚岸灣で演習中だつた、館山海軍航空隊南部中尉操縦の九〇式偵察機報國富國號は大黒島附近で墜落したが搭乗者は漁船に救助された。

六月廿九日 日本空輸會社龜井飛行士は蔚山飛行場を出發、旅客機を操縦京城に向ふ途中忠清北道鳥來院河原に不時著した際遊牧中の牛に衝突し機體を損傷し、同氏も輕傷を負うた。

六月廿九日 軍艦赤城の艦上機五機は長崎縣志々岐小神臺附近で一機は墜落沈没し三機は行方不明となつた。

七月廿五日 日本空輸會社の内、臺灣準備飛行の三發動機機「すゝめ號」は大森飛行士正操縦の下に決行したが、往復共(復航同月廿日)無事飛行を終へた。

七月廿八日 アメリカ航空隊と地學協會が協力の下に宇宙光線研究と成層圈上昇記録を作るべく、世界最大の氣球をウイリアム・ケプナー少佐、オーグイル・アンダーソン大尉、觀測掛アルヴグアト・スチーヴンス大尉搭乗し、サウス・ダコタ州アラツク・ヒルツから十五哩の上空目がけて上昇したが、五萬七千呎まで上昇した時、氣囊に裂損を生じ、惜くも上昇を断念し、搭乗者は何れも落下傘で降下した。

七月卅一日 所澤飛行学校教官岡村光彦大尉は、戦闘機で明野に向ふ途中、神奈川縣足柄山中でエンジンに故障を生じ、不時著地を物色中、低空であつた爲め電線に觸れ、機體は墜落し、同大尉は殉職した。

八月一日 大村海軍航空隊清水壽録中尉

六月卅日 帝國飛行協會では、日本空輸會社加賀要助操縦士が六月十九日播磨灘海上で漂流してゐた日本航空輸送研究所張飛行士操縦の水上機の旅客を自機に救助した勇敢機敏な行爲に對し賞状に銀製巻簾ケ一ス一箇を贈呈して功績に報いた。

七月四日 航空母艦鳳翔部整一航兵は艦上戦闘機を操縦、房州洲ノ崎上空で訓練飛行中、機體と衝突機體は海中に沈没、氏は殉職した。

七月五日 館山海軍航空隊清澤二航兵、千尋二航兵、飯尾三航曹搭乗の艦上攻撃機は、明野から歸還飛行の途中、靜岡縣吉原町の上空で故障を起し垂直に墜落、清澤二航兵は殉職、千尋、飯尾兩氏は重傷。

七月七日 横須賀海軍航空隊實驗部海軍技手武川一次氏は、艦上機を操縦、試験飛行中、第三海堡附近に墜落、海中に没入し同氏は殉職した。

七月八日 特務艦神威搭載機數機は豊後水道で夜間飛行訓練中、原田中尉操縦、鈴木一航曹同乗の水上偵察機は海中に墜落搭

は、戦闘機を操縦、訓練飛行中、同隊附近で墜落、機體は大破し同中尉は殉職した。

八月二日 濱松飛行第七聯隊金重中尉、澤登見習士官、松山軍曹、前川伍長搭乗の八七式重爆撃機は、三方ヶ原上空で爆撃演習中、濱名郡有玉地内の畑中に不時著し、澤登士官を除く三名は重傷を負うた、しかし搭載した爆弾の破裂は免かれた。

八月四日 航空母艦赤城の杉本好喜三航曹は艦上攻撃機を操縦、平林元少佐、風間三航曹を同乗、夜間飛行訓練中、豊後水道の子燈臺附近で不時著した際、機體を大破し、平林少佐は殉職、杉本、風間兩氏は重傷。

八月七日 女流飛行家の正田マリエさんはサルムソン機を、李貞喜さんは水上機を操縦して、昨年伊豆玄嶽山頂で墜死した、故朴敬元嬢の空からの弔慰飛行を行つた。

八月十日 女流飛行家馬淵テヲ子飛行士は、サルムソン機で郷土訪問飛行として、深川浦飛行場出發、秋田に向つたが、途中仙臺に著陸した。



明るく速く新らしい

『新愛知』の躍動を見よ!

十三府縣下に跨り經營する併讀新聞と  
獨特附録、地方版堂々十九種に及ぶ

中部日本に輝く言論界の雄



## 外交・列國情勢

外 交

### 帝國政府の經濟外交方針聲明

廣田外相は、最近歐洲主要國を始め各地に於て日本商品の排撃を企圖せんとする傾向が察知されるに至つたので十二月九日外務省より帝國政府の經濟外交に關する左の如き聲明書を發して内外に其態度を明らかにすると同時に關係各國の注意を喚起した聲明書 最近世界各地に於ては日本商品の進出に對し相當敏感となり關稅引上、割當制度、又は通商條約の廢棄等諸種の手段を以て日本商品に對する輸入防遏の手段を講じつゝあるのみならず、歐洲諸國は本邦品に對し共同してこれが防止を計らんとする形勢さへ傳へられてゐるが、帝國政府に於ては這般の大勢に鑑み圓滿なる經濟協力の達成に極力努力しつつあり、現に輸出統制の強化、互惠協定

外交・列國情勢——外交

の締結による對策實現のため努力してゐる次第であつて、目下外務省に於ける官民の合同通商審議委員會に於てもこの方針を以て審議を進めつゝあり、商工省に於ても營業者を指導説得し最近對蘭領印度セメント並にビールの輸出組合、對米鮪罐詰共同販賣會社、日本電球工業組合聯合會等を設置したのであるが、尙ほ將來輸出組合法、工業組合法等關係法規を改正し、必要に應じ組合を強制的に組織せしめんとしてゐる。また帝國政府は從來自由貿易主義に立脚しその關稅率の如きも出來得る限り低率とし、無條約國に對してもほとんど何等差別的待遇をなす處が無つたが、今後は本邦品に對して不當なる壓迫を加ふる國に對しては防衛のため必要なる手段を執るの決意を以て關稅制度の改正を考慮中にて來議會に於ては關稅諸法規の改正を提案せんとし無條約國及本邦品に對し不當なる壓迫を加ふる國の商品に對しては差別的高率關稅を賦課せんとするものである。

### 通商審議會設置

外務省ではロンドン世界經濟會議の失敗後に於ける我が國對外通商政策を確立するためさきに外務大臣を會長とし關係各省及民間有力者を網羅する通商審議委員會を設置し

- 一、輸出統制問題
- 二、關稅制度改正問題
- 三、貿易均衡問題

の三問題を諮問し、それら各特別委員會を設けて審議せしめ具體的の方策を考慮しつつある。

### 海軍豫備交渉

一九三五年海軍軍縮會議を一年後に控へて、會議の成功を確保せんとする見地からイギリス政府は一九三四年五月十七日、サイモン外相より松平駐英大使に口頭を以て「一九三五年會議を容易ならしむるため、豫備交渉の如きものを開催することに關し日本政府の態度を承知致したい」との提議がなされた。

これに對し、帝國政府は「欣然、英國の招聘を應諾すべき」方針を決定し、外務、



海軍兩省に於て研究の上回答案の作成、御裁可を仰いで、五月二十九日松平大使宛訓電を發した。その内容は左の如き骨子によるものである。

- (一) 次期海軍縮小會議の圓滿なる解決に資するためロンドンにおいて右會議開催前關係國間において豫備會議を開始せんとする英國政府の提議に對しては帝國政府としては欣然これに應諾の意を表する。
- (二) 帝國政府としては右ロンドンにおける豫備交渉において海軍問題に關する基礎的諒解が達せらるることを希望し具體的細目問題についての討議はこれを避くることを適當と思考する。
- (三) 帝國政府としては既にしばしば首明したる如く軍備平等權の確立、現行比率撤廢の二大主張について極力關係國の諒解を求むる。
- (四) ロンドンにおける豫備交渉の形式は單に英國を相手方とする二國限りの個別會談に止めず必要に應じ關係國間における各形式の自由會談をも並行してこれを行ふべきことを適當と思考する。
- (五) ロンドンにおける豫備交渉の結果

は次期海軍縮小會議において各國の主張を拘束すべき性質のものでなく嚴格なる意味において所謂豫備交渉たる性質を有し一切政治問題に觸れざるものであると解する。

この回答は五月三十日松平大使がイギリス外務省を訪問して外務次官に會見し正式に手交した。同日イギリス政府より回答手交に關して次のやうなコムミュニケが發表された。  
「松平大使は本日午後外務省を訪問し、日本政府は一九三五年の海軍縮小に先立ち此れが手續き並びに技術上の諸問題に付き外國機關を通じ各個別に豫備的交渉を開くべしとのイギリス政府の招請を受諾する旨回答した」  
右、英國の招請を受諾する旨を回答してから直ちに松平大使、サイモン英外相、デイズイス米代表との間に個別的會議が開始された。  
然るに、日本は當初の方針通り豫備會議に於ては専門技術的討議は出來得る限り回避せんと方針により技術的討議に對する何等の準備をなし居らざるに拘らず、英米間の間には實質的會議が開始せられ、日本も當然これに加はらなければならぬ形勢にな

つて來た。よつて豫備交渉は日本が技術討議に参加すべき準備無き爲めと、一方英米間の會議が行詰つたので「日本が技術討議に参加する用意無き」を理由として十月まで休會することになった。

### 帝國の軍縮原則並にワシントン條約廢棄方針

岡田、廣田、大角の三相會議（八月廿八日）に於て決定せる帝國政府の海軍縮小案並にワシントン條約措置に關する方針内容は左の如き骨子によるものである。  
一、條約廢棄に關する事項 【一】帝國政府はワシントン、ロンドン兩海軍條約で規定されたる兵力量を以てしては國防の安固を期し得ざるが故にその拘束より脱却すべくワシントン條約を廢棄するの措置に出づるに至當なりとす 【一】ワシントン條約廢棄通告の時期に關しては本年十二月三十一日以前に於て外務大臣これが最善と思惟する機會に於て廢棄の通告をなす。  
一、軍縮に關する事項 【一】從來の軍備制限方式たる艦種別比率主義は高度軍備國に有利に、低度軍備國に不利に作用したるを以て新に一定のアツパー・リミツ

トを設定し、その範圍内に於て總トン數主義制による新制限方式を採用す 【一】高度軍備國の徹底的犠牲により眞に國防の安全感を各國ともに享有し國民負擔の軽減を圖り以て世界の恒久平和に貢獻すべし。

一、會議地、期日、議題 【一】本會議開催期日については明年四月頃を最も適當とし、本會議開催地としてはパリ又はロンドンに適當とす 【一】豫備交渉の討議議題は海軍技術問題並に手續問題に限定せらるべきものであつて政治問題の討議は一切除外す。

### 日印通商條約の成立

一九三三年九月二十五日から印度シムラに開かれた日印通商會議はその後デリーに持ち越され紆餘曲折を経たる後一九三四年一月五日を以て協定に達し、デリーに於て日本側主席代表、特命全權公使澤田節藏氏と印度側主席代表鐵道及商務長官サー・ジョセフ・ホア氏との間に假調印を了した。次いで七月十二日ロンドンに於て日本全權委員松平駐英大使と英國全權委員サー・ジョン・サイモン外相及サー・サミュエル・

ホリア印度相との間に正式の署名調印がなされた。

### 日印通商條約内容 條約内容は略々左の通りである。

- (一) 條約の適用區域は日本側に於ては日本に屬し又は其の管治する一切の地域及屬地とし、印度側に於ては英領印度及英國皇帝との條約其他に依り本條約の規定に關し英領印度と同一の地歩に置かるべき印度内の諸邦とす。
- (二) 税金又は課金に關し双方は輸入せらるる相手國品に對し相互的に最惠國待遇を爲すべきことを約す。
- (三) 一九三三年十二月三十一日後に於ける圓對「ルーヒー」の爲替比價變動の影響を是正する爲印度政府は其の必要と認むる率にて日本品の印度への輸入に際し別國品に課せらるる所と異なるか又は之より高き特別關稅を課し又は隨時之が變更を爲すの權利を有すべし。尤も前記の率が少くとも五週間以上實施せられたる後に非ざれば之を變更せざるものとす。
- 右特別關稅を課し若くは變更する場合又は日本政府より之が變更を要求せられたる場合には印度政府は日本品の輸出價格を騰貴せしむべき一切の關係要因に付

充分考慮を拂ふべく、且其の率は爲替變動の影響を是正するに必要な限度に止むべし。

相互的に日本政府は同様の情況の下に且同様の條件に従ひ印度品に對し前記同様の特別關稅を課し、又は之が變更を爲すの權利を有す。但し右權利は「ルーヒー」對圓の爲替比格が法定平價即七十三錢二厘未満に低落するに非ざれば發生せざるものとす。

(四) 一方國の關稅變更が相手國の貿易上の利益に相等的の惡影響を及ぼしたる場合は該相手國政府の要求に基き日印兩政府は能ふ限り兩國の利益を調節する目的を以て直に商議を開始すべし。

(五) 批准書は成るべく速に「ロンドン」に於て交換せらるべし。尤も本條約は批准書交換に先だち兩締結國の相互に行ふ批准書完成の通知の内後に爲されたる通知の日より實施せらるべし。

(六) 本條約は一九三七年三月三十一日迄有效とし、締結國何れも本條約を終了せしむるの意思を右の日より六月前に他方に通知せざる場合には本條約は締結國の一方が他方に對し之が終了の通知を爲したる日より六月の期間満了する迄引續



き效力を有す。

附屬議定書

右條約に附屬せる議定書は日本綿布の印度への輸入に關し規定せるものなるが其の内容は略々左の通りである。

(一) 本議定書に於ては「棉花年度」なる用語は一月一日に始まる一年を意味し「綿布年度」なる用語は四月一日に始まる一年を意味す。

或棉花年度と當該棉花年度中に於て開始する綿布年度とは「對應する」と稱せられ又「碼」とは長さの碼を意味す。

(二) 印度に於ける日本綿布の輸入關稅は左の率を超えざるべし。

(イ) 生無地 從價五割又は毎「ポンド」五「アンナ」四分の一の何れか高き方

(ロ) 其他 從價五割

將來印度政府が生無地以外の綿布に從價稅を課する場合に於ては日本綿布に對し毎「ポンド」五「アンナ」四分の一を超ゆる稅を課せざるべし。

(三) (イ) 棉花年度に於て印度より棉花百萬俵を日本に輸出したる時は之に對應する綿布年度に於ける日本綿布の對印

輸出は基準割當量三億二千五百萬碼とす。

(ロ) 一棉花年度に於ける印棉の日本向輸出が百萬俵に足らざる時は之に對應する綿布の割當量は基準割當量より右不足數量一萬俵毎に又は五千俵を超ゆる其の端數に付百五十碼丈け差引けるものとす

(ハ) 一棉花年度に於ける印度より日本への棉花の輸出が百萬俵を超ゆるときは之に對應する綿布年度に對する綿布の割當量は基準に付百五十碼丈け加へたるものとす。

尤も綿布の割當量は何れの場合に於ても一綿布年度に對し四億碼を超ゆることを得ず。

(ニ) 一棉花年度に於ける印度より日本への棉花の輸出が百五十萬俵を超ゆるときは右超過數量は次期棉花年度に於いて日本へ輸出せらるる印綿數量に加算せらる。

(ホ) 綿布割當量に關する計算上再輸出せられたる一切の棉花及綿布の量は之を除外すべし。

(四) (イ) 一綿布年度の前半期に於て日本より印度への綿布の輸出が右綿布年度の全年に對する割當量を超ゆるときは次

の割以下の數量を移讓することを得。

(乙) 緣附生地又は晒(白)地に對する細別割當量は當該細別割當量の二割より多くは増加するを得ず。其の他の細別割當量は當該割當量の二割より多くは増加することを得ず。

(丙) 全綿布年度に對する割當量は右移讓に依り増加することを得ず。

(ハ) 本項の原則は前項(三)の規定に依り割當量以上に輸出せらるる綿布數量に對しても同様適用せらる。

(ハ) 本議定書は前記基本條約中の(二)及(三)の規定に對し何等の影響を及ぼさざるものとす。

(九) 本議定書は右基本條約と同時に實施せられ一九三七年三月三十一日迄有效なり。

日蘭會商

オランダ政府は、一九三四年一月八日付書翰を以て「日本と、蘭領印度との間の通商關係を、さらに緊密ならしむるがために兩國會商をバタビアに於て開催」すべき旨を申來り、これに對し日本よりも同年四月四日付を以て右申越を應諾すべき意向を回

期綿布年度の前半期に對する割當量は二億碼より右の超過數量を差引けるものとす。

(ロ) 一綿布年度の後半期中に日本より印度へ輸出し得べき綿布の割當量は右全年度に對する割當量より二億碼を差引けるものとす。尤も一綿布年度の前半期に於て日本より印度へ輸出せられたる數量が二億碼又は次項の規定により二億碼より増加せられ又は夫より減少せられたる前半期割當量に満たざるときは右綿布年度の後半期に對する割當量には右不足數量を加算すべし。但し該加算量は二千萬碼を超えざるものとす。

(五) 以上の規定に拘らず

(イ) 一綿布年度に於て日本より印度へ輸出せられたる綿布數量が右年度に對する割當量に達せざるときは當該不足數量を次期綿布年度の前半期に對する割當量に加算すべし。但し該加算量は二千萬碼を超えざるものとす。

(ロ) 本議定書の終了すべき最終綿布年度以外の綿布年度に於ては右年度に對する割當量の外に綿布二千萬碼を超えざる數量を日本より印度へ輸出し得べし。尤も右割當量外の輸出數量は次期綿布

答し同時に六月八日より會商を開始すべき件につき兩國間の打合せを了した。

兩國代表部の類觸れ左の如し。

△日本側

〔政府代表〕

前駐佛大使 長岡 春一

バタビア總領事 越田 佐一郎

元全權公使 木村 銳市

三井物産バタビア支店長 山中 清三郎

〔隨員〕 領事 姉崎 準平

外務事務官 早間 恒雄

副領事 小谷 淡雪

大藏事務官 尾關 將玄

商工事務官 奥田 新三

商工技師 根岸 保吉

△蘭印側

〔委員長〕 蘭領東インド評議會副議長

マイヤー・ランネフト

〔副委員長〕 蘭領東インド經濟長官

ウエレンスタイン

〔委員〕 瓜哇銀行總裁

ザー・バツテンガー

植民省經濟委員會委員長

ジェイ・ヴァン・メルテレン

蘭領東インド機業家組合長

ジェイ・シー・ハート

支那極東事務顧問 エツチ・モウル

年度の前半期に對する割當量より控除するものとす。

(六) 本議定書が綿布年度の始期たる四月一日以外の時に於て效力を發生するときは本議定書の適用上第一棉花年度は一九三四年一月一日に始まり第一綿布年度は一九三四年四月一日に始まるものと看做すべし。

(七) (イ) 一綿布年度に對する割當量は四品種に對し左の割合を以て細別割當せらる。

生無地 四割五分

緣附生地 一割三分

晒(白)地 八分

色(捺染、無地染又は絲染)地 三割

四分

尙左記(ロ)の規定に依る外一綿布年度に於ける各品種綿布の輸出は右割當數量を超ゆることを得ず。

(ロ) 一の細別割當量より他の細別割當量への移讓は左の條件に従ひて之を爲すことを得。

(甲) 緣附生地又は晒(白)地に對する細別割當量にありては當該細別割當量の二割以下の數量を移讓することを得。其他の細別割當量にありては當該細別割當量



輸入割當諮問委員會委員長

（書記長）蘭領東インド評議會副議長秘書  
ヘー・ビー・スパンジャー  
ビー・エー・イテンバーク

尙ほオランダ首相コライン氏はバタビアに於て日本政府代表長岡氏と日蘭通商問題につき會談することになつてゐたが、同國經濟相病氣辭任の後を引受け經濟相をも兼任することになつたので兩氏の會談は中止された。

廣田外相は長岡代表一行の出發に先だち五月廿日、長岡代表に左記の如き訓令案を外交し、且つ會商の性質に鑑み同代表に對し廣汎なる自由裁量の權を付與すべき事を約した。

（一）帝國とオランダ本國並に蘭領東インドとの傳統的通商修交關係を想起し、オランダが多年世界の市場に於て通商の自由且つ衡平の原則を高唱し來れる歴史的事實に徴し世界人類の福祉増進と云ふ大局的見地に立脚し通商協定の圓滿なる妥協を期すると云ふ方針の下に會商に臨むこと。  
（二）蘭印側が今春二月より三月に互り施行せる非常時輸出入制限に關する總督令の如きは明らかに前記通商の自由衡平

の原則にもどると同時に現行日蘭通商航海條約に規定されたる最惠國條款の精神に牴觸する嫌ひあるを以てこれが撤回に努力すべき事。

（三）蘭印特産物たる砂糖、ゴム、石油に對して一定限度の輸入數量許可の保證を與へ、これが代償として蘭印側はわが綿織物、人絹、セメント、ビール及びメリヤス、陶器等の雜貨に對し少くとも一九三三年の輸入年額を基準として輸入保證を與ふべきことを要請すること。  
（四）砂糖に對しては日本内地に於ける消費量が増加するか若しくは東洋市場に於て精製糖として再輸出可能なりと認めらるる場合において遞増主義に基きこれが關稅障壁を緩和するといふ方法を執ること。

（五）蘭印側の一九二九年度の輸出入額は三分一に減退したがわが國產綿織物の如きは二分一乃至三分一の價格低落を見つゝあつたため蘭印土民の需要に應じ得た譯である。しかるに蘭印側において輸入制限を續行し廉價なるわが特産物の輸入を阻止し、これがため土民側において地理的乃至は産業條件の相異性を顧みず高價なる英國製若しくは本國品の購入

器に加へたのは、日本品の見越し輸入が非常に増加し、それがオランダ人側の不平を喚起したのと、それから最近日本人陶磁輸入商が、組合を設置せんとしたのを日本人獨占の計畫なりと誤まり認めた爲めである。これは大體表面の理由であるが、この外にも隠れたる理由がある。それは我が國を牽制し、威嚇し、以て我が國の態度を緩和することに依りて、何ものかを掴まんとするものである。

ところが七月三十一日になつて、東京駐在オランダ公使バプストは、我が外務省を訪問し、海運協定を當業者に一任せず政府の協定とするか、或は政府の介在するものと爲したい。さらに區域もジャバ日本間のみならずこれを擴張したい、と云ふオランダ政府の提案を、我が國に傳達する爲めに當局を訪問したものであつた。

問題の海運協定と云ふのはバタヴィア會商の始まる以前、日蘭當業者間に了解済みとなつて居るもので、オランダ側三割一分、日本側六割九分と云ふことになつて居る。關係會社は、日本郵船、大阪商船（但し兩會社の配船なし）南洋郵船、石原産業、ジャバ・チャイナ社であるがオランダの提案は、この協定を日蘭會商の問題として挿

を強要せらるるとすれば蘭印土民側購買力は今後益々減殺すること疑ひなく斯くてはランカシア及びテナテ方面における紡績業者は日本品の輸入制限によつて多少の利潤を得る見込ありと雖もヨークシア・パーミンガムまたはオランダ本國の農産地方の對蘭印輸出は著しき打撃を被るに至るべきは理の當然である。

（六）従つて蘭印側においては日本品の輸入制限によつて被ることあるべき打撃に比し英國を初めとする第三國乃至はオランダ本國との貿易關係においてより重大な貿易不振を招來すべき點を充分考慮し能ふ限り日本側と従前の貿易關係を維持するやうな方途において來るべき會商に臨むべきことを希望すること。

右の如く、日蘭會商は日印會商におけるとは異り特定品目に關する具體的數字を議題とするに非ずして、一般的に日蘭通商關係を調整し日蘭兩國の傳統的友好關係を増進せんとする主義原則の問題を主眼とするが故に政治的解決の餘地を充分に有する。帝國政府としては在蘭印邦商の既得權益確保に最も關心を有するとなしこの點に最善の努力を拂はれたといふのが訓令の要點である。

入し、他の問題と關聯せしめてオランダ側の有利に蒸返へさんとするものである。前に云つた陶磁器の輸入制限の隠れたる理由の一つは、確かにこゝにある。  
オランダ側は海運協定の改訂に、頗る熱心であると傳へられ、若し日本がこれに應じなければ、日本船入港指定制限によつて、我が國を壓迫せんことを仄めかしつゝある。我が國はこれに對して、大體（一）海運協定を、日蘭會商の題目とするには反對（二）且つこれは當業者間の問題であり、政府の關與すべきものではない（三）それに日蘭兩國間に割當てを決めたところ

で、第三國の海運をどうする積りか、それが分らぬではないかと云ふ態度を持して居るが、オランダ側またこの問題が、會商の題目として挿入せらるゝにあらざれば、日蘭會商は畢竟無意義なりとの態度を執つて居る。斯くて、日蘭會商なるものは陶磁器制限令と、海運協定問題と、本質的に云へば、派生的事件の爲め蘭印側が反省せざる限り會商は極めて困難なる場面に達着したと云つてよい。（九、八、三一）

本邦と和蘭並蘭領印度との通商關係  
本邦と和蘭との貿易は本邦より主として陶磁器、玩具、魚油、鯨油、絹製品、木材

六月八日から開かれた日蘭會商は、一般原則に對する我が國と、オランダ側との間に、原則的な食違ひあり、加ふるにオランダ内政上の關係もあり、その爲め何等具體的に進捗しなかつたが、七月二十五日に至り、オランダ側は、突如として陶磁器輸入制限令を發布した。元來我が國の主張は、輸入制限令とか、割當とか、我が國を目標とする通商上のハンデキヤツプは一九一二年の日蘭通商航海條約規定するところの最惠國條項に違反するものであるからオランダにして在來制定せる通商上の障礙を撤回し、すなはち條約を遵守するの誠意を示すにあらざれば、今回の商議に入ることが出来ないと云ふ態度を執つて居る。これは原則的な主張である。この主張がある上に我が國は會商中新たなる輸入制限はこれを制定しないと云ふ了解の下に、會商に取掛つて居るのである。斯くの如く我國の地位は二重に防衛されて居る筈であるのに今回突如として我國の對蘭印貿易の第五位（昨年の輸出三千七百萬圓）を占むる陶磁器に對して、三ヶ月を期間とする輸入制限令を發布したのであるから、其の不都合なることは云ふまでもない。

オランダ側が、不法なる輸入制限を陶磁



等を輸出し、印刷機、油脂及同製品等を輸入し、其の貿易額を昭和六年以來の三ヶ年に付て見るに輸出は一千萬圓乃至一千二百萬圓輸入は二百八、九十萬圓乃至三百七、八十萬圓である。

又本邦は蘭領印度に對し主として綿織物、絹及人絹織物、「セメント」、鐵製品、メリヤス、製品、陶磁器、「タイヤ」、硝子及同製品等を輸出し、鐵油、生「ゴム」、砂糖、採油用原料、木材等を輸入するが最近三ヶ年に於て輸出額は昭和六年の六千三百萬圓より昭和八年の一億五千七百萬圓に増加し輸入は昭和六年に於て四千六百萬圓、昭和八年には五千五百萬圓となつてゐる。

右の通り蘭領印度は本邦の貿易上最も重要な市場の一であつて人口三億數千萬の印度への我が輸出額が二億圓であるに對し人口六千萬の蘭領印度の我が商品輸入額が一億五千萬圓に達して居るのは其の通商關係の密接を語るものである。

和蘭及蘭領印度政府が十九世紀以來自由通商主義を採用し來つたのは和蘭本國が生活必需品及工業原料等を輸入に仰ぐ必要があるのみならず通過貿易に依つて得る處も少く無い事情及蘭領印度に於ては未だ工業の見るべきものが少く且土人の生活擁護の

爲低價政策を採用する必要があること等に因るものであつたが、最近の世界的經濟不況は金本位維持國たる和蘭本國の地位を困難に陥れ其の對蘭印輸出額の如きも昭和三年より昭和五年迄の三ヶ年間に十六億「ギルダール」から五億「ギルダール」に減少した爲之が對策として和蘭は昭和七年一月以降一時且暫行的措置として非常時輸入制限を實施し互惠主義的色彩が漸く濃厚となり蘭領印度も之に倣ひ昭和八年九月非常時輸入制限令及輸出制限令を實施し昭和九年一月には輸入税の中奢侈品の原料並若干消費用品の税率を引上げた外昭和九年二月和蘭は蘭領印度産の玉蜀黍に對し特惠關稅を設定するに至つた。右の輸入制限は輸入割當率を各國に等しく適用して居るが過去の數字を基礎とする爲本邦品の如く最近に於て進出顯著なるものに取つては其の影響が甚だ不公平である。

從來も和蘭本國と蘭領印度との間には本國保護の爲に特惠關稅を設定する議論も無いでは無かつたが蘭領印度の低物價政策の爲實現を見るに至らなかつた。昭和八年五月和蘭本國に於て「コライオン」氏が内閣を作るに及び從來の自由主義を抛棄し漸次保護主義に轉換したのである。

日露・ルーブル交渉

北洋漁業借區料並に諸納金支拂に關するルーブル換算率は昭和六年幣原、トラヤノフスキー協定によつて、三十二錢五厘替と決定してゐるが、露國側に於て右協定内容

駐露大使館參事官 酒匂 秀一  
極東部次長 ユシユケグイツチ  
通商局長 ローゼンブルム

北鐵交渉

一九三三年六月以來、日本政府を仲介者として滿露兩國の間に開催された北鐵讓渡に關する東京會議の内容はこれを圓滿に進捗せしむる目的を以て三月五日（一九三四年）廣田外相、ユレニエフ露國大使の間に交渉内容は一切公表せざることに公約が成立してゐた。然るに露國側政府は、滿洲國代表大橋忠一氏が八月十五日東京を引揚げ歸國するに及び八月十八日信義にも一方的に公約を廢棄し交渉の經過一切を公表するに至つたので、我が外務省に於ても露國政府に嚴重抗議を申込むと共に、露國側の一方的發表をそのまま放置するに於ては一般的に該交渉に關する日本政府並に滿洲國政府の意向を誤解せしむる恐れありと云ふので、八月廿一日仲介者として外務省より交渉内容一切を公表した。

- 讓渡價格の折衝經過
- △内田前外相仲介時代
    - 一、露國二億五千萬金留（邦價換算約六億圓）七月三日
    - 一、滿洲國五千萬紙幣圓 七月五日
    - 一、露國五千萬金留減額 七月十七日
  - △廣田外相仲介時代
    - 一、滿洲國五千萬圓の外露國從業員の退職賜金に若干の考慮を拂ふ旨聲明
    - 一、露國金留主張を撤回紙幣圓を採用二億圓を提示 一九三四年三月五日
    - 一、滿洲國一億圓を提示 四月六日
    - 一、露國一千萬圓を譲る五月廿六日
    - 一、廣田外相最後の仲介案一億四千八百萬圓（内二千八百萬圓は退職賜金）を提示滿洲國同意す 七月廿三日
    - 一、露國更に一千萬圓減額、一億六千萬圓（退職賜金を含まず）
    - 一、滿洲國一億五千萬圓、露國一億六千萬圓、滿は退職賜金を含む、露は退職賜金として別に三千萬圓計上、合計一億九千萬圓、其の差四千萬圓である。
- 兩國公表文の後半をなす、兩國の言ひ分は左の通りである。
- 日本側の公表文（後半）  
前略—北滿鐵道讓渡交渉の經過は叙上

を改訂したき意向のもとに帝國政府に對し改訂商議を開催致し度旨提議し來りたるため廣田外相は露國側の商議開催の提議を容れモスクワに於て交渉を開くことに決しその旨大田駐露大使に訓令を發し七月十七日（一九三四年）より愈々同交渉が開始された。露國側は日本圓價の下落を理由として、七十五錢替案を提案したが、日本代表は「三十二錢五厘替の協定成立せる當時は日本は未だ金本位制を離脱してゐなかつたが昭和七年、廣田、カラハン協定によつて三十二錢五厘替が再確認された當時はすでに日本は金本位制を離脱し、圓價が甚だしく下落してゐた際であるから、露國側が今日に至つて圓價下落を理由とする根據は失はれてゐるのである。且つルーブルの購買價値は今日と三十二錢五厘替協定當時とを比較するに現在に甚だしく下落してゐるのであるから現行三十二錢五厘替を引下ぐるこそ合理的である」と應酬した。

その後數回に互り兩國の交渉が行はれ今の處如何なる程度の改訂がなされるかは豫言出來ざるも現行三十二錢五厘替が引上げられざる事だけは確かである。尙ほ兩國の代表は左の如くである。



の如く帝國政府は調停者として常に誠意を披瀝し本件交渉の成立に多大の努力を傾倒せる次第であるが「ソ」聯邦政府は近來廣田外相仲介案を目して最後通牒的なりとし又近時北鐵東部線上に頻發せる列車被害事件に伴ふ檢査を以て何等か讓渡交渉と關聯ある旨喧傳し居る處帝國外務大臣は北鐵交渉に於ける仲介者たるに止まるを以て最後通牒案を提出するの地位に在らざることは同外相より「ソ」聯邦代表に特に説明を加へて置いた譯であつて「ソ」聯邦が前記仲介案を拒絶したる事に對しては同外相は滿「ソ」間直接交渉を勸告したに過ぎない。若し夫れ列車被害事件の檢査に至つては本年二三月以來頻發せる軍用列車顛覆の陰謀に對する司直事件にして何等本件交渉に關係なきことは極めて明白である。尙「ソ」側は頻りに其の讓歩大なりしを説示するも「ソ」側當初の提案たる二億五千萬金留（邦貨二億圓乃至一億六千萬圓）に對比し其の如何に荒唐無稽なる懸値に外ならざりしかを告白するに過ぎない。

は平和交渉を裝ふと雖反而帝國が近く國際「危局」に遭遇することあるべきを想定して其の際迄交渉の遷延を策せんとするものである従つて假令北鐵價格に付意見の一致を見るも「ソ」側が其の他の讓渡條件に付審議遷延を策するに於ては、交渉は尠くとも今年冬期迄持越すを得よう若し「ソ」聯邦の眞意果して斯くの如しとせば帝國政府に於て如何に斡旋に奔命すると雖右は畢竟徒勞に歸すべきのみならず事態は極めて重大なりと云はざるを得ない。

交渉の根本目的は鐵道の讓渡に依つて現場に於ける紛議を除去し以て日滿「ソ」三國關係の平和的發展を期するにあつて隨時發生する現場の紛議を理由として交渉を遷延せしめんとするに於ては、交渉は遂に妥結の時はないであらう若し夫れ「ソ」聯邦政府にして眞に讓渡の意思を有し且つ成るべく速かに之を實行するの希望あるに於ては必ずや之に對應する適當の意思表示あるべきである。

露國側の公表文（後半）

前略—廣田外相が露國政府の最後の提案を拒否した直後日滿兩國の新聞紙は一齊に反露宣傳を開始し殊更に交渉の事實的經過を歪曲して、露國政府が讓渡交渉に就き採る立場に壓迫を加へようとした。日本の新聞紙は北鐵讓渡交渉の危機が専ら露國政府の非妥協的態度に起因すると報道してゐるが、双方從來の讓渡を仔細に検討すれば右報道の眞偽は自ら明らかである。露國政府は讓渡交渉の過程に於て讓渡價格を二億五千萬金ルーブル（六億二千五百萬圓）から一億六千萬圓（約五千六百萬金ルーブル）に引下げた。然るに日滿兩國側は僅かに最初の五千萬圓から一億二千萬圓に引上げたに過ぎない。

露國政府は讓渡交渉の過程に於て極東平和の保障を増進する爲め、最大の善意を示し、讓歩の用意を明にし且つ多大の犠牲を忍んだ、然るにも拘らず、日滿兩國政府は兩國の要求に多大の讓歩を示した露國政府の最後の提案を殆ど最終的形式で拒否したのみならず、滿洲國代表團の如きは示威的に東京を引揚げるに至つた。日滿兩國の新聞は無恥な反露宣傳を續けて、北鐵讓渡交渉に關し露國政府を牽制せんとしてゐる。滿洲に於る日滿兩國政府當局は一九三三年秋の例に倣つて北鐵従業員の一齊檢査を行つた。北鐵讓渡交渉に於て何人が無誠意か侵略的か交渉停頓の責任が何人に歸せらるべきかに就いては意見の岐れる餘地がない。

列國對支援助

援助計畫の概観 一九三〇年に第一次小麦借款が成立したのを初めとして、一九三二年には第二次小麦借款説があり、之は未成立に終つたが、一九三三年五月には棉麥借款が成立した。これは宋子文渡米の效果

である。更らに同年七月頃七國銀公司（國際コーポレーション）、日本を除外し支那を含む七國の計畫あり、之は宋とライヒマン及モネーの第一案である。之は不成立に終つたので財政諮問會案（構成同上）と變化した。これは右同第二案である。然し右二案はいづれも四國財團と接觸するを以て行儀未成立。即ち第三案としてモネー、ソルター等が個人的に顧問に就任したのである。又宋子文の活躍の結果は一方聯盟の對支技術援助となりライヒマンを任命して其計畫を進めることとなつたが英佛獨伊訪問の結果は大したことはなかつた。只イタリで團匪償金を擔保として支那銀行から借款することの承諾を得た（宋歸國後の成立、金額四千三百萬元中百十萬元で伊より飛機購入）斯くて宋子文歸國後モネー、ソルター、ライヒマン等は何れも渡支したが、ソルターは支那の現狀に失望して去る。ライヒマンは支那經濟開發十年計畫を作成レジエネーグへ報告しモネーは殘つて中國建設銀行を造つた。これは宋滯歐第一案の變形である。日本よりは須磨總領事をして抗議せしめたものでモネーも終に日本加入を認むるに至つた。この外、傍系として米國の航空權獲得、英國の團匪償金の巧妙な利

用、獨逸の（セーグト）フアルケンハウゼン等顧問派遣に依る軍事援助、佛國の廣西派援助などがある。

前軍事顧問を上海總領事に 曾て一九二九年より一九三三年まで、國民政府の軍事顧問たりしヘルマン・クリーベル中佐は今回上海駐劄ドイツ總領事に任命された。同中佐は年來熱烈なるヒトラー支持者で彼の有名な一九二三年十一月のミュンヘンに於けるフアシスト叛亂の際にも之に加擔し爲に捕へられてヴラリヤ州ランズベルグに於けるヴラリヤ要塞監獄に投ぜられた事もあり爾來ヒトラーと共に活動を續けて來た生粹のフアシストである。

ソルターの辯明 最近國民政府經濟顧問として支那視察旅行より歸國した前國際聯盟財政經濟部長サー・アーサー・ソルターはモーニング・ポスト紙の記者に對左の如く語つた。

「日本が支那に對する國際協力と平定に参加することを排除し又は妨害する様な提案を南京政府に對して爲した憶えはない。勿論獨占的地位又は特權的地位を與へるかどうかといふ問題は自ら之とは全く別の問題である。未だ列國協力による公債計畫乃至その他の特殊計畫をなす得



る如き段階に到達して居らぬ」  
**銀公司計畫の内容** モネーは七月二十九日極秘裡に廬山に赴き同日及び翌三十日の兩日に互つて財政部長孔祥熙同席の上蔣介石と會見、銀公司設立に關する蔣介石の最後の意見を徴した所、蔣介石は完全な承諾を與へ設立の具體的方法一切を宋子文、孔祥熙に一任する旨回答したと云はれて居る。斯く蔣介石の承諾を経た以上、銀公司の設立は最早動かすべからざる事實で、恐らく宋子文が西北視察から歸來すると同時に設立案の内容が正式發表されるものと見られる。銀公司の内容及び其の成立の動機が、モネーの進言に基くものなる以上大體次の様な性質を帯びるものと見られる。

(一) 銀公司の組織には浙江財閥を中心とする支那の有力銀行を網羅し主として舊債整理事業の行詰打開を目的とする。

(二) 銀公司を通じて新たな外資を招致し一方舊債の擔保となつて居る鐵道、鑛山其の他の事業に活力を與へ他方支那に有力な新規生産事業を起し其の利益金を以て債務を整理する。

(三) 建設銀公司の株式は合計一千萬元で株主は個人名義のものを廢し銀行を單位とすることになり、中央銀行が四百萬

元、中國銀行が一百萬元、交通銀行が百五十萬元、上海銀行が五十萬元、その他浙江興業、懇業、四明、監業、金城、大陸、中南等の各銀行がそれ／＼、二十萬元宛引受けることになり銀行のみの引受けで所要の一千萬元を得るに決定、既に中央銀行總裁孔祥熙、中國銀行總董張公權、交通銀行總經理唐壽民は、十六日午後株式引受書に調印を終つた。その他の銀行も二十日迄には調印を終る豫定である。

(四) 尙建設銀公司の組織趣意書及び章程草案は既に脱稿してあるが英文を基本文として副本としてこれを漢譯したものを付けることになつてゐるがその章程内容は引受け銀行の正式確認を得た上で發表されることになつてゐる。

(五) 右建設銀公司の第一の目的は西北の開發にあると云はれ、目下宋子文は右銀公司の發起人を組織することになり李石曾、張靜江、錢新之、邵子子、楊虎城、朱紹良を勧誘中であると云はれてゐる。

而して將來銀公司が所謂生産事業を遂行するに當つては必然的に支那に於ける國際聯盟との技術合作機關たる全國經濟委員會

とも關係を有するに至るべく延て政治的にも種々の難問題を惹起する虞あり現に帝國政府の如き四月十七日の「非公式外務當局談」により極力此の種支那に對する各國の共同援助に反對の態度をとるべき事を闡明して居るので銀公司は假令成立するとしてその事業遂行には前途幾多の困難を伴ふであらう事は想像に難くない。

**聯盟今後の態度** 一九三三年九月聯盟より支那に派遣せられ對支技術的援助を中心活動してジュネーヴに歸還した聯盟保健部長ライヒマン博士の對支援助に關する報告書は五月九日南京及びジュネーヴに於て同時に發表されたが之に就いて聯盟筋では同報告書に對する日本の態度に深い關心を有すると同時に一般に理事會が右報告書を如何に取扱ひ今後支那に對して如何なる態度に出るかに注目を拂つてゐるが右報告書の發表に當つて聯盟筋より報道せられた見解を綜合すれば「聯盟の對支技術協力に對して日本が反對しつゝあることは支那の統一を失敗に歸せしめんとする希望から刺戟されたものである。何となれば支那の統一は若しその實現の曉には日本の極東に於ける制覇に致命的な打撃となるからである。然しライヒマン博士の報告書は極めて

技術的な内容のもので何等の政治的なものを含んで居ない、尤も綿業並に絹織物工業の合理化、灌溉計畫並に道路計畫の實行等は支那の繁榮の復活を齎すべく自然事實上日本に對する激烈な競争を惹起すべき要因をその中に含んで居る譯である。然しともあれ今となつては右報告書に關し今後理事會が如何なる對支行動に出るかが問題として殘されて居るのであるが恐らく理事會は來る五月十四日に招集される支那問題諮問委員會の右報告書審査の結果を待つてその態度を決定するであらうと信ぜられる。

**ライヒマン報告書の内容** 報告は序言及び十一章より成り全文五十一頁に互るもので技術的援助委員會の受託事項に基き専ら技術的報告の性質を有するものである。報告書の章別次の通り

△理事會技術代表の支那に於ける使命に關する同代表の理事會に對する報告書  
 (任命當時より一九三四年四月一日に至る)

序 言

第一章 全國經濟委員會の歴史

第二章 農業

第三章 棉花

第四章 絹業

第五章 治水

第六章 道路

第七章 衛生

第八章 教育

第九章 第二章より第八章迄の要約

第十章 國民政府の建設事業に關する行政院長汪精衛氏の記述

第十一章 聯盟を通じての技術的協力案

右報告書は支那に於ける建設事業の最も重要な實例として全國經濟委員會の豫算内容を掲げて居るが右報告に依れば一九三四年度の委員會豫算は左の如くである。

衛生施設	一、〇〇〇、〇〇〇
棉花	七五〇、〇〇〇
江西匪區救濟費	一、九〇〇、〇〇〇
西北開發費	二、五〇〇、〇〇〇
燃料探査の爲めの土地測量	一〇〇、〇〇〇
經濟調査	二〇〇、〇〇〇
茶試驗栽培補助金	六四、〇〇〇
行政並に技術専門家招聘費	七五〇、〇〇〇
豫備金	四三、〇〇〇

**計** 一五、〇〇〇、〇〇〇

右報告書は技術的援助委員會の使命が専ら特定問題に關する諮問の範圍に限定されるべきことを明確にし結論に於て次ぎの如く建言して居る。

「國際聯盟の技術的委員會により任命された専門委員は明確に限定された諸問題乃至問題群に關連し全國經濟委員會の諮問に應ずることとその使命とすべきである。

しかし諮問機關としての使命を遂行するには先づ技術的見地から支那の實狀を調査研究することを要する、しかもかかる調査と研究との遂行は支那の技術的、行政的當局及び諸機關並に個人的専門家の協力にまつのが最も妥當である。

更に諮問事項は原則として、全國經濟委員會の豫定行動を主とし、且つ諮問に與るものは國際的權威ある著名の専門家に限定されねばならぬ。

技術的援助委員會と支那の全國經濟委員會とは一九三一年に出來上り一九三三年まで繼續された取極に基き今後も依然協力を續ければならぬ。且つ右協力については現在の經濟的秩序的變化に適應するため支那に對する技術的援助委



員會に關する規約の許可範圍内に於て適宜斟酌が加へられるであらう。兩委員會の協力は支那の全國的技術的事業と他國に於て同様の事業を遂行する諸機關との連絡を圖る事を目的とし斯して支那の全國的經濟的開發機關の基礎と機能の強化に資せんとするものである。米國の一億元借款密約 最近米支間に福建の利権を中心とする一億元借款が秘密に交渉されつつある事が判明した。即ちジョソントン駐支米國公使は四月廿日北平發平漢線で南下、南昌に赴き蔣介石と會見したが一億元借款の打合せをなすためだと云はれ最近米國の南支那特に福建省に於ける暗躍しきりに行はれつつあり、漳州の米國人經營ミツシヨンスカールの校長が副總指揮部の名譽顧問に就任し二名の米人技師が漳州兵工廠の指揮監督に當りつつある外厦門に於て米國と密接な連絡をもつと傳へられる王固盤が公安局長に就任し米國領事を顧問とする米支人親睦團體の結成をみるなどの米國の策動が活潑となりつつあつたが、今回その裏面に於て蔣介石は米國に對し軍費借入れ密約を結ばんとしてゐることが暴露するに至つたものである。

帝國對支問題聲明

日支關係は漸く常道化せんとする折柄、列國の對支武器輸入又は技術援助と共に惡質なる投資が盛んになり、このまゝ放棄し置くに於ては支那は結局國際管理の下に置かるべきを看取せるため我が外務省情報部長天羽英二氏は一九三三年四月十七日非公式に左の如き聲明をなして嚴然たる帝國の對支政策を中外に公けにした。

(聲明) 日本は支那問題について日本の立場及び主張が列國と一致しないものがあるかも知れぬが、日本は東亞に於ける使命を果し責任を遂行するためには全力を盡さざる可からざる立場に居る。さきに日本は聯盟脱退を餘儀なくされたのはその東亞に於ける日本の地位に對する見解が聯盟と相違を來した結果によるのであつて、日本の支那に對する態度も亦外國のそれと一致せざる可きものも知れざるもわが使命と地位の關係上止むを得ない。日本は諸外國に對しては常に友好關係の維持増進に努めてゐるのは云ふ迄もないが東亞に於ける秩序平和維持には日本

の責任に於て單獨に爲すことが當然の歸着と思惟する。又之れを遂行するは日本の使命にして之れを全うする決意を有してゐる。而して右の使命を遂行するためには日本は友邦と共に東亞に於ける平和維持の責任を分たざるを得ない次第で、又支那以外に責任を分つ國ありとは思せず、従つて支那の保全統一乃至秩序回復は東亞平和の見地より見るも日本の最も切望するところである、但し支那保全秩序の回復統一は友邦自身の自覺又は努力に俟つ外無き事は過去の歴史の説明するところである。現在も亦將來も然りとするところである。

此の見地から支那側が若し他國を利用して日本を排斥し且つ東亞の平和に反するが如き手段に出で或は夷を以て夷を制するが如きことあらば日本も亦之に反對せざるを得ない。又列國側に於ても滿洲事變上海事變より生じたる特殊の情勢を考慮に入れ支那に對し假令その名目が財政的援助であるにせよ技術的援助であるにせよ支那に對して共同動作をとらんとする如きことあらば畢竟支那に於ては政治的意味を帯びることは必然であつてその形勢が助長されるときは遂に支那に於け

る勢力範圍とか國際管理とか分割とかの關係を生じることとなり爲に支那には非常不幸を來し東亞延いては日本にも重大結果を及ぼす虞れがあるのである。従つて日本としては主義として之に反對せざるを得ない。併し各國が各々別々に支那と經濟的或は貿易上から交渉するが如きは支那援助となるも東亞の秩序維持に支障を及ぼさざる限り之に干渉の必要を認めない。若し右の如き措置が東亞の平和秩序を紊亂するが如き性質のものならば之には反對せざるを得ない。例へば軍用飛行機を供給し、飛行場を設置せしめ、軍事教官を派遣し、軍事顧問等を供給し、また政治的借款を起すが如きは結局支那と日本その他の關係を離間し極東平和の維持に反する結果を生み出すことは明白なれば日本としてはこれに反對せざるを得ない。尙ほ該聲明は國際的に異常なる衝動を與へ遂に『日本は九ヶ國條約に包含せられてゐる支那の門戸開放、機會均等の精神を蹂躪するものと』の非難が起つたので我が外務省は改めて五月一日左の如き説明書を、豫て日本の眞意説明を求めて來てゐた英、米兩國に傳達すると共に中外に公表した。

外務省説明要領

日本は何等支那の獨立性をも又利益をも害したることなく又之を害せんとする意志もない許りでなく衷心から其の保全統一及繁榮を希望する而して支那の保全、統一及繁榮は主義として支那自身の覺醒及努力に委せらるべきものである。日本は支那に於ける第三國の如何なる利益をも害せんとする意向を有しない。第三國が善意を以て經濟通商上の取引により支那に接するとは支那の爲に利益を齎すべく、日本としては寧ろ之を歡迎するものである。日本は素より支那に於ける門戸開放機會均等等の主義を支持し、又支那に關する現に有效なる諸條約及取極を遵守するものである。然し乍ら日本は如何なる形に於ても東亞の平和及び秩序維持に反する行動を取るものに對しては黙視することを得ない。日本は東亞に於ける其の地理的地位にも顧み、同方面の平和及秩序の維持に於ては最も緊切なる關心を有するものであつて従て支那問題に於ては如何なる第三者と雖も右の事情を考慮に入れざる自己本位の政策實行の爲に之を利用することを默過し得ぬ次第である。

廣田、ハル親善メツセージ交換

一九三四年二月廿一日齋藤駐米大使はハル米國々務長官に廣田外相の非公式個人的挨拶を交付し、之に對し三月三日ハル長官は齋藤大使を通じて廣田外相宛書面の形式により個人的挨拶を寄せた。外相、長官の交換メツセージの内容は左の如きものである。

廣田外相よりハル長官宛

本年は日米兩國國交開始以來滿八十周年に該當する處此の長年月に互り兩國が常に親善友好の關係を持續して來たのは顯著な事實で、經濟關係に於ては双方商品間に競争の他位にあるもの極めて少く兩國は互に他方商品の一大顧客として有無相通するの基礎に立脚し相互依存關係を促進しつつあるは御同慶に堪へない。更に又日米兩國全般の關係を大處高處より觀察し又詳細に考究するに於ては予は兩國間には根本的に解決を困難とする問題の存在せぬことを確信する。兩國間に現存し又は將來發生すべき案件に關しては兩國互に他方の立場に對し正當なる諒



解を持ち、隔意なき協議を行ひ、協調の精神を以て之が處理に當るに於ては遂に圓滿なる解決を見るに至るべきは當然なりと信ずる。

帝國外交の根本政策は萬邦協和を念とし何れの國に對しても進んで事を構へむとする様な意圖なきは勿論、殊に太平洋を距つる大隣邦たる北米合衆國に對し善隣平和の關係を確立せしむることを冀望する。予は就任以來此の目的達成の爲奮力を致しつつある次第であるが、今回齋藤大使が新に重任を負ひ貴國に赴任するの機會に於て日米兩國の傳統的親善關係の増進に對する所懐を披瀝するを欣幸とするもの、貴國政府も右日本政府の冀望に對し全幅の支持賛同を與へらるべきを信ずる。

ハル長官より廣田外相宛

新任駐米日本大使齋藤氏は貴大臣が予に寄せられた個人的非公式挨拶を予に交付せられた。貴大臣が、右挨拶中に表明せられた懇篤なる感情は予の深く感銘する所です。予も亦均しく同様の感情を茲に表明する。

予は他諸國との友好關係を促進せらるる閣下の御努力は欣快の念を以て確に之

を諒承した。此等一切の御努力に當り予は貴大臣が有ゆる可能な範圍の協力を予に期待せられ得べきを認めらるるものと確信する。

貴大臣は大處高處より觀察し又詳細に考究するに於ては貴我兩國間には和協的解決を根本的に困難とする問題存在せざる旨の見解を表明せられたが、予は貴大臣と全然右見解を同じうする。更に予は貴我兩國間には兩國に於て適切なる見方を以て觀るに於ては平和的手段に依り容易に調整し得ないものと正當に看做さるべき問題は事實上存在せずと信ずる。米國の國策遂行に當り斯かる手段に據るは米國政府の既定の方針である。若し不幸にして貴我兩國間に將來何等紛議を生ずることあらば米國政府は過去に於けると同様親善の精神及平和的且正當なる解決を希望するの精神を以て日本の地位を檢討するの用意あるべく、日本政府に於ても同様の精神を以て合衆國の地位を檢討せらるるの用意あるべきを確信を以てて期待する。

貴大臣は通商の方面に於ては貴我兩國の利害關係は概觸せずして通商上の紐帯は絶えず強化せられつゝあるの喜ばしき

事實に言及せられた。予は合衆國及日本が其の相互的貿易を兩國に利益を齎らす様にして又競争の行はるる場合場合には常に相互的好意を以て進展せしむることを持望すべきを期待する充分の理由あるを認むる。貴大臣は日本は他の何れの國に對しても進んで事を構へむとするの意なきことを強調せられたが、予は右陳述を特別の欣快の念を以て之を受け、米國側に於ても他國との關係に於て何等問題を惹起せしめむとするの希望及何等紛争を創始せむとするの意圖を毫も之を有せざることを此の機會に於て明確に言明するを欣幸とする。

此等の事實に顧み、予も亦此の機會を利用して東亞に利害關係を有する一切の諸國が其間に現に存し若くは將來發生することあるべき一切の問題を何れの國をも害するとなし且一切の諸國に確實且永久的の利益を齎す様調整若くは解決するの精神及方法により檢討することの可能とならむことを予の熱誠なる冀望として表明すべきものなることを感ずるものである。

予は日米間最初の條約締結以來貴我兩國間の關係を常に特色づけ來つた友好親

睦を維持増進せむが爲如何なる提議にも駐米日本大使若くは駐日米國大使を通じて之を受くるを欣幸とすること勿論である。貴大臣は右目的の爲又同時に平和、友誼及び國際團體の全員間の一般的利益助成の爲に實行し得べき如何なる措置又は手段に對しても之に賛成せむとする予の熱心なる冀望に信頼せらるべきである。

コーデル・ハル

廣田外務大臣閣下

通車問題解決

北支懸案の一つである通車問題は日支兩國當局の努力によつて圓滿に解決し、六月廿八日午前八時日本側は公使館武官室において柴山駐在武官より、支那側は外交部大樓に於て北支鐵路當局より同時に左の如き解決案が公表された。

豫て懸案中の通車問題は彼我兩國當事者間に於て慎重研究の結果、東方旅行社において相互一個列車を奉天および北平より運轉することに決定し、七月一日より實施の豫定。

(一) 通車に關する一切の事務は新たに

外交・列國情勢——外交

設置せられたる東方旅行社に於て實施せられ、該旅行社はこれを山海關に置く。

(二) 旅行社に必要な旅客小荷物の取扱乗車券發賣等に關する詳細は鐵路當局より發表す。

解決の要點 一九三三年春皇軍の熱河肅正に次ぐ關内進出に因つて北支鐵路の運轉が中止された結果、從來社會的經濟的に關係最も深かつた瀋東地區と滿洲との連絡杜絶し同地方の住民は非常に不便不利を蒙ることとなつたので同年五月廿一日の塘沽停戰協定に際し戰鬪行為の中止と共に鐵道連絡の復舊に關しても兩者の意見一致し、次いで七月初旬の大連會議に於ては支那側股同氏以下鐵道専門家と滿洲國側は當時の奉天鐵路局長で今春奉天で物故した關鐸氏及び局長古山勝夫氏との間に該問題が討議されたが、支那側は他くまで滿洲國不承認を主張して奉天鐵路を認めぬので遂に滿洲國側も折れて只漠然と山海關を連絡驛として此處で車を乗替へ連絡することとし、奉天鐵路が一時的に管理してゐた山海關唐山間の鐵道を支那側に引継ぎ七月中旬から兎に角曲りなりにも兩鐵道の乗替連絡が開始されたのであるが之では尙不尙少からず北支鐵路自體としても股同氏の局長就任や收入

減等のため完全な通車連絡を希望し股同新局長は昨年來南京政府と通車問題に關し打合せを行つたが中央政府では對内的事情と對日外交上の懸引から股同氏の齎らした通車具體案に反對して遂に容認するところとならず在舊日を過ごして問題の解決を遷延し、今春に及んだのである。然るに何時塘沽協定の義務を履行するとも見えない支那側の狡猾極まる態度に業を煮やした我當局が今春以來屢々支那側の不誠意を詰つて嚴重な抗議を提示し斷然たる態度を示したので之を見て狼狽した支那側は遂に四月三日黃郛氏の南下となり中央部の凝議が重なられた結果、滿洲國不承認原則の下に地方問題として解決する方針を決定し、五月十四日山海關に於て滿鐵側宇佐美鐵路總局長、後宮顧問、支那側股同北支鐵路局長間に東方旅行社を創設して奉天北平間を運轉すといふ通車細則協定成立し股同氏は南京政府の同意を得て六月十一日上海經由來連、星ヶ浦星の屋に於て土肥原少將、柴山中佐等と會談後十二日飛行機で新京に向ひ岡村參謀副長と會見或る種の條件を提起し之が實現と同時に通車を實行することとし越えて十四日大連星ヶ浦宇佐美邸に於て宇佐美、股同兩局長間に通車細則協定の最後の決定を



見、ここに塘沽協定以來一ヶ年にわたつた日支間の懸案が解決し、愈々七月一日から奉天北平間を國際列車が運行することとなつたのである。

東方旅行社の内容

次の如くである。(一)同社は奉天、北平間直通旅客列車の經營を目的とし奉天鐵路、北平鐵路を母體として生れた資本金銀百萬元(圓貨約百萬圓)(第一回拂込二十五萬元)の旅行社で本社を山海關に置く。その組織は組合組織とす。社財産を共有とし持分を均分す。

(二)社役員は總經理一名、副經理一名會計主任一名とし(その任期一ヶ年)組合員交代に就任する。但その擔當の役員となること出来る。役員報酬は組合の協商で定むるものとす。

(三)左の業務を實行するため必要な臨時員を置き總經理は協商の上各その半數を推薦し、更に進退及び報酬を定む。(四)社の營業方針は會計年度開始前副經理協商の上定め業務の實行もまた同じく協商の上行ふ。その意思表示は連署の上行ふものとす。しかして營業費は營業收入をもつて充つるを原則とし、利益及び損失は組合員が出資額に比例して收

得負擔するものとす。會計年度は毎年一月より十二月末日までとす。東方旅行社總經理には中國旅行社副經理張水滸氏、副經理には奉天鐵路局勤務平山貞齋氏が夫々任命される。

協定の内容

奉天北平兩鐵路間に取決められた通車協定の内容左の如し。一、鐵路(奉天北平兩鐵道)は東方旅行社をして直通列車の經營をなさしめることを承諾す。一、直通列車は當分の間毎日奉天北平發各一個列車を運轉す。奉天山海關間、北平山海關直通列車の運轉は鐵路總局において代辦す。右運轉に要する費用は鐵路總局の負擔とす。一、直通列車の編成および所用車は手荷物二輛、三等車四輛、食堂車一輛、二等寢臺車一輛、一等展望車一輛とし四組をもつて運用するが、其の内二組は當分の間一等展望車を連結せず、但し總局は必要に應じ直通列車に對し山海關打切で客車の増結をなす。一、直通列車編成車輛およびこれに必要な客車備品は東方旅行社において用意するを原則とす。但し今後約一ヶ年間は總局において所用車輛の半數を貸

與す。

一、機關車および乗務員は山海關打切とす。但し列車ホーイは直通業務とす。一、直通旅客および手荷物運賃料金は總局の所定により旅行社は右のうち百分の五を收得しその殘額を總局へ交附す。直通乗車券は鐵路各驛で發賣するほか乗車券代賣者をして代賣せしむ。一、總局は直通列車により奉天山海關間、北平山海關間の各驛相互間發着手荷物の運送營業をなすことを得。其の料金は總局の收得とす(東方旅行社の手を經ないで總局において自由に營業をなし得るの意)。

一、車輛使用料金及び手数料帳簿清算に關する事項は別に協定す。一、直通車經營に關し締結せらるべき協定乃至契約は奉天山海關及び北平山海關間兩區間につき同一内容を有せしむるものとす。なほこのほか必要に應じ總局、旅行社間において別に協定す。

レーサム外相來朝

一、陸洲聯邦政府副首相兼外相ジョン・ケレック・レーサム氏は、東洋諸國との親善關

係増進のため特使として五月九日神戸着て來朝し、二週間に亘り廣田外相その他の要人と會談をなし、且つ各方面の視察を行つた。

レーサム特使の任務は表面なる親善任務以外何等の要務を帯びてゐるもので無いと云つてゐたが、同特使の濠洲政界に於ける立場と且つ刻下の日濠貿易の現狀に鑑み主として通商問題につき特別の要務を帯びてゐるものと見られた。

廣田外相との會談に於ては太平洋問題、日本の聯盟復歸問題、その他一般の政治問題に亘り隔意なき意見の交換が行はれたが通商問題についても現在の片貿易調整のため出來得るだけの考慮をなすべき事を公約し且つ目下シドニーに於て濠洲政府と我が村井總領事との間に進められてゐる日濠通商條約締結問題を促進すべき事、並に日本に同國通商代表を駐割せしむべき等の實質的問題について打合せをなした。

昭和七年に於ける日濠兩國間の輸出入狀況は次の如くである。

△濠洲から日本へ輸入(單位千圓)  
總額 一三四、〇〇〇  
内譯 八四、〇〇〇  
羊毛

外交・列國情勢——外交

△日本から濠洲へ輸出  
總額 三七、〇〇〇  
内譯 一六、〇〇〇  
絹及人絹 一六、〇〇〇  
絹織物 五、〇〇〇  
絹ハンケチ 四、〇〇〇  
生絲 三、〇〇〇  
陶磁器 一、七〇〇  
其他 七、三〇〇

日本、エストニア國間通商暫定取極

我國と「エストニア」國とは無條約關係である爲、兩國間に通商條約を締結するの件は昭和二年以來問題となり、今日迄數回に亘つて商議行はれたるも、締結に至らなかつたが、最近本邦品の「エストニア」國に輸入せらるるもの次第に増加し、無條約關係の爲同國に輸入せらるる本邦品は他の條約國商品に比し高率關稅を課せられ、本邦に取り不利益であるところから差當り正式通商條約締結せらるる迄の措置として兩

國間に暫定取極を締結することを適當とし一九三四年三月二十一日附を以て在「ワルソー」帝國公使と同地駐劄「エストニア」公使との間に公文を交換することに依り兩國間に通商關稅及航海に關する暫定的取極を締結した。

本取極の要旨は、兩國相互に通商關稅及航海に關し最惠國待遇を與ふると共に之に對し若干の例外を設けたもので、本取極は右日附後三十日目に實施せらるべく且兩國の一方が其の廢棄通告をなしたる日より三ヶ月の期間満了に至る迄引續き效力を有することとして居る。

ブラジル國移民制限

實質的に日本移民を排斥せんとするブラジル新憲法は五月廿四日憲法審議會を通過し、七月十五日を以て公布、十六日より效力を發生することとなつた。制限正文は左の如きものである。

移民のブラジル領土への入國は人種的完成の保證及び肉體的文化的能力の保證なる制限を受くべし。しかして各國よりの毎年の移民潮流は最近五十年間に國內に定著したる當該國人の總數の二パーセントの限度を超ゆることを許さず。



(付則) 聯邦領土の如何なる地點においても移民の集團を禁ず。且つ外國人の選擇定住及び同化に關しては法律を以て規定すべし。

△本年度日本人渡航數  
アラビヤ聯邦統計局の算定によれば右二分割當條項の結果日本人移民數は一ヶ年二千七百五十五名に局限される筈である。然し本年中はアラビヤ政府との移民契約に基き従前通り入國することが出来る、將來も再渡航者及び呼寄せば入國可能數に數へられない。

- △各國の入國可能數
- イタリー 二八、〇三五
- ホルトガル 二二、八六三
- スペイン 一一、五一六
- ドイツ 六、六八二
- ロシア 二、一三三
- オーストリア 一、六八七

### 國際機關

#### 國際聯盟機關

國際聯盟の生れたのは、一九一九年六月下旬パリ郊外のヴェルサイユ宮殿鏡の間に

同等の權能を有し、聯盟の行動範圍に屬し、又は世界の平和に影響する一切の事項を處理し、事件によつては何れに附託してもよいものもあり、また一方から他方に移されるものもある。

聯盟事務局 常設聯盟事務局はジュネーヴに置かれてある。その主なる事業は理事會及び總會開會の準備を整へ、聯盟の文書會英佛兩文を以て刊行し、旨を承けて聯盟會議議事録、資料及び統計一切を調製發行する等である。事務局には事務總長以下約五百名の職員がある。現在事務局の幹部は左の如くである。

- 事務總長 ショセフ・アヴノール(佛)
- 副事務總長 ヒロツチ(伊)
- 同 ド・アスカラテ(スペイン)
- 事務次長 ウオルター(英)
- 同 缺員

#### 國際勞動機關

國際勞動總會 國際勞動總會は必要に應じて隨時に、且少くとも毎年一回之を開き、各締盟國は四名づゝの代表者を派遣する。内二名は政府の代表委員他の二名は使用者及労働者を各代表する代表委員である。各代表は顧問を同伴することが出来る。但し

於て對獨平和條約が調印された際である。然し法律上の誕生は更に六ヶ月を経て獨逸及聯合各國の批准の終つた一九二〇年一月十日である。而して現在、世界六十餘ヶ國中五十七ヶ國までがその加盟國となつてゐる。聯盟の根本をなす機關は總會、理事會及び事務局の三つで、更に傍系として常設國際司法裁判所及び國際勞動機關がある。

聯盟總會 總會は聯盟國全部の代表者より成り毎年九月ジュネーヴに開催されるが、何時何處でといふことを總會が前の會議で多數決で決めるか、或は理事會がこの件を同じく多數決で決めた場合にはそれに従ふ。總會の臨時會議は聯盟國の請求あれば召集することが出来る。但しその際は聯盟國過半数の同意を要する。また代表は一國三人以内とし各國とも表決權は一個に限られてゐる。總會は聯盟の行動範圍に屬し世界の平和に影響する一切の事項を處理することになつてゐるが新規加盟國の件、非常任理事會選舉の件、理事會と共同して常設國際司法裁判所裁判官を選舉する件、聯盟豫算の件等は特殊の擔當事項とされてゐる。更に現狀に副はなくなつた條約を聯盟國の再考に附すること、及び放置すれば世界の平和を害するに至る如き國際的

事態の考慮方を勧告することも出来る。總會の議案の審議は直に本會議に於て行ふのでなく、次の如き六つの委員會を設け、これに議案を配分することを普通とする。

- 第一委員會 規約及び法律問題
- 第二委員會 專門委員會
- 第三委員會 軍備制限
- 第四委員會 豫算及聯盟行政
- 第五委員會 社會問題
- 第六委員會 政治問題

公用語は英語及び佛語とし、英佛語以外で述べても差支へないが、その場合は必ず英譯或は佛譯を添へねばならぬ。

聯盟理事會 理事會は聯盟國の中十五ヶ國の代表によつて構成されてゐる。その中日、英、佛、伊、獨の五ヶ國は常任理事國で、残り十ヶ國は非常任理事國である。非常任理事國は總會で選定する。現在の非常任理事國は西班牙、メキシコ、パナマ、波蘭、チエツコスロヴァキア、丁抹、アルゼンチン、濠太利、支那及びホルトガルである。聯盟理事會は通例ジュネーヴに於て、毎年三回即ち一月、五月、九月に開かれる。しかし緊急の場合には何時でも召集される。總會對理事會の關係は明文を以て規定されてゐないが、少數の例外を除けば略

會議事項の各項目に付二名を超えることは出来ない。勞動總會に於て特に婦人に關する問題を議する場合に顧問中少くとも一名は婦人たることを要する。顧問は代表に支障のあつた場合、之が代理をすることが出来る。締盟國はその國に於て使用者又は労働者を最もよく代表する産業上の團體が存在する時は該團體との協議により各民間代表委員及其顧問を任命せねばならぬ。各代表は總會に附議せられたる一切の事項に付各別に表決をなす權利がある。締盟國が任命權を有するに拘らず民間代表委員中の一名を任命しない時は他の一名は總會に出席し發言することを得るも表決をなすことを得ない。勞動總會に於て議せられる最も重要なものは條約案である。條約案は各國の勞動立法を統一することを目的とするものであつて、これが成立した場合には各國の政府は一年以内止むを得ざる事情あるも十八ヶ月以内に立法その他の措置を取るがために各自の權限ある機關の議に付する義務がある。權限ある機關がこれに同意を表した場合には、その條約の正式批准を事務總長に報告し、且右條約の規定の實施に必要な措置を取る。この條約案は出席代表の投票の三分の二の議決を経なければ

ならない。次には勧告案である。これは唯政府に向つて斯々の勞動立法なり、社會的施設の實行なりを勧奨するものであつて、政府は必ずしも之を權限ある機關に付する義務を負はない。その採否は政府の自由に屬する。勧告案も矢張り出席代表の三分の二の多數を以て議決する。次に決議案がある。これは多くの場合勞動理事會に或る重要な仕事を依頼するとか、又は或る種の調査を委任するとかいふやうなことに關するもので、出席代表の過半数によつて決するのである。

勞動理事會 勞動理事會は國際勞動局の管理機關であつて三十二名の委員より成り、内政府を代表する者十六名、使用者を代表する勞動總會代表委員の選舉したる者八名、労働者を代表する勞動總會代表委員の選舉したる者八名である、而して政府を代表する十二名中八名は八大産業國(イギリス、フランス、ベルギー、ドイツ、イタリア、印度、カナダ、日本)之を任命し、他の四名は右八國以外の締盟國の勞動總會政府代表委員に於て選定したる締盟國之を任命する。勞動理事會の任期は三年であつて、年に四回以上會合して勞動總會に提出すべき議案、その他重要案件を審議する。



國際労働局 本局をジュネーヴに、支局を東京、ロンドン、パリ、ワシントン、ベルリン、ローマ、デリー(インド)に置く。労働理事會の管理の下に、労働者の生活状態及労働條件の國際的調節に關する一切の情報の蒐集配布に國際條約締結の目的を以て労働總會に提出せんとする事項の審査並に労働總會の命による特別調査の遂行に任じ、労働總會の會議事項を準備し、國際紛争に關する労働條約の規定によりその任務を行ひ、國際利害關係ある産業及労働の問題に付佛文、英文、その他の労働理事會が適當と認むる言語を以て定期刊行物を編輯發行する。國際労働局に局長を置き、労働理事會之を任命する。局長は労働理事會の指揮を受け、國際労働局の事務及他の委託事務の遂行に付その責に任ずる。國際労働局の職員は局長之を任命する。

常設國際司法裁判所

國際聯盟規約第十四條による常設國際司法裁判所は、一九二〇年の第一回聯盟總會に於て、三章六十四條より成る規定を議決し、一九二一年の總會及び理事會に於て裁判官の選舉を行ひ、一九二二年六月から事

業を開始するに至つた。裁判所は海牙に置かれ正裁判官十五名豫備裁判官四名から成つてゐる。裁判官の任期は九年である。裁判所の権限は二つに大別されてゐる。即ち當事國の附託する一切の國際的紛争の裁判を行ふこと及び總會又は理事會の諮問に關する問題に對し意見を述べることである。當事國は相手國の同意なくして出訴することを得ない。但し條約により紛争發生の場合には國際司法裁判所に附託することゝ約定してゐる場合、及び國際司法裁判所規定に定めてある、(イ)條約の解釋、(ロ)國際法上の問題、(ハ)國際義務の違反となるべき事實の存否、(ニ)國際義務の違反に對する賠償の性質又は範圍の四項に關し豫め應訴義務の承諾をなしたる場合には一方の出訴ととも相手國はこれに應ずる義務を生ずることになつてゐる。裁判所の開廷は毎年一回二月一日に始まり案件完了まで繼續する。但し裁判長は必要ある時は隨時開廷することが出来る。現在(一九三〇年九月改選一九三一年一月就任)の裁判官は左の如くである。

▽正裁判官 裁判所長サー・セシル・ハースト(イギリス)、次長グレゴロ(サルバドル)、安達雄一郎(日本)、アンジロチ

(イタリー)、フロマジョー(フランス)、アルタミラ(スペイン)、ファン・アイシシガ(オランダ)、ロラン・ジャックマン(ベルギー)、フランク・クロツク(米國)、ロストウオロウスキー伯(ポーランド)、シユツキン教授(ドイツ)、王龍惠(支那)、アスタマンテ(キューバ)、ネグレスコ(ルーマニア)、ウルチア(コロンビア)

世界の動き

四國協商調印

一九三三年三月十七日英、伊兩國首相の會見に端を發した四國協約案は同年六月七日ローマに於て伊國首相及在伊、英、獨、佛各大使により署名せられ、同日付コムニユニケを以て發表された。協定要旨は左の如くである。

聯盟常任理事國、ロカルノ條約調印國たるの責任に顧み、相互連帯を鞏固にす

るにあらざれば、現下の難局を除去し得ざるを思ひ、聯盟規約、ロカルノ條約、クロツク・パクト、一九三二年武力不行使宣言に依る義務を尊重し、聯盟規約に隨ひ其の各條に充分の効果を與へしむることを欲し、關係國の参加なくして其の權利を處分し得ざるを認め左の通り締約す。

第一條 總べて自國の利害問題に付相互協議し、聯盟規約の範圍内に於て平和維持のため一切の各國と有效なる協調政策を行ふ。

第二條 聯盟規約特に第十條及第十九條に關し締約國は聯盟諸機關に依る決定留保の下に是等諸條實施に適切なる方法及手續に關する一切の提案を審議す。

第三條 軍縮會議の成功に全力をつくすべし、但し會議の結果特に締約國に關係する諸問題が解決せられざるときは適當なる方法により解決を確保するため「協約」を適用し審査を再開す。

第四條 聯盟規約の範圍内に於て解決をはかる目的を以て、歐洲特にその經濟復興のため共同利害を有する諸問題につき協議すべし。

第五條 十ヶ年效力を有すべく第八年

の終りに於て終了の通告なきときは更らに無期間に繼續す。その後は豫告を以て終了す。

獨逸の軍縮會議脱退

一般軍縮會議は一九三三年六月二十七日の幹部會に於て議長ヘンダーソン氏をして各國首腦部との交渉を繼續せしめ交渉の結果如何により七月或は九月の聯盟總會中に幹部會を召集することに決して休會に入つた。

其の後ヘンダーソン氏は七月十日ロンドンよりパリに赴き十一日同國首相及外相と會談したが右會談後發表されたコムニユニケは極めて簡單で同會議に於て諸國間に相違ある軍縮問題に付意見を交換し、右諸問題に對する佛國の態度を明らかにし、以て議長が今後他の首都に於てなすべき會議に必要な材料を提呈した旨を記載せるのみであつた。

ヘンダーソン氏は同十二日伊國に赴きムツソリーニ首相と會談の後ドイツを訪問した。しかして同十八日ドイツ政府のコムニユニケは同氏とドイツ側外務、國防兩大臣

軍縮會議首席全權及航空大臣代理との間に軍縮會議問題に關し同會議の成功を準備する精神のもとに詳細なる意見の交換が行はれた旨簡單に發表したが、ヘンダーソン氏は同日ブラーグに於て新聞記者に與へたインタビューに於て獨佛間の諒解が軍縮會議成功の要件なりとし、兩國首相の會見に依り友好的諒解を遂ぐるにあらざるは四國協定も其の全幅の價值を實現し得まいと述べた。

右諸會談の結果軍縮實行のため試験的時期を作らんとする點について尙ほ、佛、獨間に重大なる意見の相違あることが明らかになつた。

ジュネーヴに於ては九月二十八日午後佛のポール・ボンクワール氏、獨のフォン・ノイラート男の間に會見が行はれた。右に關し二十九日のシュルナル・ド・ジュネーヴは左の如く報道してゐる。



とし、ドイツは漸進的に職業的軍隊を徵募兵に変更し、その人員を廿萬とするにあり。

ホンクールは引續きジュネーヴに留まり、十月一日、智利のベネシユ氏及羅馬尼のチチュレスコ氏と會談した。

右會談に於て小協商側は監督、試験期、漸進的軍縮等に付、佛案を多とし、四年の試験期間總ての國に適用さるる自動的有効なる監督及將來の條約違反に對する制裁を主張した。

軍縮幹部會情報がドイツに不利なる事を知つたドイツ政府は、十月十四日(一九三三年)大統領と協議の結果、國際聯盟及軍縮會議よりの脱退を決定し、外相ノイラー男は同日軍縮會議議長宛左記軍縮會議脱退の通告を發するに至つた。

軍縮會議に關する參與國最後の商議の經過によれば、今や軍縮會議は一般的軍縮を實行せんとする唯一の任務を果さざるべきこと終局的に明白である。しかしこれと共に同會議の失敗は高度の武裝國が軍縮に關する條約上の義務を履行するの意思なきことに全然其の原因の存することとも明白である。従つてドイツに認められたる平等權の要求の實現が不可能

となり、且ドイツ政府をして本年初頭再び同會議の事業に参加せしめたる前提條件を缺くに至つた。よつてドイツ政府は軍縮會議を脱退するの他はない。尙ほドイツ政府は軍縮會議脱退と同時に聯盟事務局に對し聯盟を脱退すべき旨を通告した。

### 米國の露國承認

米露復交問題折衝のため一九三三年十一月七日著米した露國全權リトヴィノフ外相と米國側との會談は、九日より十日に持越し夜九時よりルーズヴェルト大統領はプリツト氏を交へリトヴィノフ全權と十二時過ぎまで意見の交換を行つた。

しかして兩者の會談はその後しばらく行はれ、就中十二月十五日の交渉に於て双方諒解の基礎を見出したものゝ如く、米國政府は露國承認の要件として固持し來つた

- 一、對米債務の承認
  - 二、米人被沒收財産の辨償
  - 三、對米赤化宣傳の停止
- 問題についても該合成立しルーズヴェルト大統領とリトヴィノフ全權とはこゝに必要なる文書、即ち
- (イ) 米國政府に於て露國と正常外交關

すため數日間ワシントンに留るべき旨を述べたるもの)

の交換を了し、ルーズヴェルト氏の大統領當選前後より噂に上つてゐた米露の國交恢復は足掛十七年目に實現し一九三三年十一月十六日付を以て米國政府はモスクワの勞農政權を承認することとなつた。

### 列國の元首

國名	元首	稱號
アフガニスタン	ザヒール・カン	王
アメリカ合衆國	フランクリン・デローズ	大統領
アルゼンチン	ジュスト將軍	大統領
アルバニア	アーマツト・ゾ	王
イギリス	ジョージ五世	王
イタリ	イマニエーレ	王
イラク	ガージ一世	王
ウルグワイ	テラ博士	大統領
エクアドル	マルチネズ・メ	大統領
エジプト	ファッド一世	王
エストニア	カール・アイン	大統領

エチオピア	ハイレ・セラジ	皇帝
オーストリア	ウイラヘルム・ミクラー博士	大統領
オランダ	ウイラヘルミン	女王
キューバ	サンマルチン	大統領
ギリシヤ	アレキサンダ	大統領
グアテマラ	イ・ザイミ	大統領
コスタ・リカ	エーピコ將軍	大統領
コロンビア	オレアムノ	大統領
サルバドル	オラヤ・ヘレラ	大統領
シヤム	博士	大統領
スイス	マルチネズ將軍	大統領
スエーデン	ブラジヤテイ	王
スペイン	ボツク	王
チエツコ・スロ	マールセル・ピ	大統領
バキア	グスタフ五世	大統領
中華民國	アルカラ・ザモラ	大統領
チリ	ツク博士	大統領
デンマーク	林森	國民政府首席
ドイツ	アルツロ・アレ	大統領
	サンドリ	大統領
	クリスチヤン	王
	十世	王
	アドルフ・ヒト	總統



ドミニカ	ラファエル・ツ	大統領
トルコ	ムスタファ・ケ	大統領
ニカラガ	サカサ博士	大統領
ネパール	ピクラム	シヤ
ノールエー	ハイコン七世	王
ハイチ	グインセント	大統領
ハンガリー	ニコラス・フォ	攝政
パナマ	アリウス博士	大統領
パラグワイ	ドクトル・エウ	大統領
フィンランド	セピオ・アヤラ	大統領
フランス	スウインフイー	大統領
ブラジル	アルベール・ル	大統領
アルガリア	グアルガス博士	大統領
ベネズエラ	ホルス三世	大統領
ベルギー	ゴメズ將軍	大統領
スル	レオボルト三世	王
スルシヤ	オスカル・エレ	大統領
ホンヂュラス	ベナグイデス	シヤ
ボリビア	リザ・パラビー	大統領
ボランダ	コリンドレス	大統領
	博士	
	ダニエル・サラ	大統領
	マンカ	大統領
	モスチツキ	大統領

ポルトガル	カルモナ將軍	大統領
滿洲國	溥儀	皇帝
メキシコ	アベラルド・	大統領
モナコ	ロドリゲス	大統領
モロッコ	ルイ二世	公
ユーゴスラ	ムライ・モハメ	サルタ
ピア	ツド	王
ラトビア	アレキサンダー	大統領
リスアニア	アルバート・ク	大統領
リヒテンスタ	ビルシスト	大統領
リベリア	アントナ・ス	大統領
ルーマニア	メトナ	大統領
ルクセンブルグ	フランツ一世	公
ソグイェト聯邦	バークレー	大統領
	カロール二世	王
	シヤールツテ	大公
	ミカエル・イワ	聯邦中央
	ノイウイツチ	執行委員
	カリニニ	會議長

### 列國情勢

#### イギリス

◆全國民議選舉に労働黨大勝(八・一一・二二) ロンドン市を除きイングラランド及びウェ

11月の三百四十六都市に亘つて舉行された市會議員選舉の結果、労働黨は二百四十二名を増加して大勝した。なほ、保守黨及び中立は二百八名減、自由黨は三十四名減と何れも壓倒された。

◆アイルランド獨立要求(八・一一・三〇) アイルランド首相兼外相デ・ヴァレラ氏は八年十一月卅日突如英國政府トマス自治領相に宛て公文書を送り、アイルランドの自治領たることを認め、一九二一年の條約の不變性を否認し十一月十四日トマス自治領相が英國下院に於てなした議員に對する回答はアイルランドの獨立分離を認める意味だと主張したに對し、英國政府は十二月四日アイルランド政府に回答を發すると共に五日午後の下院においてトマス自治領相は右公文書を發表した。その内容は

一九二一年の條約は戰爭を免れるためにアイルランドがやむを得ず承認したものでアイルランド人民は曾つて大帝國の一員たることを求めたことなく常に獨立を望んで來たとのデ・ヴァレラ氏の主張を否認し、英國政府は全然假説に屬する獨立分離を承認することはできない。

といふにあり、議員の喝采を博した。

◆フアツシヨ運動擡頭 サイ・オスワード

モズレー一派のフアツシヨ運動はドイツのヒトラーが政權を獲得して以來頓に活潑を加へ今や黨員七十萬と誇稱されるに至つてゐる。九年四月廿二日ロンドン、ローヤル・アルバート・ホールに於けるモズレー首領の獨演會は未曾有の盛會であり、聴衆數千を前にしてモズレーは熱辯をふるひコーレイト・システム(職業組合制)によるに非ざれば大英帝國の老朽は救はれないと強調した。

◆景氣好轉の兆 九年上半年期の英國經濟状態は著るしい好轉を傳へられたが、その改善は主として世界における數多の通商障礙の結果に依存するものとみられてゐる。失業者は二百廿萬人で前年に比し五十七萬四千八減し、一九三〇年十月以來の最低位であり、就業労働者總數は千六萬人、前年に比し六十六萬四千八人増加した。

#### アメリカ

◆禁酒法撤廢(八・一二・五) 過去十三年十ヶ月の永きに亘る命脈を保つた禁酒法は、最後のユタ州の批准によつて八年十二月五日午後五時半撤廢された。

◆比島獨立問題進展(九・六・一) 八年十月六日夜の會議に於て比島上院は

十五票對四票を以てホーズ・カツテイン法案(米國議會を通過せる比島獨立法案)を受諾すべしとなすオスメナ決議案を否決し去つた。かくてホーズ・カツテイン法案は成立以來一ヶ年を経過せるもその間比島議會が受諾を表明しないため昭和九年一月十七日一旦解消したが、同廿三日、米國上院屬領島嶼委員會は同案を復活し比島議會によるその受諾期間を更に九ヶ月延長するに決した。越えて二月廿一日マクダフイ、タイディング上院議員によつてホーズ・カツテイン法案の修正案提出、三月廿四日ルーズヴェルト大統領によつて裁可された。同法案の骨子左の如し。

一、比島に對し十年乃至十二年以内に獨立を許す。

一、比島獨立の曉には米國は直ちに同島の陸軍根據地を放棄す。

一、海軍根據地は獨立後も放棄せず、但し獨立二年後に大統領は比島政府との問題に關し交渉を開始するを得。

一、比島側は来る十月一日までに憲法會議を開きこれが諸否を決す、然らざれば本法はその效力を失ふ。

マクダフイ・タイディング法案を決すべし比島特別議會は九年五月卅日開會、六月

一日午前十時十五分に至り受諾を決議し、こゝに比島は愈々獨立の第一歩を踏出した。

◆桑港總同盟罷業(九・七・一六一八) 太平洋岸波止場人夫の罷業に同情して労働評議會戰術委員會が斷行に決したサンフランシスコの總同盟罷業は政府當局の調停の甲斐もなく七月十六日午前八時より一齊に開始された。参加人員十萬六千八百餘に上り、アメリカ労働史上未曾有の大罷業であつた。争點の中心題目はクロウズド・シヨツプか、オーブン・シヨツプかといふにあり、労働者側は組合員のみを雇傭せよと要求し、雇傭者側は雇傭の自由をその手に置かんとしたものであつた。争議は暴動化の形勢を見せたが第三日十八日に至りシヨツン復興局長官の仲裁を奏し呆氣なく解決し結局労働者側の失敗に歸した。

◆N・R・A一周年(九・六・一六) 六月十六日N・R・A一周年記念日を迎へんとして五月十三日付ニューヨーク・タイムス紙はニラの過去現在及び將來に關して左の如き記事を載せた。

「ニラの第一年は各産業の準則作成と組織化とに費されたが第二年在らば愈々その運用と實施強行の段階に進むだらう。當



局はニラの前途に對しては最後の成功を今なほ信じてゐる。現在までに米國の産業の九割五分までは準則が出来、その準則の數は大體四百が正式に成立し更に四百以上のものが假準則として出来てゐる。従業員は全米の産業従業員二千四百萬中約二十萬を占めてゐる。尙、準則實施強行の一步として、ニラの旗印たる青鷲章は從來は單に大統領との協力の紳士條約に過ぎなかつたものだが、最近はその協力が法律化したことを意味してゐる。それと同時にニラ當局の事務系統にも改正が加へられ今までジョンソン將軍の獨裁であつたものが今後は各擔任當局の間に權限が分擔され、その上産業諮問局、労働諮問局、消費者諮問局の三機關が加へられかつ地方分權へ移行しつゝある。今日までの成績についてはまだはつきりしたことは分らず種々議論があるが一時一千三百萬を數へた失業者はニラが實施されてからは一千萬に減つたといはれ、又一時間當りの賃銀は増加したが労働時間の短縮から労働者の所得總額は平均して減少したといはれてゐる。かゝる賃銀所得の減少や労働組合組織の問題でこの數ヶ月來労働者の團結は如何なる形式をも認めてゐるのので今までに四百以上の新しい各種の労働團

體が生れかつ大小の爭議が頻發した。なほ労働爭議の外に大産業家と中小業者との間についても論議を生じてゐる。大産業家側では中小業者は準則を潜つてうまいことをやつてゐるといふし中小業者は大産業家が反トラスト法の適用を免れて横暴をふるつてゐると非難してゐる。又消費者側では物價の釣上げによつて實質的収入の引下げられたことに不平を並べてゐる。

### フランス

◆パリ大暴動勃發(九・二・六一七)  
第二次シヨータン内閣瓦解の導因となつたバイヨンヌ市質屋公債發行詐欺に關する、いはゆるスタフォイスキ疑獄事件によつて暴露されたフランス大官の内幕の醜狀は、その後事件の中心人物スタフォイスキの自殺によつて有耶無耶に葬り去られんとするかに見えたが、市民の政界腐敗に對する反感は根強きものがあり、ダラデオエ後繼内閣が下院に信認を問ふの日、二月六日に至り遂に爆發し、夕闇の街上に數千名の王黨、社會黨、共產黨、サンザカリスト等の示威運動者と警官隊との凄惨な市街戦が演ぜられ、翌七日夜に入ると共に暴動再發兩日を通じて死者十六名、負傷者千六百名

### ドイツ

を出し逮捕者三百五十名に及んだ。かくてダラデオエ内閣は組閣以來、旬日を出でざる七日脆くも崩壊するに至つた。  
◆ゾーメルグ強力内閣成る(九・二・九)  
パリ大暴動の後を受けて二月九日、非常時フランスを代表する人材を網羅してガストン・ゾーメルグ元大統領を首班とする舉國一致強力内閣が出現した。  
ゾーメルグ内閣は議會政治の混亂に煩はしめられずして徐ろにバイヨンヌ事件其他の審理に入るため、三月初旬より五月に至る約二ヶ月の長期に亘り、第三共和國憲法上至上の權限を擁するフランス議會を休會せしめその機能を停止した。この稀有な大空時代(インタルレグナム)の經過によつてフランス政局は漸く平静を恢復し、ゾーメルグ内閣の大局的國策實現の進行は開始せられ、既往一年有餘に亘つた變轉動搖極まりなかつた政情は小康状態を持してゐる。

◆對外全般的モラトリアム斷行(九・六・一四)  
ドイツ中央銀行は昭和九年六月十四日對外公私一切の長期、中期債務に對し七月一

日より向ふ六ヶ月に亘りモラトリアムを施行し、現金支拂を一切禁止する旨宣告し同時に九年五月廿九日對獨中、長期債權者會議においてドイツ政府より提案せる

「一九三四年七月一日より一九三五年六月卅日の間に期限到來する利拂に對しては借換公債(ドイツ政府保證三分利は償還期一九四五年十月一日)の交付をなす」との提議はそのまま有効となす旨の一方的宣布を併せ發表した。要點左の如し。

一、来る七月一日より向ふ六ヶ月間全債務現金トランスファアを停止す。  
一、右の内にはドーゾ公債及ヤング公債を含む。この二公債に對する利子はマルク貨を以て支拂を繼續するも、これはライヒスバンクに保管せしめトランスファアを許さず。

一、ライヒスバンク、金割引銀行の私的債務及据置協定に包括される債務の利子支拂並に外國貿易より生ずる債務はモラトリアムに包含せしめず。  
◆ナチス黨内清掃(九・六・三〇)

ナチス黨内の軋轢は夙に知られて、何時爆發するやも測られぬ形勢にあつたが、遂に昭和九年六月卅日午後に至り決定的に暴露された。

ドイツ政府は六月廿九日に、豫てナチス黨内に於ける不平分子たる無任所大臣にして突撃隊長のレーム中佐が、前首相にしてこれもヒトラーと犬猿の關係に立つてゐたフォン・シュライヘルの關係と共に同志を糾合し、ヒトラー政權を顛覆せんとの陰謀を企てつゝあるを探知し、これが取締りのため航空相ゲーリングが全權を委ねられ、六月卅日午後三時頃、國家警察隊の活躍となり、先づベルリンの突撃隊本部並にナチス參謀本部を占領し、市中は戒嚴状態におかれ國境は封鎖された。

ヒトラーは旅行中であつたが卅日未明二時ホンを出發同四時にミュンヘンに到着同地に休暇保養中のレームを手兵を率ゐて捕縛に向ひ、自らレームの寢室に飛込んでこれを逮捕した。又同地に陰謀畫策中の突撃隊幹部シュナイトフェル及びシュミットも逮捕された。レームは捕縛後ヒストルを渡され、兩度自殺を強要されたが肯じなかつたので遂に七月二日射殺された。シュライヘル將軍も、ベルリン郊外ネパベルスブルグの別荘に於て、逮捕に向つた國家警察隊に抵抗したため夫人と共に其場で射殺された。  
突撃隊に對する清掃運動は七月一日も引

續き行はれたが、この彈壓により銃殺された者の中主なるものは、上記レーム及びシュライヘル將軍の他、左の如くナチス情報部から發表されてゐる。

▲シレジア地方ナチス黨部長エドムンド・ハイネス ▲ブランデンブルグ突撃隊長カール・エルンスト ▲ミュンヘン區突撃隊長アウグスト・シュナイトフェル ▲ミュンヘン區突撃隊分隊長ウィルヘルム・シュミット ▲ホメラニア區突撃隊長ハンス・ハイデブレック ▲ミュンヘン區突撃隊副分隊長スプレッテ ▲サキソニ一區突撃隊長ハイネ

この彈壓の原因となつた突撃隊側の陰謀の誘因としては、外電は次の如く傳へた。  
『今回の清黨の原因となつた突撃隊異分子のヒトラー氏に對する不満といふのは最近ヒトラー首相が國防軍と突撃隊との争ひに關し國防軍に有利な決定を行つた事にあるといはれてゐる。即ち近く國防軍の擴張を斷行し従來長期兵役で十萬の軍隊を擁してゐるのを短期兵役としその數を一躍三十萬に増加せしめんとするに際し國防軍側ではドイツ陸軍の能率維持増進といふ建前から正規の訓練を經ざる突撃隊員を採用することに反對し、これ



に對し突撃隊員は軍隊が増加される以上突撃隊はフランスに對する手前などから見て當然削減されるべき運命にあり國防軍に編入を拒否されるれば糊口の途を失ふこととなるので極力軍隊編入を主張したこれに對しヒトラー首相は、プロムベルグ國防相の意見を容れ國防軍の主張に同意したので突撃隊員の憤激はその極に達し遂に今回の陰謀となつたものと解される。

尙ほ、突撃隊長後任には六月廿日ゲイクター・ルツツエが任命された。又、レーア、シユライヘル一派と氣脈を通じたとみられ身邊を危ぶまれたパーベン(當時副總理)は關係なきこと判明、無事であつた。

◆ヒンデンブルグ大統領逝去(九・八・二) ドイツ大統領パウル・フォン・ヒンデンブルグ元帥はノイテック別荘において九年八月二日午前九時逝去した。逝去と同時に諸官廳並に褐色シャツ隊に對して二週間の服喪が發令された。八月七日、故元帥が大戦中大勝を博した思ひ出の地タンネンベルグで盛大な國葬が執行された。

◆ヒトラー首相大統領を兼攝(九・八・一九) 八月二日ヒンデンブルグ大統領逝去に伴ひヒトラー首相が大統領を兼攝することゝ

産業を五十種に分ち、そこから各々勞資の代表を出させ、その最高中央機關の決議は政府がこれを承認した場合に直に法令化するといふ仕組みで、イタリイは茲に著しくギルド國家的色彩を帯びるに至つた。

### ソヴィエト聯邦

◆第二次五年計畫發表(八・一二・三〇) 去る一九二八、九年度(昭和三、四年度)に著手された第一次五年計畫は、その実績の如何は兎に角として、一九三三年(昭和八年)を以て終りを告げた。これに引續いて第二次の五年計畫は八年十二月開會の全ソヴィエト聯邦中央執行委員會において報告され、同月三十日の新聞紙上に發表された。第一次は主として重工業の開発に全力を注ぎ、今回の第二次五年計畫では輕工業の改造増産と農業集團經營化の徹底を眼目として、一九三七年(昭和十二年)に終了の豫定である。この計畫の果して幾パーセントが成功的に實行されるかどうかは、全く將來の問題に屬するが、以下ソヴィエト政府發表の豫定計畫なるものを略述すれば次の如し。

一、技術的改造並に生産増加  
△工業生産増加 第二次五年計畫の最終年

外交・列國情勢——列國情勢

なり、ドイツ共和國大統領の地位と首相の地位を合一する法令が公表されたが更に八月十九日を期してヒトラー首相をドイツ元首と認むるや否やの一般人民投票を施行する旨を公布した。人民投票は八月十九日朝九時より午後六時まで無事舉行された。結果左の如し。

投票者

四三、七、八二二人

無効投票 八六八、四三三票

賛成者

三六、二四〇三人

反對者 四、二七五、二四八票

(有効投票の九割)

かくて元首としての地位確立し、世界大戦當時の一伍長ヒトラーは今や憲法の規定による大統領の權能としてドイツ共和國陸海軍の總司令となりおほせ、その獨裁は完成せられるに至つた。尙ほ、ヒトラーは従前通り「總統」(ライヒスフューラー)及び「宰相」(ライヒスカンツラー)と呼ばれることを希望する旨公布した。

### イタリイ

◆下院廢止、ギルド國家實現へ(九・一・一八) ムソリーニ首相は八年十一月十四日、下

院(カメラ・デイ・デヒユタチ)を廢止しギルド組織による立法機關の新設擴充を以てこれに代ふべき旨公表した。ムソリーニは右公表に先立ち、全國ギルド大會に臨んで、組合主義による産業の合理化及び振興が政治上重大關係あることを指摘強調した。

從來イタリイの政治は一九二八年の有名な新法に基きファシスト最高評議會と上院(内閣が奏請し皇帝により勅選された議員より成る)と下院(制限選舉による公選議員より成る)との三機關を中心として運営されて來たのであるが、ムソリーニ首相はありきたりの選舉及びこれに付帶する政治運動の無意義なるを痛感し、むしろ職業その他特殊の社會及び經濟關係を基礎とし組合主義を加味した新政治機構を以てこれに代ふるを可とする意向に傾きこの改革を斷行するに至つたものである。

九年一月十八日イタリイ下院は最終の本會議に於て職業別代表法案を可決、確定と共に自動的下院は消滅せる旨議長より宣し、解消した。かくてイタリイ古來のギルド制度の傳統を活かして新たに設けられた職業代表組織の新政治機構は下院に代る民意表示機關として生誕したが、右は全國の質を向上し、紡績綿布の品質を改良するが如し。

△農業上の施設 農産物の産額を一三一億留から二六六億留即ち二倍強に増進す。農産物の増進は農業の集團經營化の完成と、技術的改造の實現とに俟たねばならぬから次の施設を必要と認む。

(イ) 農業機械トラクター配給所を一九三二年の二、四四六箇所から一九三七年には六、〇〇〇箇所を増設す。

(ロ) トラクター駐車場の馬力を一九三二年の二二二萬五千馬力から一九三七年には八二〇萬馬力に増加し、また組合せ農業機械駐車場(刈禾機と打穀機とを組合せた農業機械)の機械数を十萬に、農業用の自動車駐車場の車臺数を十七萬即ち十二倍強に増加す。

(ハ) 農業の機械化を完成して、耕耘、收穫、打穀等を全部若くは大部分機械化する。

(ニ) 農事改良に留意して正しき循環耕作法を採用し、窒素肥料を施して綿、甜菜の栽培地の地味を養ひ、或は灌漑事業を起して一百万ヘクタールの耕地を開拓す。

△運輸事業 各運輸機關の貨物輸送の増加



を左の如く豫定す。

一九三二年(單位十億キロ噸)	一九三七年(單位同上)
鐵道	一六九
河川	二六
海運	一八
自動車	一
貨物の配給を一層圓滑ならしめるために、從來通り鐵道運輸を主眼とすると共に、新輸送機關たる自動車及び航空輸送の發達に力を注ぎその輸送力の増進を圖る。	
二、新設のプログラム	
△建設投資額	第二次五年計畫における資本建設の總額は第一次五年計畫の五〇五億留に對し、三三四億留にして各部に對するこの投資額の割當左の如し。(單位十億留)

工業	第一次五年計畫	第二次五年計畫
生産手段製作	六九、五	二五、〇
工業(二倍半)	五三、四	二一、三
消費手段製作	一六、一	三、五
工業(四倍半)	一五、二	九、七
農業(一倍半)	二六、三	八、九
運輸(三倍半)		
△建設プログラム	重要産業の生産能力は	

次の如く引上げらる。

黑色冶金	二、三倍	石炭	二倍
發電機生産	二、四倍	自動車工業	四倍
汽關車工場	三、二倍	貨車工場	三、九倍
製糖業	一倍半	亞麻事業	二倍
製靴業	一倍半	獸肉事業	二倍半
三、生活の物質的文化的向上			
△生活の向上	一方労働者の生産能率を増進せしめ、生活状態を物質的に改善すると同時に、他方農村の集團化を徹底せしめ農業の機械化を強化し、集團農民大衆の生活状態の物質的並に文化的向上を期す。		
△工業品と農産物の需給	國民の生活状態の物質的改善は、日用品の生産を増進して物品の配給を圓滑にし、かつ都市に對する農産物の供給を充分ならしめることが必要である。これがために次の手段を講ず。		
(イ) 日用品輕工業及び食料品工業の生産額を三倍に激増して、商品の流通を一九三二年の三一九億留から一九三七年には九四六億留即約三倍に増進し、國營小賣協同組合網を擴張す。			
(ロ) 平均小賣價格を一九三三年に比し三割乃至四割引下ぐ。			
◆ゲー・ペー・ウーの廢止(九・四月)			
九年四月十六日の外電はソヴィエト聯邦			

司法制度の一大變革としてゲー・ペー・ウー(國家政治保安部)の廢止を報道した。それによれば、從來ゲー・ペー・ウーに賦與されてゐた死刑執行、投獄、重罪者流刑等の權能を剝奪すると共に往時の專斷的秘審裁判所又は無審理處刑を全廢し普通裁判における公開裁判を行ひ西歐諸國の民主的司法制度にならばんとするもので、この結果ゲー・ペー・ウー所屬の六割は既に罷免の上大部分は農業集團組合及び政府のトラスト等に轉勤し、殘留部員は新設の内務人民委員部の情報部に採用、なほ精銳を誇るゲー・ペー・ウー所屬特別軍隊五萬人も陸軍人民委員部に移管された。

廢止の理由については對内的には人心緩和、不純分子淘汰にありといはれ、對外的には聯盟加入實現の曉に、『ソヴィエト聯邦は法治國なり』てふ印象を強めて列國の攻撃の鋭鋒を避けんがための工作とみられてゐる。

### オーストリー

◆ドルフス首相暗殺さる(九・七二五)  
七月十日、ドルフス首相(外務、保安、農林兼攝)は内閣を改選しシエンブルク・ハルテンシュタインを退け、再び自ら國防

相を引受くと共に、新たにベルゲル・ワルデネックを法相に又ステファン・タウシイグ(駐獨公使)を外相代理に任命し、カデン・ファイを無任所大臣に任命、新設の「ゲネラル・シュタット・コミセール」として擾亂行爲の鎮壓に當らしむることとなつた。

ドルフス首相は七月二十五日維納を出發羅馬に向け旅行の準備中、同日正午軍隊又は警察の制服を着用した約三百名の暴徒が現はれ、其の一部は維納市中央部にある放送局の建物を襲ひ、「ド首相辭職し、駐伊公使リッテン氏首相事務を管掌することとなれる」旨の虚報を傳へ、之を包圍した。警官隊に應酬し、兩者の間に砲火を交へ、一部は内閣に侵入ドルフス、ファイ及カルヒンスキーの三氏を逮捕監禁した。

放送局を占領した一團は同日午後三時半頃降伏、政府側は十四名の暴徒を逮捕したが、内閣を占領した一團百四十名はド首相を射殺した。これに對し政府側より最後通牒を送るや、埃國政府が暴徒を獨逸國境内へ送り込むことを條件として内閣の建物及監禁中の人物の引渡に應ずべき意圖を表明し、駐埃逸公使の斡旋で暴徒は同日午後八時頃内閣を明渡し、残りの監禁者を解放し

たが彼等暴徒は其の儘兵營中に監禁された。

七月三十日シュニク首相、國防、司法、兩大臣兼任、左記顔觸で組閣した。

副總理：シユタルヘンベルグ 保安の實權を統轄す

外務大臣：ベルゲル・ワルデネック  
無任所大臣：ファイ  
大藏大臣：プレツツ  
商工大臣：ストツキンゲル  
社會行政大臣：ノイシテツテル・スチユルメル

國防相代理：ツエーナ  
法相代理：カルウインスキ  
農相代理：イルグ  
文相代理：バルトナ  
農林大臣：ライター  
保安相代理：ハンメルシュタイン  
又過渡的手段としてベルゲル、カルウインスキ、タウシイグは夫々從來の擔任事務を遂行する。

七月二十五日維納に於て暴徒が内閣建物を占領せる事件に關し獨逸半官通信はドルフス氏負傷逝去後政府側と暴徒との間に内閣建物の明渡し及被監禁者の解放を條件として暴徒の獨逸退去を許すべきことに協定

成れること、而して右に關して右安全退去の確保を得んとする暴徒側の要求に基き無任所大臣のファイ氏は獨逸公使に申出を爲したるも、獨逸政府は同公使が政府に請訓せずして暴徒の獨逸退去方に同意したとして之を罷免すると共に、埃國政府及暴徒の本件協定は獨逸に何等の關係なく、從つて法律的拘束を有せずと爲し、暴徒越境の場合直に之を逮捕すべき命令を發し、尙一方獨逸政府は埃國の不安に際し獨逸國民又は埃國逃亡者が埃國に歸還することを防止する爲だとして埃國に對して國境を封鎖せることを發表した。

新聞紙は暴動を寧ろ突發的の反亂と見て厚り、インスブルック及シユタイル等にも民衆の小擾亂はあるけれども廣範圍に互つて聯絡を有する計畫的出來事ではあるまいと見た一方、斯る出來事はマルクス主義者の陰謀及ナチスの陰謀を彈壓すると國民抑壓の暴力政策を採れるドルフス政府の下に於ては當然の事件であるとし、埃國の安定は國民に發言の機會を與へ且獨逸との良好關係を恢復することに依つてのみ得られようとして述べた。

### 中華民國



◆支那福建の獨立と壊滅 昭和八年十一月廿日福建に於いて陳銘樞、李濟等を始めとし十九路軍、社会民主黨、第三黨及國家主義派の一部により中國人民臨時代表大會なるものが開催せられ、蔣介石の打倒、國民黨及國民政府の否認を標榜して中國人民革命政府の樹立を決議し新國旗を制定し、當日同大會に於て採擇せられた人民權利宣言、二十二日に正式に成立した同政府の組織を内外に通電し革命政府が成立した。右新政府成立に對し蔣介石は十二月初旬より軍隊の集中を行ひ、下旬に入るや積極的に攻撃を開始した結果、昭和九年一月十二日に至り革命政府は漳州に移轉を決議し、政府要人は同夜香港に逃れ、茲に人民革命政

在本邦各國大使

(昭和九・九・一)

- アメリカ合衆國(赤坂區榎坂町一) 特命全權大使 ジョージ・クラーク・ゲル
- アルゼンチン(赤坂區新坂町六七) 臨時代理公使 ドクトル・ロドルフォ・フレイレ
- イギリス(麹町區五番町一) 特命全權大使 サー・ロバート・ヘンリー・クライグ
- イタリー(芝區三田一ノ二八)

府は成立後僅か二ヶ月にも足らざる内に事實上壊滅し去つた。

◆新生活運動の勃興(九・二一三月) 外來思想による打倒帝國主義とか不平等條約撤廢とか、これまで國民黨が標榜して來たスローガンが悉く國民的關心を喪失したところから蔣介石は支那古典の研究から禮儀廉恥等の四徳を選び出して之に近代的衣裝を著せ「新生活運動」なるものを唱道するに至つた。 九年二月十九日、南昌行營で舉行された擴大記念週の席上、蔣介石は『國民の道徳と知識を高めるにはまづ簡単な日常生活から改善してゆかねばならぬ』とし、一般大衆にその標準を示した。蔣の先導によりこ

の運動は忽ち全支に波及し、二月廿四日には南昌公共體育場に於て新生活運動發會式が盛大に舉行され、以來、南京、上海、北平、漢口、杭州、濟南へと著々擴大して行つた。 一般言論界は申合はせやうに文化的啓蒙運動なりとして賛辭を呈してゐるが、一部の論者中にはこの運動を目して陰性のフアツシヨ化運動たる藍衣社に對して陽性のフアツシヨ化運動なりとしてゐる。何となれば蔣が運動の目的を國民生活の軍事化においてゐるのを見れば分るといひ、蔣の獨裁は益々拍車をかけられるだらうと皮肉つてゐる。

- 特命全權大使 ウルガイ(麹町區内幸町一ノ三大阪ビル内)
- 臨時代理公使 エドワルド・ダニエル・テ・アルテアガ
- オランダ(芝區榮町一) 特命全權公使 セネラル・イエーセー・バプスト
- カナダ(赤坂區表町三ノ一六) 特命全權公使 オノラブル・ハーバート・マラー
- キューバ(麻布區富士見町七) 臨時代理公使 カリツクスト・ホイットマーシユ
- 支那(麻布區飯倉六ノ一四)

特命全權公使

シヤム(赤坂區臺町二)

特命全權公使

スキス(芝區芝公園二一ノ九)

臨時代理公使

スエーデン(赤坂區米川町五二)

特命全權公使

スペイン(麻布區市兵衛町一ノ二)

臨時代理公使

ソグイエト聯邦(麻布區狸穴町一)

特命全權大使

チエツコスロバキア(麻布區算筒町六七)

特命全權公使

チリ(芝區白金臺町一ノ七)

臨時代理公使

デンマーク(麹町區丸ノ内仲通八號館内)

臨時代理公使

ドイツ(麹町區永田町一ノ一四)

特命全權大使

トルコ(麻布區新龍土町一二)

臨時代理大使

ノールエー(麹町區有樂町一ノ一)

特命全權公使

フィンランド(麻布區算筒町六二)

特命全權公使

フランス(麻布區富士見町三三)

蔣 作 賓

ブラ・ミトラカム・ラクサ

アルマン・デニケル

フラン・ヘー・デ・モリーナ

コンスタンチン・ユレニエフ

チエツコ・ハヴリチエツク

セルヒオ・モント・リヴァス

フリーゴ・ヘルゲル

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

テラート・レウフ・ペー

臨時代理大使

ブラジル(赤坂區表町三ノ二)

特命全權大使

ベルシヤ(麻布區材木町五五)

特命全權公使

ベルギー(麹町區三年町三)

特命全權大使

ペルー(赤坂區新坂町一三)

特命全權公使

ポーランド(麻布區廣尾町三)

特命全權公使

ポルトガル(麹町區三年町一)

特命全權公使

滿洲國(麻布區櫻田町五〇)

特命全權公使

メキシコ(麹町區永田町二ノ二)

特命全權公使

ルーマニア(麻布區材木町五五)

臨時代理公使

アフガニスタン(麹町區内山下町一ノ一帝國ホテル内)

特命全權公使

コロンビア(麹町區内山下町一ノ一帝國ホテル内)

特命全權公使

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ

アー・ド・ランズ



# 滿洲帝國

## 帝制實施

滿洲國は建國二周年記念日の三月一日をもつて帝制を實施し、溥儀新皇帝は順天安民の大義によつて帝位に即かせられ、同時に年號を康徳と改められた。建國以來日尙淺きにも拘らず、よく幾多の艱難を突破し、無秩序を整理克服して近代國家としての組織を整備し、新しき東亞の立憲君主國として萬世不易の國礎を定められたことは、まことに世界にその比を見ざる驚異的事實である。顧れば、昭和六年九月十八日、滿洲事變突發して遂に張學良の政權崩壊し、我軍によつて暫らく各地の治安は維持されてゐたが、此の間滿蒙人士の中に五族共和の安樂土建設の爲め新政權の樹立を希望する者次第に増加し、昭和七年二月中旬頃より建國促進宣傳運動漸次熾烈となり、先づ東北行政委員會の成立を見、同年三月一日清朝紀元の吉日をもつて、民主共和政體を標榜する滿洲國の成立宣言を行ふに至り、

年號を大同と稱し首都を長春(新京と改む)に奠めた。同日九日宣統帝溥儀氏を迎へて執政となし、同日文武百官を集めて盛大なる執政式を行ひ、各部官制を定め即日各官吏を任命し、三月十二日、日・英・米等十七ヶ國に對し外交部總長より滿洲國獨立の通電を發した。同年九月十五日我國の正式承認となり、爾來日滿の提携は愈々緊密を加へ、國內の無秩序は着々として整理され、近代國家の體格いよいよ備ふるに至りて三千萬民衆の熱意は更に一步を進め、溥儀執政を仰いで帝制實現を請願するに至つたのである。則ち帝制創設は所謂清朝の復辟にあらずしてあくまでも三千萬民衆の民意を天意となして行はれたものである。即位改元の大典は三月一日新帝都新京において嚴肅裡に舉行せられ、之れに先立ち新皇帝は南郊に昊天を祭るべく同日午前八時順天廣場の式典場に親臨、郊祭の儀を行ひ、次いで正午より帝府内勳民樓において登極の儀を行はせられ、即位改元の詔を發せられた。慶宴は二日三日と續けられ、五日には軍旗親授の式を擧げ、かくて民衆の歸趨を

### 日滿兩國年次對照

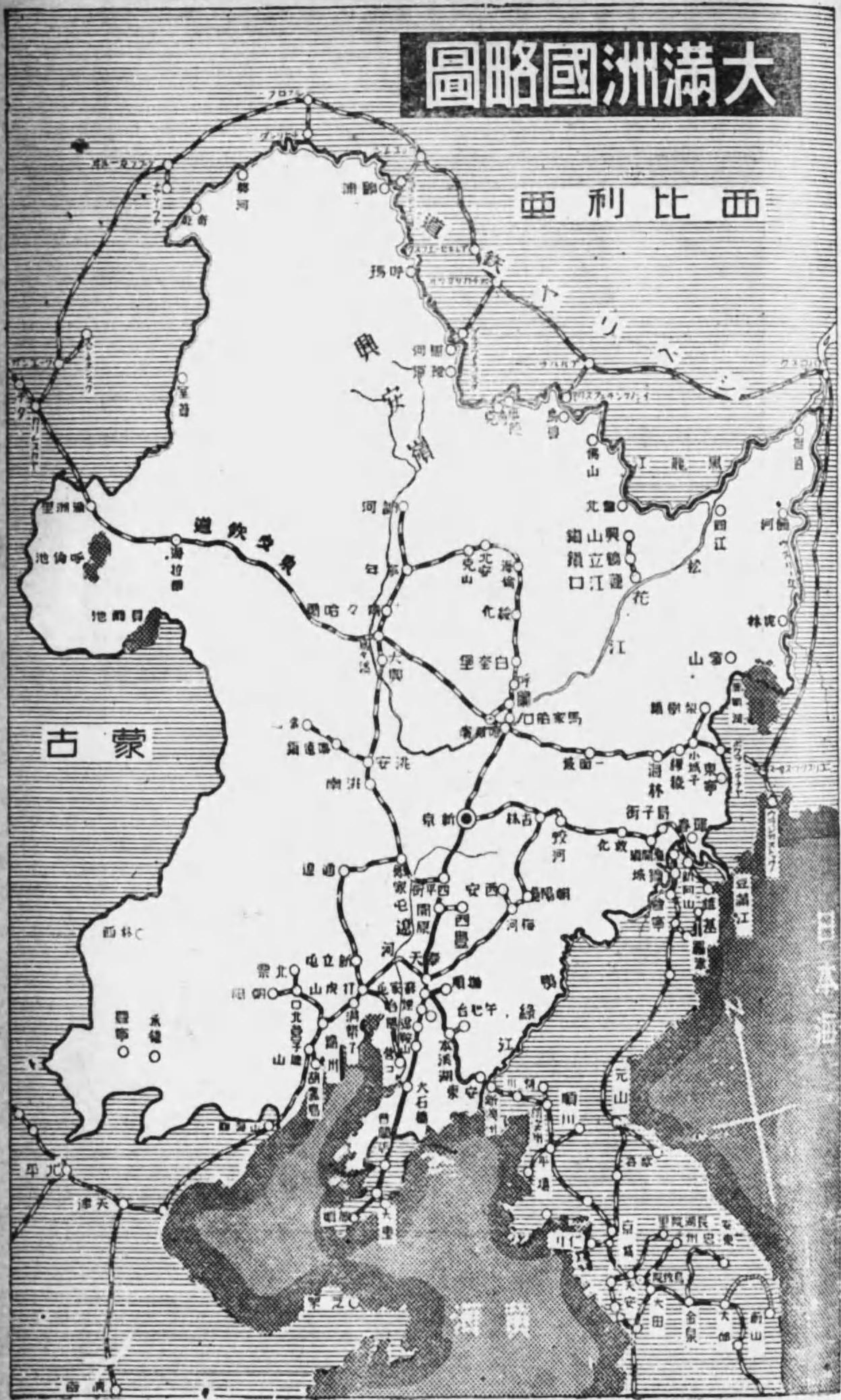
昭和七年	大同元年
昭和八年	大同二年
昭和九年	大同三年
康徳元年	

### 即位詔書

一にし、不磨の國基を開き王道政治の基礎愈々堅きを加ふるに至つたのである。

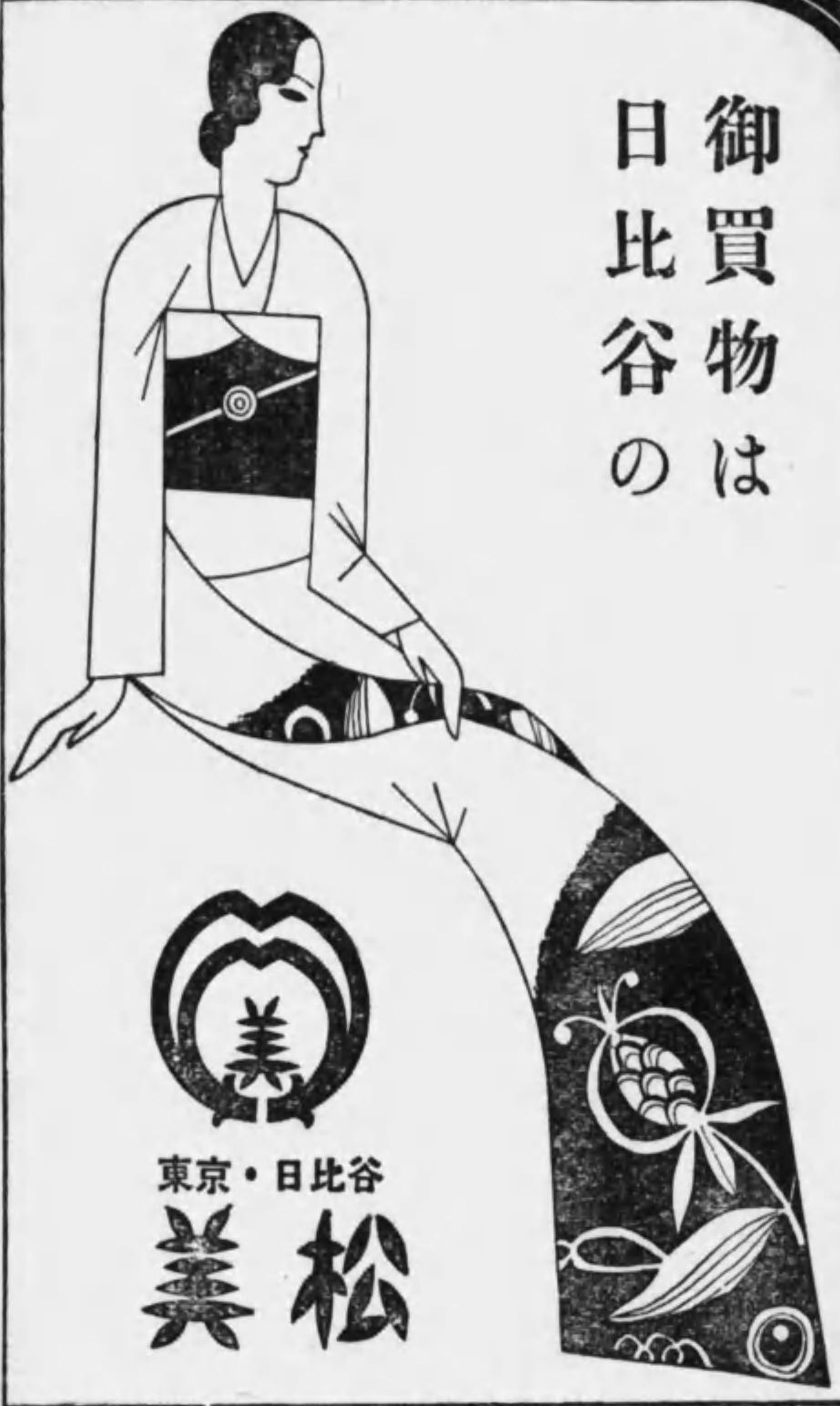
奉天承運ノ皇帝詔シテ曰ク  
我國、基ヲ肇メ國ヲ滿洲ト號シテ技ニ  
二年、天意ノ愛民ニ原ツキ友邦ノ仗義  
ニ頼リ、其始メ凶殘虐ヲ肆ニシ安忍兵  
ヲ阻ミ無辜天ニ籲フモ能ク自ラ振フコ  
トナカリシニ、日本帝國群疑ヲ冒シテ  
避ケス、衆咎ヲ犯シテ辭セズ、事ハ解  
懸ニ等シク功ハ援溺ニ同シ、朕親躬ヲ  
以テ乃チ天眷ヲ承ケ、我ニ尺柄ヲ假シ  
我ニ丘民ヲ授ケ、流亡漸ク集マリ其謳  
歌ヲ興シ、兵氣潛銷シ化シテ日月ト爲  
ル、夫レ皇天親ナク惟タ德是レ輔ク、  
而シテ生民欲アリ主ナケレハ乃チ亂レ  
位ヲ正サンコトヲ籲請シ、詢謀僉ナ同  
シ、敢テ天命ヲ敬承セサランヤ、其大  
同三年三月一日ヲ以テ皇帝ノ位ニ即キ  
改メテ康徳元年トナシ仍ホ滿洲ノ國號  
ヲ用ユ、世難未タ艾キス何ゾ敢テ苟安  
セン、有ラヌル守國ノ遠圖ト經邦ノ長

## 大滿洲國略圖





# 御買物は 日比谷の



策トハ當ニ日本帝國ト協力同心以テ永固ヲ期スヘシ、凡ソ統治ノ綱要成立ノ約章ハ一ニ其舊ノ如シ、國中ノ人民種族各異ルモ此レヨリ心ヲ推シテ腹ニ置キ利害與ニ共ニス、此言ヲ濫ヘサル噫日ノ如キ有リ、朕カ命ヲ替ルコトナカレ感ナシテ聞知セシム

御名 御璽

康徳元年三月一日 國務總理大臣 各部大臣

## 面積・人口

滿洲の領域は、奉天・吉林・黑龍江・熱河及興安の五省を包含する。その内興安省は新たに設けられたもので、内蒙古と倫呼貝爾とを合して一獨立行政区としたもの、此の領域は奉天吉林黑龍江熱河の舊東北四省と合致する。滿洲國は西は蒙古及支那本土に、東北は露領西比利亞に、南は朝鮮及黄海に接してある。東經百十七度より百三十五度に及び、北緯は歐洲大陸の南半と同一である。地勢は大體に於て二大別され、一は西部及び北部なる遼河、松花江流域に屬する平原部、他は東より南部に亘る山岳地

滿洲帝國——面積・人口

である。而して其の中央部は地勢最も高く略々南北に兩分されてある。南方の傾斜は長白山脈を起點として遼東及朝鮮南部に向ひ、北方の傾斜は一部分黑龍江に延びてある。黑龍江及其の支流である松花江、嫩江、烏蘇里江、豆滿江、鴨綠江、遼河等の大水系は、農耕の灌漑、舟筏の利便を恵み、河流に添うて大平原を展開してある。

## 面積 (單位平方料)

全	1,216,093
奉天省	191,753
吉林省	262,697
黑龍江省	441,294
熱河省	135,007
北滿特別區	808
興安東分省	104,057
同南分省	66,522
同西分省	54,775
同北分省	158,065
新京特別市	191
哈爾濱特別市	934

人口 (單位千人)

(内)日本人  
全人口 内地人 朝鮮人

昭和元年	261,134	193	541
同二年	267,785	199	550
同三年	280,334	206	576
同四年	291,918	227	596
同五年	295,775	239	605
同六年	298,841	256	631
同七年	301,686	269	647
同八年			

本數字は關東州を含む。

## 省別人口 (昭和七年末)

全	2,966,177	1,633,354	1,332,763
奉天	1,514,330	838,698	694,732
吉林	715,543	398,605	316,937
黑龍江	3,673,777	2,060,893	1,611,885
熱河	2,054,305	1,119,123	935,182
北滿	148,567	93,925	54,642
新	126,309	77,197	49,122
哈爾濱	404,797	253,862	150,935
興安	930,400	571,023	359,328

滿洲國政府統計處の調査による。(全は全國、奉は奉天省、吉は吉林省、黒は黑龍江省、熱は熱河省、北は北滿特別區、新は新京特別市、哈は哈爾濱特別市、興は興安省の何れも略)



主要都市人口 (最近調査)

奉天	四三〇,〇〇〇	大連	二七三,一五三
安東	一六三,四七九	營口	一一〇,九三三
撫順	一〇〇,四三〇	齊齊哈爾	八九,〇〇〇
遼陽	七五,一八〇	錦州	五九,〇〇〇
双城堡	五三,〇〇〇	昌圖城	四八,七〇〇
鐵嶺	四八,五七五	伯都訥	四八,〇〇〇
通化	四七,〇〇〇	遼通	四三,〇〇〇
赤峯	四二,〇〇〇	西安	四一,〇〇〇
鄭家屯	四一,〇〇〇	(四萬以下略)	

新京、哈爾濱は別項「人口」特別市として示してある。

支那移民入離滿表

昭和二年	入滿數 一、一五九、七四七	離滿數 三二六、五五九	殘留數 八三三、一八八
同三年	一、〇七四、四六七	三八一、〇八七	六九三、三八〇
同四年	一、〇六六、三九一	六〇一、三九二	四四四、八九九
同五年	七四八、二二三	四八、五〇四	二五九、七〇九
同六年	四六七、四〇二	四六、三三九	六、〇六三
同七年	四一四、〇三四	四九、七三三(減)	八四、七四九

氣

象

滿洲の氣候は地勢の關係からして、南と北において甚しい相違がある。南部の遼東半島は海洋の影響をうけて日本内地の東北地方よりも凌ぎ易いが、北滿洲は大陸的氣候の特徴を現して寒暑の差が烈しい。毎年四月下旬から五月にかけて急に気温は高くなり内地の春に當るが、六七八の三ヶ月は日中の気温三十五度以上に達し、内地の同緯度地方よりも高温となる。然して九月に入れば気温は下降し下旬には早くも結霜を見らるに至り、十月からは冬になり、翌年三月までは寒気が續き、北方内陸では、零下三十度に降ることも稀でない。滿洲では俗に「三寒四溫」と稱し、三日許りの寒い日と四日位の温い日とが週期的に循環して、滿洲の冬を比較的住み易いものとするが、これは低氣壓と高氣壓が三、四日毎に交替することによつて起る現象である。滿洲の冬は寒いのが、家屋は煉瓦や粘土造りであり室内には暖房設備が十分であるから住宅内では内地の室内よりずつと暖い。降水量は頗る寡く年平均六〇〇耗内外で、臺灣地方の最大日量にも及ばぬ年がある。然もその過半が高温な七、八、兩月に降るために植物の生育旺盛で、滿洲の農作は全くこれによつてゐる。春季往々わが國を襲ふ嵐とい

ふ黄褐色の細砂は滿蒙の空から吹送るもので、かの地ではこれの烈しい時は四邊晦冥呼吸困難なきへ感ずる程である。

平均気温及降水量 (一) 米點以下

平均	一月	四月	七月	十月	全年
奉天	七・一	一三・〇	八・七	二四・七	九・〇
新奉	四・六	一七・三	六・五	二三・三	六・五
鞍山	八・五	九・九	九・八	三・八	一〇・一
滿洲里	一・八	三・五	〇・七	二一・〇	一・一
海拉尔	三・六	一八・三	〇・六	二一・〇	〇・〇
免渡河	三・三	一七・七	一・〇	一九・三	一・〇
哈爾濱	三・〇	一三・〇	五・七	二三・二	五・三

政府組織

帝制實施と共に從來の政府組織法は廢止され、新に政府組織法を制定して康徳元年三月一日附をもつて發布された。

第一章 皇帝

第一條 滿洲國は皇帝之を統治す  
帝位の繼承は別に定むる所に依る

第二條 皇帝の尊嚴は侵さるゝことなし  
第三條 皇帝は國の元首にして統治權を總攬し本法の條規に依り之を行ふ  
第四條 國務總理大臣は皇帝を輔弼し其の責に任ず  
第五條 皇帝は立法院の翼賛に依り立法權を行ふ  
第六條 皇帝は法律に依り法院をして司法權を行はしむ  
第七條 皇帝は公共の安寧福利を維持増進し又は法律を執行する爲命令を發布し又は發布せしむ  
但し命令を以て法律を變更することを得ず  
第八條 皇帝は公安を維持し又は非常の災害を防過する爲立法院を召集することを得ざる場合に於ては參議府に諮詢し法律と同一の効力ある勅令を發布することを得  
但し此の勅令は次の會期に於て立法院に報告すべし  
第九條 皇帝は官制を定め官吏を任免し其の俸給を定む  
但し本法又は法律に依り特に定めたるものは此の限りに在らず



第十條 皇帝は戦を宣し和を講じ及條約を締結す  
第十一條 皇帝は陸海軍を統率す  
第十二條 皇帝は勳章其の他の榮典を授與す  
第十三條 皇帝は大赦特赦減刑及復讐を命ず  
第十四條 參議府は參議を以て之を組織す  
第十五條 參議府は左の事項に關し皇帝の諮詢を承けて其の意見を上奏す  
一、法律  
二、帝室令

三、勅令  
四、豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件  
五、列國交渉の條約約束及皇帝の名に於て行ふ對外宣言  
六、重要な官吏の任免  
七、其の他重要な國務  
第十六條 參議府は重要な國務に關し意見を上奏することを得  
第十七條 立法院の組織は別に法律の定むる所に依る  
第十八條 凡て法律豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件は立法院の翼賛を経ることを要す  
第十九條 立法院は國務に關し國務院に建議することを得  
第二十條 立法院は人民の請願を受理することを得  
第二十一條 立法院は皇帝毎年之を召集す常會の會期は一箇月とす但し必要ある場合は皇帝之を延長することを得  
第二十二條 立法院は總議員三分の一以上出席するに非されば開會することを得す  
第二十三條 立法院の議事は出席議員の過半数を以て之を決す可否同數なるときは







省別	總面積	既耕地	未耕地	不可耕地
奉天	一八、五〇七	四、六七四	一、七二六	一一、一〇七
吉林	二六、七五五	五、二九	五、六三三	一五、八六四
黑龍江	五八、二二七	四、〇七六	八、八〇二	四四、三四〇
熱河	一五、六九〇	二、七二六	一、五七七	一一、三九七
合計	一一九、一六九	一五、六八五	一七、五九八	八五、七〇八

穀類	收穫高(單位千石)	昭和大	同七	同八
小麥	一一九、三三〇	五、五五〇	九〇、四〇〇	四、一八〇
水稻	四三、三九〇	三、三三〇	八、三〇〇	四、一八〇
其他雜穀	五、六二〇	五、八六〇	八、三〇〇	四、一八〇
其他	四四、三四〇	三、三三〇	四、一八〇	四、一八〇
合計	二一三、〇一〇	一七、〇七〇	一三、七〇〇	一三、七〇〇

は朝鮮仕向けであつて、其移出數量は鮮米の内地移入量を支配するほどである。  
 △小麥・陸稻・水稻 小麥は北滿の主要農産物、年收穫高一千二百萬石に上り大半は國內で製粉に用ひらる。陸稻は年收穫高約百六十萬石に達し、水田の開發は主として移住鮮人の努力の結晶にして主産地は滿鐵沿線、間島及海林附近であるが、開田可能地は松花江、牡丹江、嫩江流域に亘り五十萬乃至百萬町歩に及ぶと稱せられる。  
 △棉花 滿鐵經濟調査會の調査によれば、棉作の行はれてゐるのは僅かに奉天省のみで、栽培面積は遼陽縣を首位とし、康平、遼中、城縣等之に次ぎ主産地として合計三萬九千町歩餘を算する。生産額は滿鐵沿線出廻數量より推定して約實棉二千五百萬斤程度と見られてゐる。昭和八年四月奉天省實業廳主唱の下に棉花栽培獎勵策を樹立し將來二十ヶ年を期し奉天省内に於ける栽培面積を陸地棉、在來棉合せて二十六萬町歩に擴張し、生産總額一億萬斤を得る豫定で大同二年より既に實行した。

家畜飼養頭數	奉天省	吉林省	黑龍江省	熱河省	合計
牛	二六、六七〇	四、二九〇	六五、八六〇	二〇、一七〇	一一、八〇、九八〇
馬	六六、九二〇	七、三五〇	一、〇三三、〇〇〇	六、一六〇、〇〇〇	三、〇五〇、〇〇〇
羊	二二、一五〇	二、六九〇	一、五一一、九〇〇	七、四三〇、七〇〇	一、八三、四一〇

△砂金 國內一帯に廣く分布するも概して北方に多い。近年の産額は六百萬圓内外と推定され、北滿の砂金埋藏量三百五十萬兩と稱せられる。  
 △鐵 埋藏量は十二億二千九百九十八萬六千兩にして鐵嶺主産地は奉天省殊に鞍山一帯及び本溪湖附近で、兩者を合せた年採掘量昭和元年乃至同五年の平均に於て九十三萬兩餘、之に依り年産約三十萬兩の銑鐵を生産してゐる。滿鐵經營の鞍山製鐵所の原料給源たる鞍山鐵嶺は總埋藏量三億兩、現在大孤山の貧鐵採掘を中心として一日二千五百兩の採掘能力を有し、大倉組の合辦事業たる本溪湖鐵嶺の喇兒溝鐵山は鐵區十二、現在一日二百五十兩内外の採掘をなしてゐる。銑鐵生産高昭和六年三十四萬二千二百六十九兩、同七年三十六萬八千八百八十一兩。  
 △石炭 鐵産物の首位を占め總埋藏量四十

林業

森林面積及蓄積量(單位千町步千石)	面積	蓄積量	利用材積
鴨綠江流域	九〇三	三、四五〇	一、七八〇
松花江流域	一、四四〇	九、三九〇	二、八三〇
豆滿江流域	二、二四	一、一五〇	三、九四五
牡丹江流域	三、四二	二、六八〇	七、九〇四
東支東沿線	二、三三八	八〇三、〇二〇	二、四〇、六〇六
三姓地方	五、一四九	三、九五、六二〇	四、八、六八二
小興安嶺	七、三三三	二、六七、一七〇	六、五〇、一五二
大興安嶺	四、五二四	一、三五四、四八〇	四、〇六、三四四
伊勒呼里	六、三三〇	一、八六六、二八〇	五、六八、八八四
總計	二八、四四九	三、七七、〇三〇	二、八五七、七〇四

△砂金 國內一帯に廣く分布するも概して北方に多い。近年の産額は六百萬圓内外と推定され、北滿の砂金埋藏量三百五十萬兩と稱せられる。  
 △鐵 埋藏量は十二億二千九百九十八萬六千兩にして鐵嶺主産地は奉天省殊に鞍山一帯及び本溪湖附近で、兩者を合せた年採掘量昭和元年乃至同五年の平均に於て九十三萬兩餘、之に依り年産約三十萬兩の銑鐵を生産してゐる。滿鐵經營の鞍山製鐵所の原料給源たる鞍山鐵嶺は總埋藏量三億兩、現在大孤山の貧鐵採掘を中心として一日二千五百兩の採掘能力を有し、大倉組の合辦事業たる本溪湖鐵嶺の喇兒溝鐵山は鐵區十二、現在一日二百五十兩内外の採掘をなしてゐる。銑鐵生産高昭和六年三十四萬二千二百六十九兩、同七年三十六萬八千八百八十一兩。  
 △石炭 鐵産物の首位を占め總埋藏量四十

水産

△油母頁岩 撫順の大炭層を百二十米の厚さをもつて蔽ふ油母頁岩は埋藏層五十四億兩と推算され、含油率平均五・五%、現在古城子の露天掘により剝離さるゝものを原料として一日處理能力四千兩の製油工場を建設し、原油六萬八千兩、硫安一萬八千兩、硫安四千兩の生産能力を示してゐる。(以上拓務要覽、滿洲經濟地圖に據る)











Table listing various locations and their corresponding numbers, organized in columns. Locations include 興京、永陵街、桓仁、永陵街, etc.

Table listing various locations and their corresponding numbers, organized in columns. Locations include 阿城、五道溝、石頭城子、榆樹, etc.

Table listing various locations and their corresponding numbers, organized in columns. Locations include 哈爾濱、東興、滿洲、東興, etc.

Table listing locations and numbers, including 湯原、綏芬河、興山鎮、湯原, etc.

Table listing locations and numbers, including 北票、北票、北票、北票, etc.

河川航行可能區域

Text describing river navigation possibilities, mentioning locations like 黑龍江、松花江 and various steamship routes.

宗教

Text discussing religious matters, including Buddhism, Christianity, and local practices in the region.

滿洲事變後新設されたる主なる滿洲關係會社

Text providing details about newly established Manchurian relationship companies after the incident, including dates and locations.

- List of company names and their registered capital, such as 銑鐵共同販賣株式會社, 滿洲航空株式會社, etc.



同和興業株式會社	二、〇〇〇	宮澤田子三	奉天琴平町一六
大同産業株式會社	一〇、〇〇〇	川本 靜夫	奉天商埠地一線路
滿洲海陸運送株式會社	一、〇〇〇	山下龜三郎	神戶市榮町通
日滿塗料株式會社	一、〇〇〇	原田猪八郎	奉天千代田通二〇
滿洲亞鉛鐵株式會社	一、〇〇〇	同	鞍山大和町二
株式滿洲モーターズ	一、〇〇〇	吉野 實	大連市入船町四
株式昭和製鋼所	一〇〇、〇〇〇	伍堂 卓雄	鞍山
滿洲化學工業株式會社	三〇、〇〇〇	斯波忠三郎	大連市常磐町二九
大興股份有限公司	六、〇〇〇	中西瀧三郎	新京北大街
滿洲電信電話株式會社	五〇、〇〇〇	山内 靜夫	新京大和通三〇
哈爾濱交易所	二、〇〇〇	陳 式 銅	哈爾濱
日滿マゲネシウム株式會社	七、〇〇〇	斯波忠三郎	東京麹町丸ノ内二
日滿アルミニウム株式會社	五、〇〇〇	古田 忠德	東京麹町内幸町一
東滿洲人組	一五、〇〇〇	大川平三郎	東京麹町丸ノ内二
株式國際銀行	三〇、〇〇〇	三井清一郎	東京麹町丸ノ内
乾汽船合資會社	一、五〇〇	乾 新治	大連市山縣通一九三
奉天工業土地株式會社	二、〇〇〇	淺野 良三	奉天平安廣場
大同洋灰有限公司	三、〇〇〇	石原廣一郎	吉林市哈達灣
滿洲石油株式會社	五、〇〇〇	川本 靜夫	大連市須磨町六
石原産業海運株式會社	二、〇〇〇	草間 秀雄	奉天平安通二八
極東生業株式會社	一、五〇〇	中川 正左	新京
滿洲採金株式會社	三、〇〇〇		東京麹町内幸町一
日滿亞麻紡織株式會社	六、〇〇〇		

滿洲製藥株式會社	五、〇〇〇	中野守之助	新京西七馬路
同和自動車工業株式會社	六、二〇〇	谷田繁太郎	奉天舊追擊砲廠跡
滿洲炭礦株式會社	一六、〇〇〇	十河 信二	新京
北滿製糖株式會社	二、〇〇〇	高津久右衛門	哈爾濱市石頭街
敦化金融株式會社	五、〇〇〇	飯田 正廣	吉林省敦化縣城
大同酒精株式會社	一、七〇〇		哈爾濱市地段街
南滿ドロマイト工業株式會社	一、〇〇〇	柳川 眞榮	大連市榮町四
滿洲棉花股份有限公司	二、〇〇〇		奉天

### 國防費の分擔

(鄭國務總理の聲明) 滿洲國は進んで本年度より日本の共同國防費を分擔する事とし此の爲め康徳元年度軍政部豫算へ九百萬圓を計上せり。そも、日滿兩國はこの議定書に基き共同して國家の防衛に當ることとなり、此の爲め日本が多數貴重の人命を犠牲に供せるほか、財政上の多大の負擔を負ひつゝある。今や我が國が往時に於ける過大なる軍費の重壓を免れ、却つて國防の安全と治安の維持とを享有するに至れるは蓋しその賜なり。またその結果として、我が財政の上に日々健實を加へ、早くもその基礎略々確立し、今や稍負擔に堪ふるに至れり。

茲に於て我が國は、右の如き兩國の關係と財政の現状とに鑑み、進んで來年度より日本の共同國防費を分擔し、多少なりともこれに關する同國負擔の軽減に資すると共に、我が國の國防及び治安の完全を圖らんとす。これ全く我が國の同國に對する肉親的衷情より出づるものにして、必ずや同國もまたその心情に感じ欣然としてこれを受諾すべし。(昭和九年六月廿七日)

## 神社・宗教

### 神社及神官職 (昭和六年)

種別	神社神官神職	種別	神社神官神職
官幣中社	一	官幣大社	五
別格官幣社	三五	官幣小社	二七
國幣中社	四六	國幣大社	六
府縣社	九七	國幣小社	三三
村社	四、八七五	郷社	三、五八〇
總計	一一、三三九	無格社	三、三九一

### 神宮及官國幣社一覽

社名	祭神	祭日	鎮座地
皇大神宮	天照大神	一〇・一七	三重縣宇治山田市
豐受大神宮	豐受大神	一〇・一六	同
賀茂別雷神社	別雷神	五・一五	京都市上京區上賀茂
賀茂御祖神社	玉依姬命、賀茂健角	五・一五	京都市左京區
石清水八幡宮	應神天皇、神功皇后、比賣神	九・一五	京都府綴喜郡八幡町
松尾神社	大山咋命、中津島姬命	四・二	京都市右京區松尾山
平野神社	今木神、久度神、古開神、比咩神	四・二	京都市上京區

稻荷神社	會稻魂神、猿田彦命、大宮女命	四・九	京都市伏見區
大神神社	大物主神	四・九	奈良縣磯城郡三輪町
大和神社	倭大國魂神、八千戈神、御年神	四・一	奈良縣山邊郡朝和村
石上神社	布都御魂劍	九・一五	奈良縣丹波市町
春日神社	建御賀豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神	三・三	奈良市春日野町
廣瀨神社	若宇迦賣命	四・四	奈良縣河合村
龍田神社	天御柱命、國御柱命	四・四	奈良縣生駒郡三郷村
丹生川上神社	高靈神、罔象神、女神、闇靈神	一〇・八	奈良縣吉野郡(上社)川上村(中社)小川村(下社)丹生村
枚岡神社	天兒屋根命、比賣神、武甕槌命、齋主命	二・一	大阪府枚岡村
大鳥神社	大鳥連祖神	八・三	大阪府泉北郡鳳町
住吉神社	表筒男命、中筒男命、底筒男命、息長帶姬命	六・三〇	大阪府住吉區住吉町
生國魂神社	生鳥神、足鳥神	九・九	大阪府天王寺區
廣田神社	撞賢木嚴之御魂天疎	三・二六	兵庫縣武庫郡大社村
水川神社	須佐之男命、大己貴	八・一	埼玉縣大宮町
安房神社	天太玉命	八・一〇	千葉縣安房郡神戶村
香取神社	伊波比主命	四・二四	千葉縣香取郡香取町
鹿島神社	武甕槌命	九・一	茨城縣鹿島郡鹿島町
三島神社	事代主命	八・二六	靜岡縣田方郡三島町
熱田神社	草薙神劍	六・三	名古屋市南區



日吉神社 大山咋命、大己貴命 四・二四 滋賀縣滋賀郡坂本村  
 日前大神 九・三六 和歌山縣海草郡宮村  
 國懸大神 國懸大神 九・三六 同  
 出雲大社 大國主命 五・二四 鳥根縣城川郡大社町  
 宇佐神社 大帶姫命、比賣命、 三・一八 大分縣宇佐郡宇佐町  
 霧島神社 天鏡石國鏡石天津日 九・一九 鹿兒島縣東襲山村  
 伊弉諾神社 高彥火瓊杵尊 四・三三 兵庫縣津名郡多賀村  
 香椎宮 伊弉諾岐命 二〇・三九 福岡縣糟屋郡香椎村  
 宮崎神社 仲哀天皇、神功皇后 一〇・三六 宮崎市下北方  
 檜原神社 神武天皇、櫻田命 二・二二 奈良市高市郡白檜村  
 平安神社 十鈴媛皇后 四・二五 京都市左京區岡崎町  
 氣比神社 桓武天皇 九・四 福井縣敦賀郡敦賀町  
 伊弉沙別命、日本武 命、帶中津彥命、息 長帶姫命、譽田別命、 豐姫命、武內宿禰命 九・四 同  
 鹿兒島神社 天津日高彥穗々出見 命 八・二五 鹿兒島縣西園分村  
 鷓鴣草不合尊 二・一 宮崎縣鷓鴣村  
 淺間神社 木花咲耶姬命 二・四 靜岡縣大宮町  
 建部神社 日本武尊 四・二五 滋賀縣栗田郡瀬田町  
 札幌神社 大國魂命、大己貴神、 少彥名命 六・二五 北海道札幌郡藻岩村  
 宗像神社 多紀理姬命、市杵島 姬命、多岐都姬命 二・二五 福岡縣宗像郡田島村  
 吉野神社 後醍醐天皇 九・二七 奈良縣吉野郡吉野村

臺灣神社 大國魂命、大己貴命、 少彥名命、能久親王 一〇・一八 臺北芝蘭一堡劍潭山  
 樟太神社 大國魂命、大己貴命、 少彥名命 八・三三 樟太豐原町旭ヶ岡  
 月山神社 月讀命 四・三三 滋賀縣犬上郡多賀村  
 多賀神社 伊弉諾岐命、伊弉那 美命 八・二五 福岡縣糟屋郡箱崎町  
 宮崎 應神天皇 七・三六 熊本縣阿蘇郡宮地町  
 阿蘇神社 建磐龍命 六・二五 京都市東山區  
 八坂神社 素戔鳴命、稻田比賣 命、八柱御子神 六・二五 京都市東山區  
 日枝神社 大山咋命 六・二五 京都市東區永田町  
 龜山神社 彥五瀨命 九・二二 和歌山縣三田村  
 熊野坐神社 家都御子神 四・二五 同縣東牟婁郡本宮村  
 熊野速玉神社 熊野速玉命 一〇・二五 同縣東牟婁郡新宮町  
 諏訪神社 建御名方命(上社) 八・一 長野縣諏訪郡(上社)  
 明治神社 八坂刀賣命(下社) 八・一 中洲村(下社)諏訪町  
 丹生都比賣神 明治天皇、昭憲皇太 二・三 東京市澁谷區代々木  
 賣神 丹生都比賣神 一〇・二六 和歌山縣伊都郡  
 朝鮮神社 天照大神、明治天皇 一〇・二七 朝鮮京城府南山  
 氣多神社 大己貴命 四・三 石川縣羽咋郡一ノ宮  
 大山祇神社 大山津見命 四・三三 愛知縣越智郡宮浦村  
 高良神社 高良玉垂命 一〇・二三 福岡縣三井郡御井町  
 多度神社 多度神 五・五 三重縣桑名郡多度村

熊野神社 神祖熊野大神權御氣 一〇・二四 鳥根縣八東郡熊野村  
 南宮神社 金山彥命 五・五 岐阜縣不破郡宮代村

【官幣中社】

白峰宮 崇德天皇、淳仁天皇 九・二二 京都市上京區  
 赤間宮 安德天皇 一〇・七 下關市阿彌陀寺町  
 水無瀨宮 後鳥羽天皇、土御門 天皇、順德天皇 二・七 大阪府三島郡島本村  
 鎌倉宮 護良親王 八・二〇 神奈川縣鎌倉町  
 井伊谷宮 宗良親王 九・三三 靜岡縣井伊谷村  
 八代宮 懷良親王 八・三三 熊本縣八代郡八代町  
 梅宮神社 酒解神、大若子神、 小若子神、酒解子神 四・三 京都市右京區梅津  
 貴船神社 高靈神 六・一 京都府愛宕郡鞍馬村  
 大原野神社 建御賀豆智命、伊波 命、比賣命、天之子八根 命、比賣命 四・八 京都府乙訓郡大原野  
 吉田神社 建御賀豆智命、伊波 命、比賣命、天之子八根 命、比賣命 四・一八 京都市左京區  
 北野神社 菅原道真 八・四 京都市上京區  
 金鑽神社 天照大神、素戔鳴命 四・二五 埼玉縣兒玉郡青柳村  
 金崎宮 尊良親王、恒良親王 五・六 福井縣敦賀郡敦賀町  
 太宰府神社 菅原道真 八・二五 福岡縣太宰府町  
 生田神社 稚日女神 四・一五 神戶市下山手通一丁  
 長田神社 事代主神 一〇・八 神戶市長田町三丁目  
 英彦山神社 忍骨命 九・三六 福岡縣田川郡彦山村

神社・宗教

海神社 底津綿津見命、中津 綿津見命、上津綿津 見命 一〇・二 兵庫縣明石郡垂水村  
 嚴島神社 市杵島姬命 六・二七 廣島縣佐伯郡嚴島町  
 住吉神社 表筒男命荒魂、中筒 男命荒魂、底筒男命 荒魂 二・二五 山口縣豐浦郡勝山村  
 吉備津神社 大吉備津彥命 一〇・一八 岡山縣吉備郡眞金村  
 伊太祁曾神社 大屋毘古命 一〇・一五 和歌山縣西山東村  
 熊野那智神社 家津御子神、熊野速 玉神、熊野夫須美神 七・二四 和歌山縣那智村  
 御上神社 天之御影神 五・二四 滋賀縣野洲郡三上村  
 臺南神社 能久親王 一〇・一八 臺灣臺南市南門町  
 敢國神社 敢國津神 一三・五 三重縣阿山郡府中村  
 淺間神社 木花開耶比咩命 四・二五 山梨縣東八代郡  
 寒川神社 寒川比古命、寒川比 女命 九・三〇 神奈川縣高座郡  
 鶴岡八幡宮 應神天皇 九・二五 同縣鎌倉町  
 玉前神社 玉埼命 九・二三 千葉縣長生郡一宮町  
 貫前神社 經津主命 三・二五 群馬縣北甘樂郡  
 二荒山神社 二荒山神 四・二七 栃木縣日光町  
 都々古別神社 都々古和氣神 一〇・二二 宇都宮市馬場町  
 伊佐須美神社 大毘古命、建沼河別 命 九・一五 同縣大沼郡高田町  
 志波彥神社 志波彥神 三・三九 宮城縣宮城郡鹽竈町  
 鹽竈神社 鹽竈神 七・一〇 同



大物忌神社	大物忌神	〔隔年〕	五・八	山形縣飽海郡吹浦村
若狹彦神社	若狹彦神、若狹比咩神	一〇・一〇	三・〇	福井縣遠敷郡遠敷村
射水神社	二上神	四・三	三・〇	高岡市定塚町
彌彦神社	天香山命	五・四	五・四	新潟縣西蒲原郡
出雲神社	大國主命、三穗津姬命	一〇・三	一〇・三	京都府南桑田郡
龍神社	天水分神	四・四	四・四	京都府與謝郡府中町
出石神社	八種神寶	一〇・〇	一〇・〇	兵庫縣出石郡神美村
宇倍神社	武内宿禰	四・三	四・三	鳥取縣岩美郡
水若酢神社	水若酢命	五・三	五・三	鳥取縣磐地郡五箇村
中山神社	金山彦命	四・四	四・四	岡山縣苫田郡一宮村
安仁神社	安仁神	一〇・二	一〇・二	同 縣邑久郡大宮村
宇部神社	天日鷲命	一〇・九	一〇・九	德島市宮田浦町
大庭比古神社	大庭比古神	一・一	一・一	德島縣板野郡板東町
田村神社	田村神	一〇・八	一〇・八	香川縣香川郡一宮村
土佐神社	一言主神	八・五	八・五	高知縣土佐郡一宮村
西塞多神社	西塞多神	四・五	四・五	大分縣大分郡
田島神社	多紀土毘賣命、市杵島比賣命、多岐津比賣命	九・六	九・六	佐賀縣東松浦郡
住吉神社	上筒之男命、中筒之男命、底筒之男命	二・九	二・九	長崎縣壹岐郡那賀村
海神社	豐玉姬命	八・五	八・五	長崎縣上縣郡峰村
金刀比羅宮	大物主命、崇德天皇	一〇・〇	一〇・〇	香川縣琴平町
大洗磯前神社	大己貴命	九・九	九・九	茨城縣磯濱町
酒列磯前神社	少彦名命	一〇・五	一〇・五	茨城縣平磯町

美保神社	事代主命	四・七	四・七	鳥根縣美保關町
新田神社	通々杵命	九・五	九・五	鹿兒島縣薩摩郡
都々古別神社	味鋤高彦根神	二・一	二・一	福島縣東白川郡
函館八幡宮	品陀和氣命	八・五	八・五	函館市谷地頭町
生島足島神社	生島神、足島神	九・九	九・九	長野縣小縣郡
伊和神社	大己貴命	一〇・五	一〇・五	兵庫縣栗原郡神戶村
眞清田神社	火明命	四・三	四・三	一宮市
白山比咩神社	菊理媛神、伊非諾尊、伊非册尊	五・六	五・六	石川縣石川郡河内村
玉祖神社	玉祖命、一座未詳	九・五	九・五	山口縣佐波郡右田村
諏訪神社	建御名方命、八坂刀賣神	一〇・八	一〇・八	長崎市上西山町
大縣神社	大縣神	一〇・二	一〇・二	愛知縣丹波郡樂田村
速谷神社	速谷神	一〇・二	一〇・二	廣島縣佐伯郡平良村
大國魂神社	大國魂神	五・五	五・五	東京府府中町
波上宮	伊非册尊、事解男命、速玉男命	五・七	五・七	那霸市若狹町
龜門神社	玉依姬命	一・五	一・五	福岡縣太宰府町
住吉神社	表筒男命、中筒男命、底筒男命	九・三	九・三	福岡市大字住吉
志賀海神社	底津綿津見神、中津見神	九・九	九・九	福岡縣志賀島村
〔國幣小社〕				
砥鹿神社	大己貴神	五・四	五・四	愛知縣寶飯郡一宮村
小國神社	小國神	四・八	四・八	靜岡縣周智郡一宮村

水無神社	水無神	九・五	九・五	岐阜縣大野郡宮村
駒形神社	駒形神	九・九	九・九	岩手縣膽澤郡水澤町
岩木山神社	宇都志國玉命、多都比賣命、宇賀能賣命	八・一	八・一	青森縣中津輕郡
出羽神社	伊弉波神	七・五	七・五	山形縣東田川郡
湯殿山神社	大山祇命	七・五	七・五	同縣同郡東村
古四王神社	武甕槌命、大彥命	五・七	五・七	秋田縣南秋田郡
度津神社	五十猛神	四・三	四・三	新潟縣佐渡郡羽茂村
大神山神社	大穴牟遲神	一〇・九	一〇・九	鳥取縣西伯郡大高村
日御碕神社	素戔鳴尊	七・七	七・七	鳥根縣鏡川郡
物部神社	宇麻志摩遲命	一〇・九	一〇・九	鳥根縣安濃郡川合村
沼名前神社	綿津見神	五・二	五・二	廣島縣沼隈郡鞆町
都農神社	大己貴命	一・五	一・五	宮崎縣兒湯郡都農町
枚聞神社	枚聞神	一〇・五	一〇・五	鹿兒島縣掛宿郡
神部神社	大己貴命	三・三	三・三	靜岡市宮ヶ崎町
淺間神社	木之花開耶姬命	三・三	三・三	靜岡市宮ヶ崎町
大歲御祖神社	大歲御祖命	八・五	八・五	長野縣上水内郡
戸隱神社	天手力雄命	二・〇	二・〇	石川縣江沼郡福田村
菅生石部神社	菅生石部神	四・八	四・八	鳥根縣飯石郡
須佐神社	須佐之男命	九・五	九・五	熊本市井川淵町
藤崎八幡宮	應神天皇	二・五	二・五	山口縣豐浦郡長府町
忌宮神社	仲哀天皇、神功皇后、應神天皇	三・五	三・五	大分縣大分郡八幡村
柞原八幡宮	仲哀天皇、應神天皇、神功皇后	三・五	三・五	大分縣大分郡八幡村
高瀨神社	高瀨神	九・三	九・三	富山縣東礪波郡

津島神社	須佐之男命	六・五	六・五	愛知縣海部郡津島町
箱根神社	箱根神	八・一	八・一	神奈川縣足柄下郡
秩父神社	八意思金命、知知夫彥命	三・三	三・三	埼玉縣秩父郡秩父町
伊豆山神社	伊豆山神	四・五	四・五	靜岡縣田方郡熱海町
劍神社	素戔鳴尊	一〇・九	一〇・九	福井縣丹生郡織田村
佐太神社	佐太大神	九・五	九・五	鳥根縣八東郡佐太村
吉備津神社	大吉備津彥命	一〇・三	一〇・三	岡山縣御津郡一宮村
吉備津神社	大吉備津彥命	一・八	一・八	廣島縣蘆品郡網引村
〔別格官幣社〕				
談山神社	藤原鎌足	一・七	一・七	奈良縣多武峰村
護王神社	和氣清曆、和氣廣蟲	四・四	四・四	京都市上京區
小御門神社	藤原師賢	四・九	四・九	千葉縣小御門村
菊池神社	菊池武時、菊池武重、菊池武光	五・五	五・五	熊本縣隈府町
湊川神社	楠正成	七・二	七・二	神戶市兵庫多聞通
名和神社	名和長年	五・七	五・七	鳥取縣西伯郡名和村
阿部野神社	北畠親房、北畠顯家	一・四	一・四	大阪市住吉區住吉町
藤島神社	新田義貞	八・五	八・五	福井市岩堀町
結城神社	結城宗廣	五・一	五・一	津市八幡町
豐城神社	毛利元就	一〇・一	一〇・一	山口縣山口市
建勳神社	織田信長	七・一	七・一	京都市上京區
豐國神社	織田信長	九・八	九・八	京都區東山區
東照宮	豐臣秀吉	六・一	六・一	栃木縣日光町
常磐神社	德川家康	五・二	五・二	水戸市大字常磐
照國神社	德川光圀、同齊昭	一〇・八	一〇・八	鹿兒島市山下町



靖國神社	明治維新前後殉國者	一〇・三三	東京市麴町區
靈山神社	北島親房、同顯家、同顯信、同守親	四・三三	福島縣伊達郡靈山村
梨木神社	三條實萬、三條實美	一〇・一〇	京都市上京區染殿町
東照宮	德川家康	四・二四	靜岡縣安倍郡久能村
四條神社	楠正行	二・二二	大阪府甲可村
唐澤神社	藤原秀郷	一〇・三三	栃木縣田沼町
上杉神社	上杉謙信	四・三三	米澤市南堀端町
野田神社	毛利敬親	三・二五	山口縣山口市
尾山神社	前田利家	四・二七	金澤市西町
北島神社	北島顯能	一〇・三三	三重縣一志郡多氣村
佐嘉神社	鍋島直正	一〇・二二	佐賀縣佐賀市
山内神社	山内豐信	二・二六	高知縣高知市

佛教各宗派總本山大本山及本山

天台宗	總本山 延曆寺	滋賀縣滋賀郡坂本村
真盛派	總本山 西國院	京都市左京區
真言宗	總本山 醍醐寺	京都市御室
真言宗醍醐派	總本山 醍醐寺	京都市伏見區醍醐町

大德寺派	大本山 大德寺	京都市上京區紫野
圓覺寺派	大本山 圓覺寺	神奈川縣鎌倉郡小坂村
永源寺派	大本山 永源寺	滋賀縣愛知郡高野村
方廣寺派	大本山 方廣寺	靜岡縣引佐郡奥山村
佛通寺派	大本山 佛通寺	廣島縣豐田郡高坂村
國泰寺派	大本山 國泰寺	富山縣米見郡太田村
向嶽寺派	大本山 向嶽寺	山梨縣東山梨郡鹽山村
洞宗	大本山 洞宗	福井縣吉田郡志比谷村
藥宗	大本山 藥宗	橫濱市鶴見
本願寺派	大本山 本願寺	京都市宇治郡宇治村
高田派	大本山 高田派	京都市下京區堀川通
興正派	大本山 興正派	京都市下京區常葉町
佛光派	大本山 佛光派	三重縣河藝郡一身田町
木邊派	大本山 木邊派	京都市下京區新開町
出雲路派	大本山 出雲路派	滋賀縣野洲郡中里村
山元派	大本山 山元派	福井縣今立郡味真野村
誠照派	大本山 誠照派	福井縣今立郡新橫江村
三門徒派	大本山 三門徒派	福井縣今立郡鯖江町
蓮宗	大本山 蓮宗	福井市豐町
日蓮宗	大本山 日蓮宗	山梨縣南巨摩郡身延町
顯本法華宗	大本山 顯本法華宗	京都市大森區池上本町
總本山	妙滿寺	京都市上京區
總本山	法華經寺	京都市下京區柿本町
總本山	妙滿寺	千葉縣東葛飾郡中山町
總本山	妙滿寺	京都市中京區榎町

神道各派教師教信徒 (昭和六年度)

本門宗	大本山 本門宗	靜岡縣富士郡北山村
法華宗	大本山 法華宗	京都市左京區
妙法華宗	大本山 妙法華宗	靜岡縣田川郡中大見村
日蓮宗	大本山 日蓮宗	靜岡縣富士郡上野村
日蓮正宗	大本山 日蓮正宗	靜岡縣富士郡保田町
日蓮正宗不受不施派	大本山 日蓮正宗不受不施派	千葉縣安房郡富田村
日蓮正宗不受不施講門派	大本山 日蓮正宗不受不施講門派	靜岡縣駿東郡金岡村
融通念佛宗	大本山 融通念佛宗	千葉縣長生郡茂原町
時宗	大本山 時宗	京都市上京區
法相宗	大本山 法相宗	兵庫縣尼ヶ崎市
華嚴宗	大本山 華嚴宗	京都市中京區
總本山	大本山 總本山	新潟縣南蒲原郡三條町
總本山	大本山 總本山	京都市上京區紋屋町
總本山	大本山 總本山	靜岡縣富士郡上野村
總本山	大本山 總本山	岡山縣御津郡金川町
總本山	大本山 總本山	同
總本山	大本山 總本山	大阪市住吉區平野上町
總本山	大本山 總本山	神奈川縣高座郡藤澤町
總本山	大本山 總本山	奈良市
總本山	大本山 總本山	奈良縣生駒郡法隆寺村
總本山	大本山 總本山	奈良縣生駒郡都跡村
總本山	大本山 總本山	奈良市雜司町



神社・宗教

神道	住成	修成	大社	扶桑	實成	大行	神成	御嶽	神理	天光	金理	天理
派	教	教	教	教	教	教	教	教	教	教	教	教
詞字教所	六二	四三	二七〇	二〇四	四六四	二五四	二〇七	三三二	七五五	二八〇	三五	一、〇八六
教師	三、九五五	四、二六四	一、九六三	三、五七一	五、五二四	二、五二九	二、六六四	三、三〇七	九、三五四	一、四九五	一、五八四	九、六三〇
教信徒	一、二〇六、七七八	五五一、三三六	四一、八〇一	三、三四三、四七七	四八六、九〇六	四〇三、五一九	七二八、三三三	七九、三八一	二、〇三八、六四七	一、四二二、三三三	三三七、二八三	七四七、八六九

寺院佛堂及檀信徒 (昭和六年度)

天台宗	三九一	眞言宗	一、六五一	淨土宗	三三六	曹洞宗	五八七	眞宗	二、七〇四	時宗	九
佛堂	三、三三三	佛堂	三、三三三	佛堂	三、三三三	佛堂	三、三三三	佛堂	三、三三三	佛堂	三、三三三
檀信徒	一、〇九三、三〇七	檀信徒	一、〇九三、三〇七	檀信徒	一、〇九三、三〇七	檀信徒	一、〇九三、三〇七	檀信徒	一、〇九三、三〇七	檀信徒	一、〇九三、三〇七

佛道教會說教所 (昭和六年度)

眞言宗	一、六五一	眞言宗	一、六五一	眞言宗	一、六五一	眞言宗	一、六五一
眞言宗	一、六五一	眞言宗	一、六五一	眞言宗	一、六五一	眞言宗	一、六五一
眞言宗	一、六五一	眞言宗	一、六五一	眞言宗	一、六五一	眞言宗	一、六五一

法相宗	二九	法相宗	二九	法相宗	二九	法相宗	二九
法相宗	二九	法相宗	二九	法相宗	二九	法相宗	二九
法相宗	二九	法相宗	二九	法相宗	二九	法相宗	二九

宗教宣布に從事する外國人數 (昭和六年度)

米國	一六六	英國	一六六	獨逸	一六六	西班	一六六	蘇聯	一六六	加奈	一六六
米國	一六六	英國	一六六	獨逸	一六六	西班	一六六	蘇聯	一六六	加奈	一六六
米國	一六六	英國	一六六	獨逸	一六六	西班	一六六	蘇聯	一六六	加奈	一六六

世界宗教信徒數

天主教	二、三三	新教	一、〇〇	印度教	一、〇〇	神道	一、〇〇	其他	一、〇〇
天主教	二、三三	新教	一、〇〇	印度教	一、〇〇	神道	一、〇〇	其他	一、〇〇
天主教	二、三三	新教	一、〇〇	印度教	一、〇〇	神道	一、〇〇	其他	一、〇〇

回教	三〇	佛道	一八〇	印度教	一五〇	神道	六〇〇	其他	二、五〇〇
回教	三〇	佛道	一八〇	印度教	一五〇	神道	六〇〇	其他	二、五〇〇
回教	三〇	佛道	一八〇	印度教	一五〇	神道	六〇〇	其他	二、五〇〇

二神社の列格

鍋島直正公を祭神とする佐賀縣佐賀市松

原町鎮座の佐嘉神社は九月二十八日、山内豊信公を祭神とする高知縣高知市鷹匠町鎮座の山内神社は四月二十日何れも別格官幣

社に列せらるゝ旨仰出され列格奉告のため夫々勅便參向奉幣せしめらる。



# 教育・學術

## 教育

### 教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラスノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ

子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日  
御名 御璽

### 教員代表御親閱勅語を賜ふ

皇太子殿下の御降誕を奉祝し併せて忠君愛國の日本精神を昂揚し教育報國の誠を效さんとする小學教員精神作興大會は四月三日宮城二重橋前廣場において舉行された。會する者は全國二十五萬の小學校教員を代表せる三萬六千名(うち女教員五千名)であつて、長くも天皇陛下には式場に親臨あらせられ御親閱を賜ひ、勅語を賜はつた。

### 勅語

國民道德ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

### 大會總裁齋藤兼攝

### 文相の奉答文

曩に皇太子殿下御誕生あらせられ竹の園生の彌榮えに榮えさせられ皇統無窮にして國礎倍々固く皇威八紘に光被するを仰ぎ奉り九千萬の同胞欣躍并舞の至に禁ゆるなし、殊に全國の小學教育に従事し次代の國民を養成するの任に在る者幸に此の昭代に生れてこの盛事に會ひ歡喜極まる所を知らず、乃ち祥雲搖曳し瑞氣洋溢せる皇城の畔に集り聲を合せて萬呼し恭しく皇儲殿下の降誕慶祝の誠を表し奉り更に國民精神を作興して益々教育に涓埃の力を致し宏大なる聖恩の萬一に報い奉らむことを期するに際し長くも天皇陛下には親しく臨御し給ひ特に御親閱あらせられ又親しく優渥なる勅語を賜ふ、寔に恐懼感激の至に勝へず臣等夙に陛下が教育に關し深く軫念あらせられ屢

々優詔を降し給ひたるを拜し奉り又列聖の文教に關する聖諭を仰ぎ奉り夙夜或は忉るあらむことを是れ懼れしに今天顔に咫尺し奉り剩へ聖勅を拜し奉り恐悚措く所を知らず只感涙の滂沱たるあるのみ、臣等教育者として此の無上の天恩に浴し

此の無比の至榮を荷ひ深遠なる聖慮を拜察し奉りて責務の益々重きを思ふこと切なり、即ち永く此の光榮を心肝に刻し身命を獻げて教育の爲に策進し以て聖恩の萬分の一に報い奉らむことを期す、臣等乏な文教の府に承け今日此の盛事に際會

し此の光榮に浴し感激殊に深し、自今益々聖旨を奉體し全國の小學教育者と共に日夜淬勵以て臣等の職責を竭さむことを誓ひ奉る、臣等誠惶誠恐謹言奉答す

### 全國諸學校 (昭和六年度)

種別	學校	教員	學生生徒及兒童	卒業者
小學校	二五、六六五	三三、八六二	一〇、三八一、二九〇	一、九四一、六八五
師範學校	一〇四	二、五五五	三六、八六八	一一、〇三三
高等師範學校	二	一八八	一、八四四	四〇三
女子高等師範學校	二	一一一	八五〇	二〇三
臨時教員養成所	九	二四〇	四一八	二八九
實業教員養成所	四	—	三七四	一一六
實業補習學校教員養成所	四	九	一、一三三	六五六
中學校	五五八	一三、八〇三	三三六、一八六	五九、一五七
高等女學校	—	—	—	—
專門學校	—	—	—	—
實業專門學校	—	—	—	—
實業學校(甲)	—	—	—	—
實業學校(乙)	—	—	—	—
實業補習學校	—	—	—	—
盲啞學校	—	—	—	—
各種學校	—	—	—	—
總計	—	—	—	—

### 幼稚園 (文部統計摘要による)

昭和五年度	同六年度	
數	數	
男	六二、九四六	六五、三九八
女	五九、〇三九	六一、一六六
計	一二一、九八五	一二六、五六四

### 小學校 (昭和六年度)

尋常	高等	尋常及同補習科
學校	學校	學校
數	數	數
一八、四一四	七、〇九〇	二五、五〇四
教員	一、九四一	二、八八二
學生	一、九四一	一、九四一

### 教育・學術——教育







木材工藝	七九	三三	一五五	二六
金屬工藝	四四	二八	一八四	一五
印刷工藝	一三五	四〇	二六八	五
寫真	二二	三三	一九六	五
圖案	六五	三三	一七六	三
工藝圖案	一〇	三三	一三七	三
工藝彫刻	七、三三	二、二六	一六、七〇	二、四二
合計	二、二六	一、二六	一、二六	一、二六

農業專門學校學科別

生徒卒業者(昭和六年度)

農學	八三八	二七〇	二、三三	二八八
農業土木學	一三四	六	二六七	四三
農藝化學	二九三	九〇	六〇六	九
農政經濟學	七三	二	八五	三
園藝	一六三	五	三九一	五
林業	五三五	一七	九三	一八〇
獸醫學	三九九	二九	五四八	二〇三
畜產學	八四	三〇	一四九	元
養蠶學	四〇八	一六	六〇〇	元
蠶絲學	六六	二四	九〇	元
製絲紡績	二六四	二七	五三	一九〇
合計	二、二六	一、二六	一、二六	一、二六

商業專門學校學科別

生徒卒業者(昭和六年度)

本學科	八、九三	二、六四	一、五七	三、三四
研究科	三	一	一	二
別科	一三七	一三三	二八九	一四五
專修科	九	九	四	二
海外貿易科	六	六	一〇	八
支那貿易科	六	六	一〇	八
貿易別科	八六	八三	二二	九
商工經濟科	二六	一七	五〇	三
特設豫科	八	一	三	三
合計	九、三四	二、九六	一、七〇	三、五八

商船專門學校學科別

生徒卒業者(昭和六年度)

航海科	八三〇	一四三	一、五二〇	一五九
機關科	八四九	一四	八九三	一五七
合計	一、六七九	二、七	二、四一三	三二六

實業學校(甲)

(昭和六年度)

工業學校	九三	二、一五	三、四三	六、七〇八
農業學校	三三	二、七四	四七、八二	一四、一四二
商業學校	二八〇	五、九一	一、五五、四三七	三三、九三六
商船學校	二	一六一	二、七二六	五八
水產學校	二	一四五	一、九五〇	四三
職業學校	一七九	二、三三九	三、七五四	一四、三三九
合計	八〇七	一三、四三二	二、五六、一三八	五九、九八八

工業學校(甲)

(昭和六年度)

公立	八三	二、一五	三、四三	六、七〇八
私立	一、八七	一〇、二八	一、五二、〇〇	五三、二四〇
合計	一九〇	一二、四三	一、五五、四三七	六〇、九四八

商業學校(甲)

(昭和六年度)

公立	二、六五九	八五	二、七四四	三三三
私立	四六、五九七	一、三三三	四七、九三〇	五〇
合計	四八、二五六	一、四一八	五〇、六七四	三八三

商船學校(甲)

(昭和六年度)

公立	一、六七	二、三三	四、〇〇	二八〇
私立	三、四三五	二、五五六	五、九九一	一、九八
合計	五、一〇二	四、八八九	九、九九一	二、二六八

水產學校(甲)

(昭和六年度)

公立	一、九五〇	一、九五〇	三、九〇〇	三、九〇〇
私立	一、〇五	一、〇五	二、一〇〇	二、一〇〇
合計	三、〇〇	三、〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇

盲學校

(昭和六年度)

公立	一	三三	三三	七
私立	二	二、八六	一、四三八	六、五五〇
合計	三	二、八九	一、四七一	六、五五七

聾啞學校

(昭和六年度)

公立	一	三三	三三	七
私立	二	二、八六	一、四三八	六、五五〇
合計	三	二、八九	一、四七一	六、五五七

外國人教員生徒

(昭和六年度)

種別	教員	生徒兒童
男子	一	三三
女子	一	三三
合計	二	六六

文部省在外研究員

昭和三	同四	同五	同六
滿期	一五七	一三三	二〇八
歸朝	一五七	一三三	二〇八
在留中死亡	一	一	一
在留中在外	一	一	一
研究員罷免	一	一	一
年度末現在	一	一	一



學校所在地及首腦者

帝國大學及官立大學

名	稱	學部	創立年月	總長又校長	所在地
東京帝國大學	法、醫、工、農	昭三	小野塚喜平次	本郷區本富士町	
京都帝國大學	法、醫、工、農	明三	井元興	京都市左京區吉田町	
東北帝國大學	法、醫、工、農	四三	本多光太郎	仙臺市片平町	
九州帝國大學	法、醫、工、農	明三	松浦鎮次郎	福岡縣糟屋郡箱崎町	
北海道帝國大學	法、醫、工、農	明四	高岡熊雄	札幌市北八條	
大阪帝國大學	法、醫、工、農	昭六	楠本長三郎	大阪市北區常安	
新潟醫科大學	醫、學部	大二三	富永忠司	新潟市旭町通一番町	
岡山醫科大學	醫、學部	大二三	田村於菟	岡山市	
千葉醫科大學	醫、學部	大二三	高橋信美	千葉市千葉	
金澤醫科大學	醫、學部	大二三	石坂伸吉	金澤市下鶴間町	
長崎醫科大學	醫、學部	昭三	高山正雄	長崎市里郷	
熊本醫科大學	醫、學部	昭四	明石貞隆	熊本市大江町	

公立大學

名	稱	學部	創立年月	總長又校長	所在地
京都府立醫科大學	醫、學部	大二〇	淺山忠愛	京都市上京區河原町通廣小路	
大阪商科大學	商、學部	昭三	河田嗣郎	大阪市天王寺區烏ヶ辻町	

私立大學

名	稱	學部	創立年月	總長又校長	所在地
慶應義塾大學	文、經、法、醫	大九	小泉信三	芝區三田	
早稻田大學	法、文、商、政、經、理、工	大九	田中穗積	澁橋區戶塚町	
明治大學	法、商、經、政	大九	木下友三郎	神田區駿河臺南甲賀町	
中央大學	法、文、商、經	大九	山岡萬之助	神田區三崎町	
日本大學	法、文、商、工	大九	山岡萬之助	神田區三崎町	
法政大學	法、文、經	大九	小山松吉	麴町區富士見町	

名	稱	學部	創立年月	總長又校長	所在地
同志社大學	法、文	大九	湯淺八郎	京都市上京區新北小路町	
國學院大學	文	大九	服部宇之吉	澁谷區若木町	
東京慈惠會醫科大學	醫	大二〇	金杉英五郎	芝區愛宕町	
龍谷大學	文	大二三	花田凌雲	京都市下京區猪熊通七條上ル	
大谷大學	文	大二三	河野法雲	京都市上京區小山	
專修大學	法、經	大二三	阪谷芳郎	神田區今川小路	
立教大學	文、經	大二三	木村重治	豐島區池袋	
關西大學	法、文、經	大二三	仁保龜松	大阪府三島郡千里山	
拓殖大學	商	大二三	永田秀次郎	小石川區若荷谷町	
立命館大學	法、經、學部	大二三	中川小十郎	京都市上京區廣小路通寺町	
駒澤大學	文	大二三	大森禪戒	世田谷區深澤町	
立正大學	文	大二三	關本龍門	品川區大崎町	
東京農業大學	農	大二三	加藤精輝	澁谷區常盤町	
大正大學	文	大二三	鹽田廣重	本郷區千駄木町	
日本醫科大學	醫	大二三	和田性海	和歌山縣高野村	
高野山大學	文	大二三	藤村作	小石川區原町	
東洋大學	文、商	昭三	上野隆吉	麴町區紀尾井町	
上智大學	文、商	昭三	ホフマン	兵庫縣武庫郡甲東	
關西學院大學	法、文、商	昭七	ベック	兵庫縣武庫郡甲東	

官立高等學校

名稱	創立	校	長	修業年限	教員	所在地
第一	明治一九	森卷吉	三	七五	本郷區向ヶ岡彌生町	
第二	同	阿刀田令造	三	四九	仙臺市北六番町	
第三	同	溝淵進馬	三	六三	京都市吉田二本松町	
第四	同	小松倍一	三	四六	金澤市仙石町	
第五	同	十時彌	三	五二	熊本市黒髮町	
第六	同	岡野義三郎	三	四六	岡山市國富	
第七	同	堀重里	三	四〇	鹿兒島市山下町	
第八	同	小松原隆二	三	四八	名古屋市南區瑞穂町	
第九	同	青木存義	三	三三	新潟市西大畑町	
第十	同	西川順之	三	三〇	松本市縣町	
第十一	同	岩田博藏	三	三〇	山口市上宇野令	
第十二	同	金子幹太	三	三〇	松山市持田	
第十三	同	山内雄太郎	三	三〇	水戸市東原町	
第十四	同	久保良澄	三	三〇	山形市小白川町	
第十五	同	生駒萬治	三	三〇	佐賀縣佐賀郡本庄村	
第十六	同	中山文雄	三	三〇	弘前市富田町	
第十七	同	荻田萬一郎	三	三〇	松江市外川津村	
第十八	同	近澤道元	三	三〇	中野區榮町	
第十九	同	隈本繁吉	三	三〇	大阪府住吉區玉子町	
第二十	同	茨木清次郎	三	三〇	埼玉縣浦和市	
第二十一	同	秋吉晉治	三	三〇	福岡市大坪町	
第二十二	同	石倉小三郎	三	三〇	高知市江ノ口町	
第二十三	同	金子健二	三	三〇	静岡市大岩町	
第二十四	同	木村善太郎	三	三〇	兵庫縣飾磨郡安室村	



廣島 同 三 岡上 梁 三 三九 廣島市皆實町  
備考 教員數は昭和六年度、×は尋常科に係るもの。

公立高等學校

名稱	創立	校長	修業年限	教員	生徒	所在地
富山	大正三	龍夫	七	三〇	四七	富山縣上新川郡大廣
浪速	同 一五	三浦菊太郎	七	二六	四〇	大阪府豐能郡櫻井谷
府立	昭和四	川田 正激	七	三二	四七	目黒區金町

私立高等學校

名稱	創立	校長	修業年限	教員	生徒	所在地
武藏	大正〇	山本 良吉	七	三三	二六	板橋區中新井町
甲南	同 三	平生飢三郎	七	二七	二〇	兵庫縣武庫郡本山村
成蹊	同 一四	淺野 孝之	七	三三	三〇	東京市外吉祥寺
成城	同 一五	銅 直勇	七	三六	三七	東京府下碓村

官立專門學校

名稱	創立	校長	修業年限	教員	生徒	所在地
長岡高等工業學校	大正三	福田 爲造	三	三三	三〇	長岡市學校町
福井高等工業學校	大正三	前田 復三	三	三三	三〇	福井縣吉田郡
山梨高等工業學校	大正三	松田 清一	三	三三	三〇	甲府市元柳町
秋田鐵山專門學校	明治三	平岡 通也	三	三三	三〇	秋田市手形
盛岡高等農林學校	明治三	上村 勝泉	三	三三	三〇	盛岡市上田
鹿兒島高等農林學校	明治四	吉村 清尙	三	三三	三〇	鹿兒島市上荒田町
上田蠶絲專門學校	明治四	針塚 長太郎	三	三三	三〇	上田市常入
東京高等蠶絲學校	明治三	本多 岩次郎	三	三三	三〇	瀧野川區西ヶ原町
京都高等蠶絲學校	明治三	村松 舜祐	三	三三	三〇	京都市上京區
鳥取高等農林學校	大正九	山田 玄太郎	三	三三	三〇	鳥取市
三重高等農林學校	大正〇	上原 種美	三	三三	三〇	津市上濱町
宇都宮高等農林學校	大正二	山縣 宇之吉	三	三三	三〇	宇都宮市外峰
岐阜高等農林學校	大正三	草場 榮喜	三	三三	三〇	岐阜縣稻葉郡那加
宮崎高等農林學校	大正三	松岡 忠一	三	三三	三〇	宮崎市船塚町
千葉高等農林學校	昭和四	松井 謙吉	三	三三	三〇	千葉縣松戸町
長崎高等商業學校	明治三	只見 徹	三	三三	三〇	長崎市片淵町
山口高等商業學校	明治三	岡本 一郎	三	三三	三〇	山口縣山口市
小樽高等商業學校	明治三	伴 房次郎	三	三三	三〇	小樽市
名古屋高等商業學校	大正九	渡邊 龍聖	三	三三	三〇	名古屋市南區瑞穂
福島高等商業學校	大正〇	伊藤 仁吉	三	三三	三〇	福島縣信夫郡清水
大分高等商業學校	大正〇	添野 信	三	三三	三〇	大分市
彦根高等商業學校	大正二	矢野 貫城	三	三三	三〇	滋賀縣彦根町
和歌山高等商業學校	大正二	花田 大五郎	三	三三	三〇	和歌山市關戸
橫濱高等商業學校	大正三	田尻 常雄	三	三三	三〇	橫濱市中區南太田

名稱	創立	校長	修業年限	教員	生徒	所在地
東京外國語學校	明治三	戸澤 正保	三	三三	三〇	麹町區竹平町
大阪外國語學校	大正〇	中目 覺	三	三三	三〇	大阪市天王寺區上
富山藥學專門學校	同 九	高橋 隆造	三	三三	三〇	富山縣上新川郡奥
熊本藥學專門學校	同 一四	村山 義温	三	三三	三〇	熊本市大江町
東京高等齒科醫學校	昭和三	島 峰 徹	三	三三	三〇	本郷區湯島三丁目
東京美術學校	明治三	和田 英作	三	三三	三〇	下谷區上野公園
東京音樂學校	同 一〇	乘杉 嘉壽	三	三三	三〇	同
測候技術官養成所	大正二	藤原 咲平	三	三三	三〇	中央氣象臺內
京都高等工業學校	明治三	村上 宇一	三	三三	三〇	京都市左京區
名古屋高等工業學校	明治三	土屋 純一	三	三三	三〇	名古屋市中區
熊本高等工業學校	明治三	遠藤 金市	三	三三	三〇	熊本市黑髮町
米澤高等工業學校	明治三	大場 成實	三	三三	三〇	米澤市馬口勢町
桐生高等工業學校	大正五	西田 博太郎	三	三三	三〇	桐生市天神町
橫濱高等工業學校	大正九	鈴木 達治	三	三三	三〇	橫濱市中區大岡町
廣島高等工業學校	大正九	川口 虎雄	三	三三	三〇	廣島市千田町
金澤高等工業學校	大正九	青戸 信賢	三	三三	三〇	石川縣石川郡崎浦
仙臺高等工業學校	明治三	鶴見 一之	三	三三	三〇	仙臺市南六軒町
明治專門學校	明治四	中川 維則	三	三三	三〇	戶畑市
東京高等工藝學校	大正〇	安田 祿造	三	三三	三〇	芝區新芝町
神戸高等工業學校	大正〇	古字 田實	三	三三	三〇	神戸市水笠通一丁
濱松高等工業學校	大正二	長 俊一	三	三三	三〇	濱松市廣澤町
德島高等工業學校	大正二	松本 岩太郎	三	三三	三〇	德島市常三島町

公立專門學校

名稱	創立	校長	修業年限	教員	生徒	所在地
高松高等商業學校	大正三	澤田 源一	三	三三	三〇	高松市宮脇町
高岡高等商業學校	大正三	鈴木 彌	三	三三	三〇	高岡市古定塚
東京高等商船學校	明治八	島谷 敏郎	三	三三	三〇	深川區越中島町
神戸高等商船學校	大正九	小關 三平	三	三三	三〇	兵庫縣武庫郡本庄

私立專門學校

名稱	創立	校長	修業年限	教員	生徒	所在地
京都市立繪畫專門學校	明治三	西山 卯三郎	三	三三	三〇	京都市東山區今熊
福岡縣女子專門學校	大正二	鈴木 暢幸	三	三三	三〇	野日吉町
大阪府女子專門學校	大正三	平林 治德	三	三三	三〇	福岡市須崎裏町
大阪商科大學高等商	昭和三	河田 嗣郎	三	三三	三〇	大阪府住吉區
京都府立女子專門學	昭和二	櫻井 賢三	三	三三	三〇	京都市右京區
橫濱商業專門學校	昭和三	前田 幸太郎	三	三三	三〇	橫濱市中區南太田
廣島女子專門學校	昭和三	柴山 槐郎	三	三三	三〇	廣島市下中町一
宮城縣女子專門學校	大正五	三矢 英松	三	三三	三〇	仙臺市東九番町
長野女子專門學校	昭和四	土屋 幸正	三	三三	三〇	長野市箱清水
兵庫縣立神戸高等商	昭和四	伊藤 眞雄	三	三三	三〇	兵庫縣明石郡垂水
岐阜藥學專門學校	昭和六	比良 野燭	三	三三	三〇	岐阜市假九重町
早稻田大學專門部	明治三	田中 穂積	三	三三	三〇	澁橋區戶塚町



早稻田大學高等師範部	明治七	田中穂積	淀橋區戸塚町
早稻田專門學校	大正三	平沼淑郎	淀橋區戸塚町
慶應義塾高等部	明治七	小泉信三	芝區三田四國町
立命館大學專門學部	明治六	中川小十郎	京都市上京區廣小路
龍谷大學專門學部	大正二	花田凌雲	京都市下京區
京都專門學校	明治六	松永昇道	京都市下京區
大谷大學專門學部	大正二	河野法雲	京都市上京區
臨濟學院專門學校	明治四	後藤瑞巖	京都市右京區
智山專門學校	大正三	高井觀海	板橋區上石神井
東京醫學專門學校	大正三	佐藤達次郎	淀橋區東大久保町
佛教專門學校	明治四	小林瑞淨	京都市鹿ヶ谷
西山專門學校	大正九	小早川隨康	京都市乙訓郡乙訓村
同志社專門學校	明治七	湯淺八郎	京都市上京區
京都藥學專門學校	大正八	藤井勝也	京都市東山區
大日本武德會武道專門學校	明治四	根岸和一郎	京都市上京區
京都女子高等專門學校	大正九	朝倉曉瑞	京都市東山區今熊野
同志社女子專門學校	明治四	片桐哲	京都市上京區
大阪藥學專門學校	大正六	大槻式	大阪府櫻井谷村
大阪齒科醫學專門學校	大正六	朝比奈藤太郎	大阪府牧野村
聖公會神學院	明治六	落合吉之助	豐島區池袋
東京齒科醫學專門學校	明治四	血脇守之助	神田區三崎町
日本齒科醫學專門學校	明治三	中原市五郎	麴町區富士見町

日本神學校	明治四	村田四郎	淀橋區角管
東京物理學校	大正六	大河內正敏	牛込區神樂町
大東文化學院	大正三	加藤政之助	麴町區富士見町
東京藥學專門學校	大正六	池口慶三	淀橋區柏木
明治藥學專門學校	大正三	高橋三郎	世田谷區野澤
日本女子大學校	明治七	井上秀	小石川高田豐川町
津田英學塾	明治七	星野アイ	東京府北多摩郡小平村
帝國女子專門學校	明治三	平山洋三郎	小石川區大塚町
私立聖心女子學院高等專門學校	大正四	シエルド	芝區白金三光町
東京女子大學	大正七	安井てつ	杉並區上井草町
東京女子醫學專門學校	明治五	吉岡彌生	牛込區市ヶ谷河田町
帝國女子醫學藥學專門學校	大正四	額田晋	大森區大森
東京女子專門學校	大正二	渡邊滋	本郷區湯島六丁目
東洋女子齒科醫學專門學校	大正〇	宇田尙	本郷區元町
日本女子齒科醫學專門學校	大正二	河合峻策	品川區大井水神町
明治大學專門部	明治六	木下友三郎	神田區駿河臺
中央大學專門部	明治六	原嘉道	神田區駿河臺
日本大學專門部	明治七	山岡萬之助	神田區三崎町
法政大學專門部	明治六	小山松吉	麴町區富士見町
國學院大學附屬高等師範部	明治七	服部宇之吉	澁谷區
國學院大學附屬神道部	昭和二	服部宇之吉	澁谷區

專修大學專門部	明治六	阪谷芳郎	神田區今川小路
東洋大學專門部	明治五	藤村作	小石川區原町
日本ルーテル神學專門學校	大正五	ホーレン	中野區鷺宮
拓殖大學專門部	大正七	山内正瞭	小石川區茗荷谷町
立正大學專門部	明治七	關本龍門	品川區
駒澤大學專門部	明治七	大森禪戒	世田谷區
大正大學專門部	大正五	加藤精神	豐島區
上智大學專門部	昭和六	クラウス	麴町區紀尾井町
東京農業大學專門部	明治六	吉川祐輝	澁谷區
明治治學院	明治六	田川大吉郎	芝區白金今里町
青山學院專門部	明治七	阿部義宗	澁谷區綠岡
梅花女子專門學校	大正二	伊庭菊次郎	大阪府豐能郡豐中村
帝國女子藥學專門學校	大正四	野崎仙太郎	大阪府北八下村
關西大學專門部	明治六	仁保龜松	大阪市東淀川區
九州齒科醫學專門學校	大正〇	永松勝海	福岡市今泉
西南學院高等學部	大正〇	水町義夫	福岡市西新町
東北學院	明治七	シユネーダ	仙臺市南町通
關東學院	明治六	千葉勇五郎	橫濱市南太田町
實踐女子專門學校	大正四	下田歌子	澁谷區常磐松
共立女子專門學校	大正四	鳩山春子	神田區一ツ橋通町
高田專門學校	明治七	眞弓慧光	三重縣一身田町
眞宗專門學校	大正〇	一柳知成	名古屋市中區
活水女子專門學校	大正八	アンナ・ロイ	長崎市東山手

關西學院專門部	明治四	エル・ベーツ	兵庫縣武庫郡甲東村
神戸女學院專門部	明治四	テフオレスト	兵庫縣西宮市
東京寫眞專門學校	大正三	結城林藏	澁谷區幡ヶ谷本町
高千穂高等商業學校	明治四	川口鐵彌	杉並區大宮町
大倉高等商業學校	明治三	田中忠夫	赤坂區葵町
松山高等商業學校	大正三	二階堂トクヨ	松山市
日本女子體育專門學校	大正五	菅原春二	世田谷區松原町
日本大學專門學校	大正四	伊賀駒吉郎	大阪府中河内郡布刀村
樟蔭女子專門學校	大正四	前田鼎	大阪府中河内郡布施町
大阪女子高等醫學專門學校	昭和三	泉道雄	京橋區明石町
聖路加女子專門學校	昭和二	大江スミ	麴町區中六番町
千代田女子專門學校	昭和二	戸田正三	麴町區三番町
東京家政專門學校	昭和二	山澤爲次	大阪府三島郡高槻村
大阪高等醫學專門學校	昭和二	山田與市	奈良縣丹波市町
天理外國語學校	昭和二	山田準	名古屋市東區白壁町
金城女子專門學校	昭和二	三田俊次郎	麴町區一番町
二松學舍專門學校	昭和三	高山正雄	盛岡市內丸
岩手醫學專門學校	昭和三	岡田和一郎	久留米市小森野町
九州醫學專門學校	昭和三	森本厚吉	荏原區中延
昭和醫學專門學校	昭和三	大野開藏	本郷區元町
女子經濟專門學校	昭和三		大阪府東區本町
相愛女子專門學校	昭和三		



國士館專門學校	昭和三	水野鍊太郎	世田谷區世田谷
橫濱專門學校	昭和四	林 頼三郎	橫濱市神奈川區六角橋町
和洋女子專門學校	昭和三	堀越千代	麴町區飯田町
相山女子專門學校	昭和四	相山正式	名古屋市東區田代町
女子美術專門學校	昭和四	佐藤達次郎	本郷區菊坂町
大谷女子專門學校	昭和五	佐藤了秀	大阪市住吉區共立通二丁目
安城女子專門學校	昭和五	山崎延吉	愛知縣安城町
東京高等獸醫學校	昭和五	武藤喜一郎	世田谷區下馬町
集鳴高等商業學校	昭和五	遠藤隆吉	豐島區西巢鴨町
日本女子高等商業學校	昭和四	嘉悦孝子	麴町區五番町
同志社高等商業學校	大正二	湯淺八郎	京都府愛宕郡岩倉村
共立女子藥學專門學校	昭和五	長田捷二	芝區芝公園
東京女子藥學專門學校	昭和五	西崎弘太郎	澁谷區幡ヶ谷笹塚
昭和女子藥學專門學校	昭和五	山羽貞夫	目黒區上目黒五丁目
東京藥學專門學校女子部	昭和六	上野金太郎	下谷區上野櫻木町
廣島女子學院專門學校	昭和七	日野原善輔	廣島市上流川町
神戶女子藥學專門學校	昭和七	大藪幸太郎	兵庫縣御影町
武藏野音樂學校	昭和七	福井直秋	板橋區練馬南町
鹿兒島高等商業學校	昭和七	古川邦彦	鹿兒島市長田町

青山學院女子專門部 昭和八 阿部義宗 澁谷區綠岡町

高等師範學校

名	稱	創立	校 長	所 在 地
東京高等師範學校	明治五	森岡 常藏	小石川大塚窪町	
廣島高等師範學校	同 五	塚原政次	廣島市千田町	
東京女子高等師範學校	同 七	吉岡 郷甫	小石川大塚町	
奈良女子高等師範學校	同 三	稻葉 彦六	奈良市北魚屋西町	
所管 名 稱	所 在 地	學 校 長		
宮内省(學)習院	豐島區目白町	荒木寅三郎		
內務省(女子)習院	赤坂區青山	長屋 順一		
農務省(神宮)皇學館	三重縣度會郡濱郷村	平田 貫一		
農務省(水産)講習所	深川區越中島町	杉浦 保吉		
京 城 府 東 崇 洞	京 城 府 東 崇 洞	山 田 三 良		
京 城 府 光 化 門 通	京 城 府 光 化 門 通	鷹 松 龍 種		
京 城 府 蓮 建 洞	京 城 府 蓮 建 洞	佐 藤 剛 藏		
京 城 府 東 崇 洞	京 城 府 東 崇 洞	山 村 銳 吉		
京 畿 道 水 原 郡	京 畿 道 水 原 郡	湯 川 又 夫		
京 城 府 崇 二 洞	京 城 府 崇 二 洞	岩 佐 重 一		

文部省所管外諸學校

朝鮮總督府

大邱醫學專門學校	大邱府東雲町	山根 政治
平壤醫學專門學校	平壤府南町	及川 邦治
普門醫學專門學校	京城府松峴洞	金 性 洙
聯合醫學專門學校	京城府南大門通	吳 兢 善
延門醫學專門學校	京城道高陽郡 延禧面滄川里	元 漢 慶
崇門醫學專門學校	平壤府新陽里	マツキユン
京城商科學專門學校	京城府南大門通	柳 樂 達 見
梨花女子專門學校	京城府貞洞	アハシセルラ
京城藥學專門學校	京城府黃金町六丁目	國 峰 專 吉
中央佛敎專門學校	京城府崇一洞	朴 漢 永

臺灣總督府

臺北醫學專門學校	臺北市富田町	幣 原 坦
臺北醫學專門學校	臺北市東門町	堀 内 次 雄
臺北醫學專門學校	臺北市富田町	青 木 文 一 郎
臺北醫學專門學校	臺北市市幸町	切 田 太 郎
臺北醫學專門學校	臺南市旭町	若 槻 道 隆
臺北醫學專門學校	臺北市古亭町	谷 本 清 心
臺北醫學專門學校	旅順市札幌町	野 田 清 一 郎
臺北醫學專門學校	奉天富士町	留 葉 逸 好
臺北醫學專門學校	大連市伏見町	小 山 朝 佐
臺北醫學專門學校	奉天常磐町	八 木 壽 治
臺北醫學專門學校	上海徐家匯虹橋路	大 内 暢 三
臺北醫學專門學校	北滿洲ハルビン	高 田 富 藏

教科用圖書檢定數

小學	中學	師範	高女	計
校用	校用	校用	校用	
三七	四三一	九三	五八	六〇九
七七	九六六	二〇七	一三三	一、三八三

教育・學術——教育

市町村立小學校教員 月俸平均額 (昭和六年度) 尋常小學校の教授に従事する者

本 科 正 教 員	小 科 正 教 員	本 科 正 教 員	小 科 正 教 員	代 用 教 員
六八、五〇	四八、七七	六二、四七	四二、四七	三三、〇五
五一、三七	四三、四七	四七、六五	四一、〇〇	三三、〇五
五三、一三	四一、〇〇	四四、九六	三九、〇二	三三、〇五
三九、〇二	三四、八六	三七、四九	二五、八五	三三、〇五
三八、七三	二五、八五	三三、〇五		



高等小學校の教授に従事する者  
本科正教員 七〇・八九 五三・七四 六九・七三  
專科正教員 五四・三六 四〇・三七 五〇・二三  
准教員 四一・七九 四〇・一七 四一・六七  
代用教員 四二・二九 三八・一九 四一・二二

小學男生平均體格

Table with columns for age (7-10), height, weight, and chest circumference. Data for years 1916-1926.

列國の初等教育 (昭和六年)

Table comparing primary education across various countries including the UK, US, Germany, France, etc., with columns for children and teachers.

小學女生平均體格

Table with columns for age (7-10), height, weight, and chest circumference. Data for years 1916-1926.

中學生平均體格

Table with columns for age (10-12), height, weight, and chest circumference. Data for years 1916-1926.

高等女學校生徒平均身長體重胸圍 (昭和六年度)

Table with columns for age (10-12), height, weight, and chest circumference. Data for years 1916-1926.

京大に神道講堂開設 四月の新學期より實施さる。  
△神道講座 内務省神社局考證官宮地直一博士(神祇史)東京帝國大學講師原田敏明氏(古代宗教)柳田國男氏(民間の信仰)京都下御靈神社々司出雲路通次郎(有職故實)

學術

帝國學士院 (東京上野公園)

明治十二年に創設せられ、當時東京學士會院と稱した。同三十九年帝國學士院と改稱し、萬國學士院聯合會に加入した。大正十四年貴族院令改正に伴ひ會員中より四名の貴族院議員を互選することとなり、又會員の定員六十名を百名に増加した。左に學術獎勵金寄附者、現在會員及び當初以來の受賞者を掲ぐ。

△學術獎勵金

Table listing academic awards with columns for amount, year, and recipient name.

Table listing academic awards with columns for amount, year, and recipient name.



米貨二千五百弗(大正十) チャールス・  
 三十四萬圓(大正十四年) メンデンホール  
 一萬四千七百二十圓餘(大正十五) 同  
 五千圓(大正十五年二月) 岡野 節  
 三十二圓餘(大正十五年三月) 同  
 五千圓(大正十五年九月) 小津清左衛門  
 一萬圓(昭和二年十月) 中澤 一  
 二萬九千圓(昭和三年七月) 古橋篤刊行會  
 七百二十五圓(昭和四年五月) 同  
 五千圓(昭和六年六月及七月) 三井信託株式會社  
 七千五百圓(昭和七年四月) 同  
 三十萬圓(昭和七年四月) 鈴木三郎助  
 十五萬圓(昭和八年六月) 鹿島 晃久

△受賞者

明治四十四年 地軸變動の研究特にZ項の發見(恩賜賞)  
 理博 木村 榮  
 明治四十五年 佛文日清戰役國際法論及佛文日露戰役國際法論(恩賜賞) 法博、文博 有賀長雄  
 日本醫學史(恩賜賞) 富士川 游  
 公孫樹の精蟲の發見(恩賜賞) 平瀬作五郎

蘇鐵の精蟲の發見(恩賜賞) 理博 池野成一郎  
 アドナリンの發見(學士院賞) 工博、藥博 高峰 讀吉  
 大正二年 續日本後紀纂話(恩賜賞) 村岡良弼  
 腦神經起首の研究(恩賜賞) 醫博 上坂 熊勝  
 外部寄生性吸蟲類の研究(恩賜賞) 理博 五島清太郎  
 軍艦の設計特に巡洋艦の設計(學士院賞) 近藤 基樹  
 左氏會箋(學士院賞) 竹添進一郎  
 大正三年 哺乳動物の心臟に於ける刺戟傳導筋系の研究(恩賜賞) 醫博 田原 淳  
 岩石の力學的研究(學士院賞) 理博 日下部四郎太  
 大正四年 微毒病原「スピロヘータ・パリータ」に関する研究(恩賜賞) 醫博、理博 野口英世  
 蠶の遺傳の研究(恩賜賞) 農博 外山龜太郎  
 雲養集(學士院賞) 子爵 金 允 植  
 大正五年

假名に関する研究(恩賜賞) 大 矢 遼  
 周公と其時代(恩賜賞) 文博 林 泰 輔  
 黃疸出血性「スピロヘータ」病に関する研究(恩賜賞) 醫博 稻田 龍吉  
 無線電信電話に使用する電氣振動間隙に関する研究(學士院賞) 理博 鳥 湯 右一  
 鐵に関する研究(學士院賞) 理博 本多光太郎  
 大正六年 「日本歌學史」及「和歌史の研究」(恩賜賞) 文博 佐佐木信綱  
 「ラウエ」映畫の實驗方法及其説明に関する研究(恩賜賞) 理博 寺田 寅彦  
 漆の主成分に関する研究(學士院賞) 理博 眞島利行  
 「スピネル」の原子配置並に歪を受けたる物體の「レントシエン」線検査に関する研究(學士院賞) 理博 西川 正治  
 大正七年 宸記集及皇室御撰題(恩賜賞) 和田 英 松  
 印度六派哲學(恩賜賞) 木村 泰 賢

植物界に於ける「フラウオン」體の研究(恩賜賞) 理博 柴田 桂太  
 日本住血吸蟲病の研究(學士院賞) 醫博、理博 桂田富士郎  
 日本經濟叢書(桂公記念賞) 法博 瀧本 誠一  
 大正八年 相對性原理萬有引力論及量子論の研究(恩賜賞) 理博 石原 純  
 漢字の研究(古橋篤)(學士院賞) 高田 忠 周  
 痛の研究(學士院賞) 醫博 山極勝三郎  
 獸醫博 市川 厚一  
 滿術青銅其他の銅合金及鑄鐵の鑄造に関する研究(學士院賞) 石川 登喜治  
 大正九年 法制史之研究(恩賜賞) 文博 三浦 周行  
 油脂の研究(同上) 工博 辻本 滿丸  
 密教發達誌(學士院賞) 大村 西 崖  
 香の異常傳播の研究(同上) 理博 藤原 咲平  
 臺灣植物の研究(桂賞) 理博 早田 文藏  
 大正十年 日本佛教史の研究(恩賜賞) 文博 辻 善之助

腦の解剖的研究(同上) 醫博 布施現之助  
 クモヒトテの研究(學士院賞) 理博 松本彦七郎  
 日本刀の研究(同上) 儀 國 一  
 河豚の毒素の研究(桂賞) 藥博 田原 良純  
 大正十一年 スタルク效果に関する研究(恩賜賞) 理博 高嶺 俊夫  
 理博 吉田 卯三郎  
 生體染色法の研究(學士院賞) 醫博 清野 謙次  
 傳動軸振れ計の研究(同上) 工博 末廣 恭二  
 大正十二年 近世日本國民史(恩賜賞) 德富猪一郎  
 本朝文粹註釋(同上) 柿村 重松  
 漢藥成分の化學研究(同上) 朝比奈泰彦  
 放射線に関する研究(同上) 木下 季 吉  
 長慶天皇御即位の研究(恩賜賞) 文博 八代 國治  
 蛋白質及之を構成するアミノ酸の細菌に因る分解とアミノ酸の合成に関する研究(同上) 醫博 佐々木 隆興  
 貨幣と價值並經濟法則の論理的性質(學士

院賞) 法博 左右田喜一郎  
 類脂肪體の研究(同上) 醫博 川村 隣也  
 副榮養素の研究(同上) 農博 鈴木梅太郎  
 大正十四年 三階教の研究(恩賜賞) 文博 矢吹慶輝  
 構造物の振動殊に其の耐振性の研究(同上) 物部 長 穂  
 白鼠に関する研究(學士院賞) 畑井新喜司  
 氣體の磁氣係数の測定(大毎東日東宮御成婚記念賞) 會 根 武  
 大正十五年 日本紋章學(恩賜賞) 沼田 頼 輔  
 中國地方の古生層並に中生層の層位學上の研究(同上) 理博 小澤 儀 明  
 メシア思想を中心としたるイスラエル宗教文化史(學士院賞) 文博 石橋 智信  
 宋末の提舉市舶西域人蒲壽庚の事蹟(同上) 文博 桑原 隲藏  
 元良式船舶動搖制止裝置の研究(同上) 工博 元良信太郎  
 オキシダーゼの組織學的研究(同上) 醫博 勝沼 精藏  
 水銀避雷器の研究(同上) 工博 密田良太郎  
 熱秤分析法の研究(大毎東日東宮御成婚記



念賞

工博 齋藤平吉  
グイタミンB缺乏症に付ての實驗的研究  
(同上) 醫博 鳥齒順次郎  
醫博 緒方知三郎  
數種の日本産植物に關する生物化學的研究  
(同上) 理博 小松 茂

昭和二年

唐宋時代に於ける金銀の研究(恩賜賞)

文博 加藤 繁  
金屬醋鹽の分光化學的研究(同上)

理博 柴田雄次  
神經に於ける不減衰傳導に關する研究(學  
士院賞)

醫博 加藤元一  
本邦産石油の成分並に應用に關する研究  
(同上)

工博 田中芳雄  
朝鮮植物の研究(桂公記念賞)

理博 中井猛之進  
特殊鋼の物理冶金學的研究(大毎東日東宮  
御成婚記念賞)

理博 村上武次郎  
梅毒の起源に就ての研究(同上)

醫博 土肥慶藏

租稅研究(恩賜賞) 法博 神戸正雄  
聯立積分方程式及び之に關聯せる函數論的  
研究(同上)

理博 掛谷宗一  
日本歌謠史(學士院賞) 文博 高野辰之

昭和三年

農學博士 武居三吉  
日本漆器の研究(同上) 澤口悟一

日本學術振興會(省内)

長き邊りより學術振興の思召を以て御下賜  
あらせられたる金百五十萬圓を基金として  
昭和七年十二月設立せられ、會長に齋藤首  
相、理事長に櫻井帝國學士院長就任、翌八  
年五月二十二日秩父宮殿下を總裁に奉戴し  
た。昭和九年度前期の學術研究に對する援  
助補助は申請三百八十三件の中二百二十一  
件を採擇し二十三萬七千五百二十九圓を援  
助補助することに四月十八日の理事會で決  
定した。その主なるものは左の如くであ  
る。

宇宙線の研究 岡田武松博士外三氏  
蠶糸統制に關する調査 本位田祥男教授  
米穀利用法の研究 池田菊苗氏外三氏  
人造絹糸の研究 河田嗣郎博士  
非常時財政の研究 土方成美博士

有栖川宮記念學術  
獎勵資金

高松宮殿下には大正十五年有栖川宮家の御

昭和六年  
地震波の生成傳播其の他に關する理論的研  
究(恩賜賞) 工學博士 妹澤克惟  
著書印度哲學研究全六卷(學士院賞)  
文學博士 宇井伯壽  
強磁性原素及其の合金の物理冶金學的研究  
(學士院賞) 理學博士 増本 量  
著書日本に於ける膽石症(學士院賞)  
醫學博士 三宅 速

昭和七年  
アイヌ叙事詩ユーカラの研究(恩賜賞)  
金田一京助  
深處に發生せる地震に關する研究(同上)  
理博 和達清夫  
本邦乳兒に於て屢々見らるる腦膜炎様病症  
の原因に就ての研究(學士院賞)  
醫博 平井毓太郎  
メダカ體色遺傳の研究(同上) 會 田龍雄  
重力偏差及岩石磁性に關する地球物理學的  
研究(大毎東日東宮御成婚記念賞)  
理博 松山基範

超短波長電波の研究(同上)  
工博 宇田新太郎  
電子の廻折に關する研究(メンデンホール  
記念賞) 菊池正士

昭和八年

赤星鐵馬氏の寄附金百萬圓を以て成立し、  
大正七年八月財團法人設立の認可あり、研  
究、調査、著作、發明及び發見を助成獎勵  
すること、必要なる講演、出版をなすこと  
等を目的とす。

昭和八年度研究補助  
補助額 氏名  
一、七〇〇 清水 正健  
二、四〇〇 笹川 種郎  
三、〇〇〇 奥田 謙  
中田覺五郎

本邦最古の心理學者鎌田鵬の研究  
二、〇〇〇 渡邊 徹

光弾性の研究(恩賜賞) 工學博士 辻 二郎  
脂肪酸及之を含有する生物體成分の研究  
(同上) 農學博士 鈴木文助  
地動計測に關する研究(學士院賞)  
理學博士 石本巳四雄  
蘆狀菌類の生活史に關する研究(大毎東日  
東宮御成婚記念賞)

理學博士 草野俊助  
小口氏病の研究(同上) 醫博 小口忠太  
トリプトファンの中間代謝に就ての研究  
(同上) 醫學博士 古武彌四郎  
生薑の辛味成分の研究(同上)

理學博士 野村 博

昭和九年

唐令拾遺(恩賜賞) 仁井田 陞  
火成岩の成因に關する研究(同上)

理學博士 坪井誠太郎  
耐火物に關する研究(學士院賞)

田所芳秋  
細胞の銀反應の研究(同上)

醫學博士 今 裕  
湖海の水盆の振動及び海流に關する海洋物  
理學的研究(東宮御成婚記念賞)

理學博士 日高孝次  
アリス根の有効成分ロテノソンの化學的

教育・學術——學術

三二〇

三二一



「日本に於ける生理解剖學計數値」の出版  
 一、五〇〇 林 香苗  
 低温度に於ける金屬殊に輕金屬の機械的性質の研究  
 三、〇〇〇 高橋 清  
 北海道舊屯田兵村の調査研究  
 三、六〇〇 牧野 信之  
 鳥類寫生圖譜の出版  
 四、〇〇〇 小原 勝爾  
 保護兒童並に少年の心理學的研究  
 二、〇〇〇 土岡 泉  
 二、〇〇〇 菊池 俊詩  
 一、五〇〇 立花 俊道  
 釋迦傳の研究  
 辨中邊論註釋の梵本の出版並に其の和譯及研究註釋の發表  
 二、五〇〇 山口 益  
 浮世繪書六卷の英譯出版九、〇〇〇 野口米次郎  
 支那租稅制度の研究 二、〇〇〇 吉田 虎雄

ニツケルを含まざる電熱線用新合金の研究  
 二、〇〇〇 三島 徳七  
 滿漢日對譯辭典の出版 一、五〇〇 中目 覺  
 繪巻物研究の出版 六〇〇 戸田 謙二  
 レイ氏著アンコンカード・アビシニアの反譯出版 五〇〇 田鍋安之助  
 昭和九年度補助金  
 日本各地の霧の光透過に對する研究 二、〇〇〇 東大助教 拔山 大三  
 有機分子化合物の研究 二、五〇〇 東大理學部 理學博士 朝比奈貞一  
 日本解剖學文獻集の編纂出版 二、五〇〇 岡島 敬治  
 百圓 慶大教授 醫學博士 西 成市  
 東大教授 醫學博士 小林 胖生  
 丙午迷信の研究 一、五〇〇

### 國際文化振興會

我國並に東方文化の真相を海外に紹介理解せしめ且つ自國文化の顯揚に努力せんとする趣旨をもつて四月十八日發會式を舉げられたもので、施設事業としては著述翻譯及び出版、講座の設置、講師の交換、文化資料の寄贈交換、知名外人の招請、學生の派遣及び交換、映畫製作、外人の文化研究に對する便宜供與等である。一般よりの基金應募は已に五十萬圓を超え、外務省よりは九年度に二十萬圓の補助がある。本部を丸ノ内仲七號館に置き近衛公を會長に、樺山伯を理事長として對外文化工作の民間團體として有力視さるべきものである。

### ノーベル賞

ノーベル賞金は一八九六年十二月十日に死去したスエーデンの化學者にしてダイナマイトの發明者であるアルフレッド・ピー・ノーベル氏の遺産百七十萬ボンドを基金とし、これより生ずる利子を以て毎年(一)物理學、(二)化學、(三)生理學又は醫學、(四)理想主義的文學、(五)平和の原因の五方面に於て偉大なる貢獻をなした人々に授與されるもので、その金額は各七千五百ボンドである。この基本金はスエーデン國王の任命した總裁と五人の役員とによつて管理されてゐる。而して理學賞及化學賞はスエーデン理學院、醫學賞はストックホルム醫學院、文學賞はスエーデン文學院、平和賞はノーベルエーの議會が選ぶ五人の委員これを決定する。今日までの受賞者は左の如くである。

- 年次 理學賞 化學賞 醫學賞 文學賞 平和賞
- 一九〇一年 レントゲン(獨) パン・ホッフ(蘭) フォン・ペーリシング(獨) サリー・アルドローメ(獨) ツナント(瑞典) [バシ(佛)]

- 一九〇二年 [ロレンツ(蘭)] [ジーマン(蘭)]  
 一九〇三年 [ベツケレル(佛)] [キユリー夫妻(佛)]  
 一九〇四年 [レイレイ(英)]  
 一九〇五年 [レナルト(獨)]  
 一九〇六年 [トムソン(英)]  
 一九〇七年 [マイケルソン(米)]  
 一九〇八年 [リツプマン(佛)]  
 一九〇九年 [マルコニ(伊)] [アラウン(獨)]  
 一九一〇年 [フアン・デル・ワールス(蘭)] [ワラツハ(獨)]  
 一九一一年 [ウイーン(獨)]  
 一九一二年 [ダーレン(瑞典)]  
 一九一三年 [オンネス(蘭)]  
 一九一四年 [ホン・ラウエ(獨)]  
 一九一五年 [アラツグ父子(英)]  
 一九一六年 [パークラ(英)]  
 一九一七年 [ブランク(獨)]  
 一九一八年 [シユタルク(獨)]  
 一九一九年 [ギラウム(瑞典)]  
 一九二〇年 [アインスタイン(獨)]  
 一九二一年 [ソザ(英)]
- ロツス(英)  
 ファインセン(丁)  
 ボーロー(露)  
 コツホ(獨)  
 ゴルジ(伊)  
 カハール(西)  
 プブラン(佛)  
 エールリツヒ(獨)  
 メチニコフ(露)  
 コヘル(瑞典)  
 コツセル(獨)  
 マリー・キユリー(佛)  
 グルストランド(瑞典)  
 カレル(米)  
 リシエー(佛)  
 パラニー(獨)  
 ウイルスタツテル(獨)  
 ハーベル(獨)  
 ボーデー(白)  
 クロフ(丁)
- モンセン(獨)  
 ビヨルンソン(諸)  
 ミストラル(佛)  
 エチエガレー(西)  
 シエンキエキツチ(波)  
 カルツツチ(伊)  
 キツプリング(英)  
 オイケン(獨)  
 ラーゲルレフ(瑞典)  
 ハイセ(獨)  
 メーテルリシグ(白)  
 ハウプトマン(獨)  
 タゴール(印)  
 ロマン・ローラン(佛)  
 ハイデンスタム(瑞典)  
 ギエレルツプ(丁)  
 ホントビダ(丁)  
 スピツテレル(瑞典)  
 ハムズン(諸)  
 アナトール・フランス(佛)
- [ザユコマン(瑞典)]  
 [ゴバー(瑞典)]  
 クリーマー(英)  
 國際法協會  
 ホン・スットネル夫人(獨)  
 ルーズヴェルト(米)  
 モネタ(伊)  
 ルノール(佛)  
 アイノルドソン(瑞典)  
 ベーヤー(丁)  
 バールナルト(白)  
 バロン・ド・コンスタン(佛)  
 アツサー(蘭)  
 フリード(獨)  
 ルート(米)  
 ラ・ホンテーン(白)  
 セネバ萬國赤十字社  
 ウッドロー・ウイルソン(米)  
 レオン・アルジョア(佛)  
 アランチング(瑞典)  
 ランダ(諸)



一九二二年	ポール(丁)	アストン(英)	ヒル(英)	ベナベンテ(西)	ナンセン(諾)
一九二三年	ミリカン(米)	ブレゲル(塊)	マイエルホッフ(獨)	イーツ(英)	
一九二四年	シーグバイン(瑞典)		パンチンガ(加奈陀)	レイモント(波)	
一九二五年	フランク(獨)	シグモンサー(獨)	マツクラウド(加奈陀)	シヨ(英)	
一九二六年	ヘルツ(獨)	スグエツトベルヒ	アイントーフエン(蘭)	テレッダ(伊)	
一九二七年	ベラン(佛)	ウイラント(獨)	ファイビガー(丁)	ベルグソン(佛)	アリアン(佛)
一九二八年	コンプトン(米)	ウインダウス(獨)	ジョーレツグ(塊)	ウインドセツト(諾)	ストレーセマン(獨)
一九二九年	リチャードソン(英)	ウインダウス(獨)	ニコレ(佛)	トマス・マン(獨)	ドーズ(米)
一九三〇年	プログリー(佛)	ハーカン(英)	ホツプキンス(英)	イスクレーア・ル	チエインバレン(英)
一九三一年	ラマン(印)	ケルビン(瑞典)	アイクマン(蘭)	カールフェルト(瑞典)	クイテ(獨)
一九三二年	ハイゼンベルグ(獨)	フイツシャー(獨)	ランドスタイナー(米)	ゴールズワリジ(英)	ピエイトン(佛)
一九三三年	シュレディンガー(塊)	ボツシユ(獨)	ワルブルグ(獨)	プーニン(露)	クロツグ(米)
	アイラツク(英)	ベルギウス(獨)	アドリアン(英)		セーデルプロム(瑞典)
		ラングミューア(米)	モルガン(米)		バトラ(米)
					アダムズ(米)

史蹟名勝天然紀念物

(昭和六年度末)  
指定件數  
二一四

名勝及史蹟	五
名勝及天然紀念物	九
天然紀念物	一八
植物及動物	四
地質物及動物	三
地質物	三
紀念物	二
總計	七六

博士數	(昭和九年四月)	六、五五五
醫學博士		五〇九
理學博士		四三二
農學博士		四〇
文藝學博士		二二
法學博士		二二
經濟學博士		二二
醫學博士		二二
農學博士		二二
文藝學博士		二二
法學博士		二二
經濟學博士		二二

日本醫學大會 第九回日本醫學大會は四月一日東京において開かれ五日をもつて終了したが、第十回大會は昭和十三年京都において開催、會頭京大名譽教授森島庫太醫學博士、副會頭京大醫學部長戸田正三醫學博士と決定した。

出版

全國新聞紙數 (警保局調)

種別	昭和六	同七	同八
總數	二〇、六六六	二一、二八八	二一、八六〇
有保	一、〇八三	一、二三四	一、一七九
證金	四七六	四六三	四六一
無保	一、五八三	一、〇二四	一、〇〇九
證金	四七六	四七四	四六三
無保	一、一〇七	六、三〇一	六、六七九
證金	三、九三三	四、三七〇	四、二六一
無保	二四七	三三〇	三二〇
證金	三、六八六	四、〇四〇	四、〇四〇
無保	四、八二七	五、一八二	五、一八二

出版物納本數 (昭和八年)

總數	二五、八九五
普通出版物	二四、〇二五

教育・學術——出版

出版圖書類別 (警保局調)

種別	昭和六	同七	同八
政治	五八	六四一	五八一
法律	五八〇	五七四	六九九
經濟	九二四	一、〇三六	一、二二八
社會	二二四	二二七	一、〇〇〇
軍事	七三	二一七	九〇〇
醫學	七三三	六九五	七七一
地誌	七六九	七四一	七〇八
地理	八四	三九	四七
紀行	八〇	四三	七三
交通	一一〇	八〇	八七
數學	四三三	四六一	四五八
工業	四七三	三八四	四三三
歷史	五七四	三七三	三八七
文學	三〇九	四二二	四三三
傳記	三二五	二八四	三〇二
哲學	五六五	五八八	五六四
宗教	二五二	一九〇	三三六
總計	一、一五三	九三三	一、〇四五

體裁別出版物數 (昭和八年)

總計	三三、一〇〇	三三、〇二五	二四、〇二五
單行本	一六、四七三	一六、四七三	一六、四七三
リフレット、パンフレット	一、六六三	一、六六三	一、六六三
寫真玩具類、地圖、樂譜、圖畫	一、六六三	一、六六三	一、六六三
合計	三三、一〇〇	三三、〇二五	二四、〇二五
教育	二、四八二	二、三三四	二、七三三
文藝	二、二九九	二、二一一	一、九四八
美術	二、三三九	二、二七一	二、六五三
技術	八七	七二	八四四
音樂	一、一六九	一、〇〇九	九一五
語言	七六〇	八三三	八六二
辭書	一三七	一三八	一五二
叢書	二四	二六	一八
評論	七八五	六七三	一、一三〇
家庭	五八三	四六二	四五一
樂器	二、五二〇	二、五四七	三、〇二七
雜誌	三、一〇〇	三、一〇四	二四、〇二五

發賣禁止出版物

昭和四	同五	同六	同七
計	一、一七九	一、九三三	二、五八三
安	五六五	一、六六七	二、三三三
總	一、一七九	一、九三三	二、五八三
安	五六五	一、六六七	二、三三三
總	一、一七九	一、九三三	二、五八三







# 社

# 會

## 労働問題

### 昭和九年の労働界

#### 労働組合運動の概況

昭和八年後半から昭和九年上半年に亘る我が國の労働組合運動を概観すると、滿洲事變以來の社會状況の變化に伴ふ轉換期の著しい形跡を見ることが出来る。日本労働組合會議の一派はモットーとして掲げた『健全なる労働組合主義』實踐の第一歩に移り、何れも組織の整備強化にとめると共に、團體協約、共済、保険等の經濟團體の本分たる建設事業につとめた。一方經濟界の活動に呼應して、産業及び労働統制の積極的活動を開始し、九州、大阪、埼玉等全國的に勞資懇談が行はれたことは最も注目すべき現象である。

また組合戦線の統一運動としては、全労働組合會と關西總聯盟の合同成立の外、

日本労働同盟の合同促進があり、これらの状況に刺戟されて、守勢の立場にある合法左翼派でも日本労働組合總評議會、全勞全國統一會議を中心とする戦線統一強化の運動が積極的に行はれるに至り、一方自聯、自協の合同がなり、黒色戦線も統一された。又國家社會陣營は、轉換期の當然なる傾向として、著しい動搖を見たが、中にも、國家社會黨支持組合を以て組織された日本労働同盟は、階級闘争是非に關する指導精神から國家社會主義派と、日本主義派に分れ、今村等氏等の日本主義派は同盟を脱退、日本産業軍を組織した。『労働運動の基調を國家信念の上に置き、産業立國を第一義とする』の聲明のもとに團結した日本産業労働俱樂部は結成後日本産業労働協進組合（八幡市日本製鐵會社従業員によつて組織さる）外數組合の参加を見、更に八年末には横濱船渠會社の工信會も参加を決定し、東京横濱を中心次第に勢力の擴大を示してゐるやうである。

かくて労働組合戦線は従来の右翼、中間、

左翼の戦線の中に、絶えず右への移行を示し乍ら、變化と動搖と組織の再編成が行はれた。

#### 組合の組織状況

労働組合の組織状況を見ると、昭和八年末に於ける組合數は内務省社會局の調査によると、組合數九四二、組合員數三八四、六一三人（内女二一、五二三人）で同期に於ける労働者總數五、二二六、七一一人（内女一、五三三、八二〇人）に對する組織比率は七・五％である。これを七年末に比すれば組合數に於て一〇、員數に於て六九八八人の増加を示してゐる。

又職業、産業別にすると、職業別「一四九組合二三、〇九八人」産業別「四六六組合三一〇、〇四七人」一般別「三二七組合四二、四六六人」で職業別及び一般別労働者組合の員數が少い。

單一聯合別に見ると、單一組合五〇二、組合員二一一、八八三人、聯合組合七〇、聯合加盟組合三七〇、組合員數一七二、七三〇人であるが、七年末に較べ、聯合組合加盟組合員數が單一組合員數より少くなつてゐるが、これは日本港灣従業員組合聯盟日本製鐵労働組合聯合會及び官業労働總同盟加盟労働同志會が單一組合に組織換へし

たためと見られてゐる。

#### 組合運動の方向

組合運動の傾向としては、戦前第一主義の揚棄と、現實主義への促進が最も注意を惹き、例へば、總同盟にしても、全勞にしても従来の示威運動的な大會の代りに、實質的な大會によつて、組合内部の建設的な方向を示してゐることである。この現實主義の具體的な現はれとして、労働協約と、労働立法制定運動が熱心に行はれた。労働協約は従来主として右翼組合に主張され、中間乃至左翼組合は争議中心の方針を採り、労働協約は排斥されてゐた傾きがあるが、近時全國労働組合同盟も積極的な活用方針を採り、又東交、市從、東電等の左翼組合が協約締結の方針をもつて進むことになつた。昭和八年中新たに労働協約を締結したのは約二十件で、日本労働總同盟と關東電球硝子同業組合の東京バルブ會（同業組合）が九年二月協約を締結した。又組合の組織擴大方針として、總同盟及び全勞が何れも大企業工場への進出を畫してゐること、共に注目に價する。

#### 労働争議

最近數年間不況に喘いでゐた我が産業界も昭和七年後半期頃から、インフレイシ

ョン政策の遂行、對外爲替安の影響、或は軍需品工業を中心とする各種工業の勃興等稍活氣を呈し、昭和五、六年頃一時減少の途を辿つてゐた労働者も五百萬を突破して最高レコードを示し、失業問題は幾分緩和されたが、その反面に於て労働者の待遇改善要求を煽つた。すなはち、軍事インフレーションに伴つて、労働時間は延長され、労働過重の傾向を示し、又單價の低下等により定額、實收賃銀等は必ずしも之に伴はず、労働時間の短縮や労働賃銀の増額或は賃銀算定方法の變更等の問題が相當喧しく労働組合によつて叫ばれ、これ等が争議の主要原因をなしてゐるが、争議數は經濟界並に社會状況の影響と、労働組合の穩健化によつて、前年來の下向線を辿り、本年度も減少を示してゐる。

すなはち、争議總件數は一、八七九件（参加人員一一六、七三三人）で前年に較べ件數に於て三二〇件、人員に於て、六五八〇人の減少を示してゐる。また同盟罷息業工場閉鎖を伴つた争議は六一〇件（参加人員四九、四二三人）で前年に較べ二八七件、五、三六〇人を減少してゐる。

次に主要事項を摘記する。

△産業および労働統制運動 日本労働總同盟は産業及び労働統制に關する建議を十一月五日の中央委員會で決定、同十七日以來一週間に亘り松岡會長、西尾總主事が關係各省大臣を歴訪陳情した。同時に組合會議へ對して提議、組合會議もこれを認め、十二月九日内閣總理大臣以下關係當局その他に『建議』を提出すると共に、十二月十六日東京會館に學者、政治家、官吏、實業家其他各方面の識者を招待し、同運動の趣旨の徹底と、輿論の喚起につとめた。決議要綱は

『産業労働省を新設し關係行政事務の統一を計り、更に労働企業兩代表者を主とする諮問委員會を設け産業及び労働の統制に基調を置く舉國的協力を實現すべし』と云ふのであり、その具體案としては、重要産業及び大産業の國家管理又は國營、一般中小産業の業別事業主の組合を國家が監督指導、労働組合法、團體協約法の制定、労働争議調停法の制定、産業協力委員會の設置等を列挙して居り、右翼労働組合の一進路として注目された。

△第十五回メーデー全國狀勢 第十五回メーデーは本年も一齊に行はれたが本年屋外示威運動の行はれたのは東京市（二ヶ所）



外三四箇所で参加人員約二一、六〇〇人であつた。参加人員に於て前年に比し三、八九〇人の減少を見てゐる。又本年特殊なものとせば、埼玉縣川口市に於て日本労働同盟等が五月六日の第一日曜にメーデーを開催し、又メーデー示威行進を排して災害防止週間を行つたところもあつた。

國際労働代表 (第十八回會議)

六月四日より瑞西國壽府に於て開催せられた第十八回國際労働總會参列者は左の人々で、使用者側顧問宮島綱男氏は決定後顧問を辭したので小松隆氏が代つたものである。

Table listing international labor representatives with columns for role (e.g., 代表委員, 顧問), organization (e.g., 帝國労働機關, 社會局), and name (e.g., 吉阪俊藏, 北岡壽逸).

る傾向も影響して居り、又日本労働組合總聯合會東京聯合會が日本労働祭に参加して、本メーデーから脱したことや、東京市従業員組合が分裂メーデーに反対して参加しなかつたことにも原因してゐる。なほ日本労働組合會議派メーデーは示威行程芝公園一上野で参加人員三、七二〇(女三二〇)人で關東組合會議派メーデーは、行程芝浦埋立地一上野公園で参加人員一、八三〇(女一八〇)人であつた。

來のメーデーに反対し、新たに日本労働祭を提唱し、四月三日神武天皇祭の當日行つた。参加組合は日本産業労働俱樂部(同加盟組合)日本労働組合總聯合會東京聯合會日本産業軍、日本通信従業員組合等の十八組合で参加人員三、二五〇(女三四)人で、深川公園、靖國神社間を示威行進した。又大阪に於ては、愛國勤勞祭を昨年の例に倣ひ、四月二十九日日本労働同盟及び日本生産黨系二、三組合によつて舉行した。示威行程は中之島公園より天王寺公園までで参加人員は一、二〇〇人位であつた。

隨員

Table listing labor representatives with columns for role (e.g., 代表委員, 顧問), organization (e.g., 淺野セメント株式會社), and name (e.g., 淺野良三, 小松隆).

隨員 淺野セメント株式會社労働課長

代表委員 全同盟労働主事組

隨員 同 顧問

海員協會庶務部長 鈴木倉吉  
東電從業員組合 岩永榮一  
執行委員長 鈴木悦二郎  
全國労働組合同盟 關西事務局局長

第十八回國際労働總會議題

- 一、労働時間短縮ニ關スル件(最終討議)
二、失業保險及各種失業者扶助方法ニ關スル件(最終討議)
三、自動式板硝子製造業ニ於ケル休息及交替方法ニ關スル件(最終討議)
四、一國ヨリ他國へ移住スル労働者ノ爲癡疾、老齡及寡婦孤兒保險ニ依リ既ニ取得セル權利及取得ノ中途ニアル權利ヲ保全スルコトニ關スル件(第一回討議)
五、労働者職業病補償ニ關スル條約ノ一部改正ニ關スル件(二回討議制ニ依ルカ又ハ一回討議制ニ依ルカハ第十八回總會ニ於テ決定)

砒素及其ノ化合物ノ中毒並ニ其ノ續發症 「ベンゼン」其ノ同種體並ニ其ノ「アミド」及「ニトロ」誘導體ノ中毒並ニ其ノ續發症 脂肪列ノ炭化水素及其ノ鹽化物ノ中毒並ニ其ノ續發症 左ノモノニ基因スル病變 (イ)「ラヂウム」及其ノ他ノ放射性物體 (ロ)「エツキス」線 上皮腫 (ロ) 條約第三條乃至第十條ニ代フルニ一九二九年ノ總會ニ依リ承認セラレタル新標準條項ヲ以テスルコト 六、一切ノ種類ノ鑛山ニ於ケル婦人ノ地下労働ニ關スル件(第一回討議) 七、夜間ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約ノ一部改正ニ關スル件(一回討議制ニ依ル) 尙理事會ノ提案セル討議點左ノ如シ

労働者總數及組織 (各年末)



社會——勞働問題

Table showing labor statistics for various prefectures (府縣別) from 1917 to 1921. Columns include year (年次), total laborers (勞働者總數), organized laborers (組織者總數), and the ratio of organized laborers to total laborers (組織者對總數之比%).

勞働組合及組合員 (昭和八年末)

Table showing labor unions and members by prefecture (府縣別) as of the end of 1921. Columns include prefecture name (府縣別), number of unions (組合數), and number of members (組合員數).

三二二

農業組合統計 (昭和八年)

Table showing agricultural unions by prefecture (府縣別) in 1921. Columns include prefecture name (府縣別), number of unions (組合員數), and number of members (組合數).

工場鑛山等勞働者數 (昭和八年十二月末現在社會局調)

Large table showing labor statistics for various prefectures (道府縣別) in 1921. It is divided into four categories: 1. Factory and Mine Workers (工場鑛山等勞働者), 2. Transportation and Communication Workers (運輸交通通信勞働者), 3. Daily Laborers (日傭勞働者), and 4. Others (その他). Each category lists prefectures and provides counts for men (男), women (女), and totals (計).

社會——勞働問題











Table showing labor statistics for 1937 (昭和七年) by month, including job openings (求職者) and employed persons (就職者) for men and women.

Table showing labor introduction results (日傭労働紹介成績) for 1937 (昭和七年) by month, including job openings (求職者) and introduced persons (紹介者).

Table showing ship crew introduction results (船員職業紹介成績) for 1937 (昭和七年), including job openings (求職者) and introduced persons (紹介者) for various crew members.

全國失業狀況推定概要 (社會局調)

Table summarizing the estimated national unemployment situation, categorized by living conditions (給料生活者) and other laborers (其他勞働者).

失業率 (註)

Table showing unemployment rates (失業率) for various categories, with a note (註) explaining the data source and methodology.

失業率累年表

Table showing the unemployment rate (失業率) from 1935 (昭和五年) to 1937 (昭和七年) by month, categorized by living conditions (給料生活) and other laborers (其他).

職工平均賃銀手當賞與額 (昭和七年)

社會——社會事業

Table showing average wages, bonuses, and allowances (平均賃銀手當賞與額) for various industries (業務別) in 1937 (昭和七年).

鑛夫平均賃銀手當賞與額 (昭和七年)

Table showing average wages, bonuses, and allowances (平均賃銀手當賞與額) for miners (鑛夫) in 1937 (昭和七年).

我國のメーター

Text describing the 'meter' (メーター) used for measuring labor statistics, including a note about the data source and methodology.



社會——勞動問題

同十一年	六	八、〇〇〇	
同十二年	二二	一〇、七〇〇	
同十三年	一三	一五、五二六	
同十四年	二二	二五、六二九	
昭和元年	四五	四二、三〇〇	
同二年	四八	四二、一〇〇	
同三年	六	四二、一〇〇	
同四年	三	三三、〇〇〇	
同五年	五	三三、〇〇〇	
同六年	五	三七、五〇〇	
同七年	七〇	三九、〇〇〇	
同八年	七	四一、〇〇〇	
同九年	五	三五、四〇〇	
同十年	五	二一、六〇〇	(一、八〇〇)

列國の組合労働者

(單位千人)

帝國(内地)	昭和三	同五	同六
蘇聯	三〇九	三五四	三六九
獨逸	二、〇〇〇	一三、四八九	一六、五〇四
英吉利	八、六九五	八、三七〇	七、六八四
伊太利	四、六七三	三、七一九	三、九〇〇
北米合衆國	三、〇〇〇	三、七三三	三、六四七
西班牙	四、四四四	二、八九〇	二、九八八
チエ・スロ	二九一	九四六	一、七九二
佛蘭西	一、七三三	一、一三三	一、五二一
佛蘭西	一、一〇一	一、二八一	一、三四四

司法保護(釋放人)  
(年度末)少年  
其他

社會事業資金融通額

(昭和八年度)

住宅資金	金額	件數
公益質屋資金	三三三、三〇〇	二
公益市場資金	三、六五九、八〇〇	三〇九
公益浴場資金	四〇三、三五〇	三
食堂、宿泊所資金	五六、〇〇〇	六
救療施設資金	五〇〇、六五〇	二
養老	六一九、三〇〇	八
感化院資金	四六、五〇〇	二
育兒		
紹介所資金	七七、三〇〇	六
勞銀繰替資金	一〇〇、〇〇〇	三
生業整理資金	一一九、八〇〇	二
地區整理資金	五三三、九〇〇	五
融通決定總額	六、三六〇、九〇〇	三六六

(備考)住宅資金中三陸震災地方における融通額を欠く。

軍事救護

(昭和六年度)

社會——社會事業

社會事業

全國社會事業

白耳義	七四八	八〇五
ポーランド	七二二	七四六
和蘭	五六一	七三四
奧地利	九九九	七二九
瑞典	五六一	七二九
メキシコ	一、八五〇	六六〇
ブラジル	一、八三七	五〇〇
丁洲	九二二	四二二
瑞西	三二一	三七〇
亞爾然	二二六	三三九
カナダ	一一二	二九一
愛蘭自由國	三〇一	二五〇
諾威	一〇九	三〇六
洪牙利	一〇八	一四六
統制	四四	二〇六
援助	一五四	二四六
一般	五七	一四九
救護	三六七	一四一

傷病兵  
傷病兵の家族  
傷病兵の遺族

公益質屋

(昭和九年四月末)

市	一四	七九	四、二八〇、三六六	三、四〇、五一九
町	二九四	二九三	四、四九七、九三八	一五、二九九
村	三四五	三四三	三、五三三、四〇九	一〇、二三八
公益法人	二四	一四	五三三、〇八五	三三、二一一
合計	七九七	七九二	一八、四四三、八八八	一六、三三九

釋放人保護

(内地)

新保	昭五年度	同六年度
直時	五、五七七	四、六〇〇
間時	一五、一一二	一七、四〇七
總數	三九、六一三	四三、〇〇七
保護不要	一、九六八	一、九二二
親族引受	三、五四三	八、四七〇
他人引受	二、九五九	三、四〇〇
無斷退會	一、八三五	二、七二一
其他	一、三七五	一、八九七
解除	一、八三五	一、四八〇
其他	一、八三五	一、九三五

全國青年團

(昭和八年四月末日現在)

北海道	一、二〇六	九六、四〇二	一、三〇二
青森	一六七	四三、一八四	一、一五二
岩手	二七一	四八、五三三	一、三二五
宮城	二二六	四七、八七九	一、三二五
秋田	二五四	五八、二六七	一、四一〇
山形	二二六	五〇、〇四五	一、二二五
福島	四七五	五七、六一四	一、五二五
茨城	三六四	五五、五四一	一、二四〇
栃馬	一九五	三五、二六〇	一、一三五
群馬	三七一	三八、一九三	一、二二五
埼玉	三七八	四九、〇二一	一、三三〇
東京	一、一一一	四八、九五七	一、五三〇
神奈川	三八五	八七、七二五	二、二二五
新潟	六二二	四三、四三〇	一、三〇〇
富山	三二七	一〇八、五三三	一、三三〇
石川	三二四	五七、三二六	一、三二五
福井	一八五	四〇、六九五	一、二二五
山梨	三三九	二二、八六六	一、二二五
長野	三三九	二七、〇九六	一、二二五
長野	三七四	八三、四一四	一、五三〇

三三〇

三三一



鹿島	三三九	四三、四三三	尋卒—三五
宮崎	三三三	六五、七二〇	一三—三五
大分	三七一	六九、九八一	尋卒—三五
熊本	三〇一	五三、一七三	一一—三五〇
熊本	二〇〇	二七、一五八	一四—三五
京都	三七八	四三、六七三	一五—三五
大阪	三三六	一八、四〇六	一一—三五
兵庫	七四	一〇五、〇〇八	一一—三五
奈良	一五五	二六、六六六	一一—三五
和歌山	二九一	三三、七六四	一四—三五
鳥取	一八九	一八、一三三	一一—三五〇
島根	二八三	三三、六六一	一一—三五
岡山	四二一	五八、五四〇	一一—三五
広島	四三七	六五、三八九	一一—三五
山口	二三四	四三、二九三	一一—三五
徳島	一四三	二七、七八	一一—三五
香川	一九三	三〇、九八六	尋卒—三五
愛媛	三二四	五、七三四	一一—三五
高知	一九八	二九、六四九	一一—三五
福岡	五四〇	六七、五六四	尋卒—三五
佐賀	一八五	二二、三三〇	一一—三五
長門	二六五	四〇、五六六	一一—三五
熊本	三九六	六一、一九二	一一—三五
熊本	二六二	五、四三三	一一—四〇
宮崎	一一九	三〇、〇二八	尋卒—三五
鹿島	一四三	一〇、六八九	一一—三五

全國女子青年團

(昭和八年四月末日現在)

總計	一五、七九〇	二、四六一、一四七	一四—三〇
北海道	八四五	五九、六七九	一一—三三
青森	一六七	二四、〇九一	一一—三三
岩手	二九四	二九、〇二四	一一—三五
宮城	二三五	二九、四三九	一一—三五
秋田	二六四	三六、五七七	一一—三五
山形	二四八	三、三三八	一一—三五
福島	四四七	三八、八四九	一一—三五
茨城	三〇四	三八、八三七	一一—三七
群馬	三三三	二、五三六	一一—結婚
千葉	三七八	三、八三三	一一—結婚
東京	五九一	三、八九六	一一—三五
神奈川	二四三	四八、九三九	一一—三五
新潟	三七五	二、三五九	一一—結婚
富山	三〇三	四〇、八五九	一一—三五
石川	三〇八	九四、四三五	一一—四〇
福井	一八九	二八、四九六	一一—三五
山梨	二三五	一六、五〇〇	尋卒—三五
山梨	二三五	一一—三五	一一—結婚

鹿島	一四三	六四、五六九	尋卒—三五
沖繩	五七	二一、三二七	一一—三五
總計	一三、八七四	一、五七二、四四七	一一—三五

住宅組合 (社會局調)

(昭和八年十一月末日現在)

府縣別	組合數	組合員數	住宅建設費
北海道	六五	七九七	一、六九四、八三三
東北	五三四	五、二八〇	一六、四二一、三七〇
東京	一三五	二、六九六	五、八〇〇、二六四
京都	一三四	一、四二一	四、〇六七、〇七〇
大阪	一三二	二、二五五	四、四二〇、九二〇
神奈川	一八七	一、八七七	四、二五三、一九四
兵庫	六〇	五五一	一、三五五、三六八
長崎	二二	三七三	六七五、〇〇〇
新潟	二二	一九八	四〇四、一四〇
群馬	二二	二八七	五三五、四八四
千葉	四六	四九〇	七六八、〇〇〇
茨城	二六	二二七	三六八、五〇〇
栃木	三三	三三三	六七六、七三〇
群馬	三三	三三三	四七五、八〇〇
愛知	四八	五五四	九九九、三二四
三重	九五	九九六	一、八〇六、三〇〇
滋賀	六一	六四三	一、一九三、六五四
山梨	二七	三〇九	三五九、五四〇

長野	三三三	四九、五六六	一一—三七
岐阜	三七六	三八、一〇二	尋卒—結婚
靜岡	三三五	三五、三三〇	一一—三五
愛知	三〇三	四五、一三〇	尋卒—結婚
三重	三六六	三四、五八一	一一—三五〇
滋賀	一九九	二、九三九	一一—三五
京都	三二一	二五、七五六	尋卒—結婚
大阪	三二四	四七、一七六	一一—結婚
兵庫	四九〇	五九、七三五	一一—三五
奈良	一五〇	一四、八八六	一一—三五
和歌山	二四八	四九、五六七	一一—
鳥取	一九三	一一、五四六	一一—結婚
島根	二八九	一八、〇五〇	一一—三五
岡山	三九七	三九、六三三	一一—三五
広島	四七一	三七、三三八	一一—結婚
山口	二五一	二六、〇一六	一一—結婚
徳島	一四五	一八、三三三	一一—三五
香川	一九八	一五、五三三	尋卒—三五
愛媛	二九〇	二九、八四五	一一—三五
高知	二〇〇	二〇、三三四	一一—三五
福岡	四四八	四五、七〇四	尋卒—三五
佐賀	一四九	一六、九九五	一一—三五
長門	二二二	一一、〇四〇	一一—三五
熊本	四二六	四三、一九七	一一—三五
熊本	二五六	二九、七三一	一一—三五
宮崎	六八	一一、八七〇	一一—三五

宮崎	三九	三五五	五五四、三〇〇
鹿島	一八	二九七	八八〇、四五〇
沖繩	一五	一一〇	二四六、六〇〇
總計	二、七四〇	三〇、七三三	六七、九三二、七三六

軍事扶助事業統制

軍事扶助事業を統制して其の實施を有効適切且圓滑ならしめ扶助の重復遺漏なからしめる目的を以て内務省社會局社會部、陸軍省人事局及海軍省人事局協力の下に關係團體は二月二十日軍事扶助事業に關する協定書を作成し事業の分擔を定めた、同協定による軍事扶助事業又は軍事扶助團體とは傷痍軍人及其の遺族並軍人及其の遺族に對する生活扶助、醫療、助産、生業扶助、埋葬其他慰藉賑恤に關する事業又は事業を行ふ團體を謂ふので、其の署名團體は左の如くである。

- 帝國軍人後援會 財團法人報效會
  - 財團法人愛國恤兵會 財團法人義濟會
  - 愛國婦人會 大日本國防婦人會
  - 帝國在郷軍人會 日本赤十字社
  - 恩賜財團濟生會 財團法人啓成社
  - 恩賜財團愛育會
- 皇太子殿下御誕生を御記念遊ばされ兒童



と母性養護教化の長き思召をもつて、御降誕御祝宴の當日御内帑金七十五萬圓御下賜あらせられたので、この聖旨を奉體して文部、内務、拓務の各關係省中心となり民間の協力を求め恩賜財團愛育會を設立、四月二十九日東京會館において久通宮大妃殿下の總裁奉戴式に兼れて發會式を舉行した。會長は清浦奎吾伯、常務理事齋藤守因氏で、御下賜金を基として民間の三井、三菱、住友、原田積善會より五ヶ年間に百五十萬圓の寄付を受けることとなつて居り、九年度豫算特別會計十八萬二千二百圓、一般會計三萬二千圓で母性相談所を設置し講演會、映畫會を催し、母性養護教化に關しては調査研究機關愛育調査會を設け教育、心理、醫學、社會教育の四部門の専門家を並び委員として活動せしめることとなつてゐる。

**財團法人三井報恩會**

三井家が資産三千萬圓を提供したのを基金として生まれたもので公益事業の進展に寄與するをもつて目的とするものである。四月二十三日の第一回評議員會において理事長に米山梅吉、専務理事に山口安憲、理事に有賀長文、池田成彬、牧田環、監事に福井菊三郎、伯爵樺山愛輔の諸氏を決定し

**少年團日本聯盟**

本聯盟は日本の少年團並に外國在留日本人少年團を以て組織され、少年團相互の聯絡統一を保ち、其の普及發達を助成し併せて外國少年團との連繫を圖るを以て目的として居る。而して其の事業は、(一)少年團の輔導誘掖、(二)少年團に關する圖書雜誌の刊行、(三)ジャンボリー、講演會、講習會等の開催、(四)少年團事業の研究調査、(五)少年團指導者の養成、(六)其他必要なる事項、であつて事務所を東京市麹町區三年町文部省構内に置く。

理事長 伯爵 二荒芳徳

**衛生**

種別	昭和四年	同 五年	同 六年
官立病院	二	三	三
公立病院	八〇	八三	八三
私立病院	一、九七九	二、〇三三	二、一三三

**醫師及藥劑師**

計	昭和元年末	二年末	三年末	四年末	五年末	六年末	七年末
醫師	四、九〇〇	四、七、一〇八	四、七、八六〇	四、八、八〇四	四、九、六八一	四、八、一〇五	五、〇、〇六八
齒科醫師	一、二、五八	一、三、七三一	一、四、八八二	一、五、五七三	一、六、〇六五	一、五、九八八	一、七、一六四
藥劑師	一、四、八二六	一、六、一八〇	一、七、一八九	一、八、三六六	一、九、一〇七	一、八、六四七	—

**藥種商製藥者及賣藥**

種別	昭和四年	同 五	同 六
製藥商	二九、五五八	二九、七五五	二七、一〇三
賣藥者	三、一九五	三、三二七	三、五五六
方數	三三、二五三	三三、八〇三	三三、九一八
請賣人	三三七、二六三	三四一、七九九	三五八、〇一七
行商人	一八八、六九九	二〇三、三九〇	二〇九、九九二

**産婆及看護婦**

種別	昭和四年	同 五	同 六
試驗合格	四〇、八一九	四三、五八六	四四、七六七
從來開業	四、四〇七	四、三四六	三、九三九
限地許可	五六七	五六六	四八七

指定學校	二、六三三	二、九四四	三、三三四
若くは講習所卒業	四八、三九九	五〇、三三三	五三、五三七
看護婦	二二	二八	一三〇
看護婦	六八、六三七	七五、六〇七	八二、七九八

**診療者分布状態**

人口一萬に付診療従事者	町村數
醫師	六、九四
齒科醫師	二、四七
産婆	八、二四
看護婦	二、九八

水道數	昭和五年度	同六年度
水道數	四、五二	四、五七

**墓地及埋火葬數**

種別	昭和五年	同 六年
墓地箇所數	九八、九三三	九八、〇三三
同上面積(ヘクタール)	三三、一四一	三三、三五七
同上二箇所平均面積(アール)	二	二
火葬場數	三五、〇二二	三四、七三七
火葬體數	五九三、〇五二	六三三、八〇八
火葬體數	六六二、三五四	六七五、七九三

**傳染病患者及死者**

患者	死者	患者百人中死亡比例
コレラ	—	—
赤痢	一七、四六八	二、六六七
赤痢計	三〇、五八三	一、五五三
腸チフス	三六、〇五一	一四、二三〇
腸チフス計	三六、〇五一	七、三二九
パラチフス	五、五〇五	三六一
痘疹チフス	三七五	五六
猩紅熱	一三、六二八	四〇六
ガフテリア	二八、五二八	五、二七〇
ガフテリア計	二八、五二八	二九一
流行性腦脊髄膜炎	三五九	—
流行性腦脊髄膜炎計	三五九	六、〇〇〇

**四歳までの死因**

死因	〇歳	一歳	二歳	三歳	四歳
麻疹	二、〇六三	二、三三四	七七九	—	—
百日咳	八、一〇〇	四、〇三三	一、三三三	—	—
流行性感冒	—	—	—	—	—
赤痢	—	—	—	—	—
肺結核	—	—	—	—	—
その他の結核性	—	—	—	—	—











(四) 讀み書きを爲し得ること  
 の四要件に該當する者の中から選ばれる。然し禁治産者、聾者、啞者、盲者等は勿論現役の陸海軍人、警察官吏、市町村長、小學校教員、醫師、學生等は陪審員となることは出来ない。次に陪審員を定める方法といへば、市町村長は毎年陪審員資格者名簿を調製し、その中から抽籤で地方裁判所長の定めた数だけの陪審員候補者を選定し、陪審員候補者名簿を調製し、地方裁判所長の手元に送つて置く。地方裁判所長は公判の期日が定まると、候補者名簿を見て、市町村の大小に應じ一人または數人の陪審員を抽籤し三十六人を選定する。この人々を公判の日に呼び出し、公判で検事と被告人とが氣に入らぬ者を忌避する手續きを取り結局十二人の陪審員が立會ふことになる。更に陪審員は如何なる事件に參與するかといふと、

(一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に該する事件  
 (二) 長期三年を超える有期の懲役又は禁錮に該する事件で地方裁判所に屬するものに付被告人の請求ありたるるとき  
 である。尤も何れの場合にも被告人が公判

又は公判準備に於ける取調に自白したる場合には陪審に掛けない。その他大審院の特別権限に屬する罪、選舉に關する犯罪等は陪審の評議に付しない。陪審裁判には裁判官、検事、書記、陪審員、辯護人が列席し、裁判長は陪審員の心得を諭示し、陪審員は公平誠實に其の職務を行ふべきことを宣誓する。宣誓が済むと検事は被告事件を陳述して公訴に係る犯罪事實を明かにして審理を求め裁判長は被告人を訊問したり證據をなし、それが終ると検事と辯護人とが有罪無罪の意見を述べると、これが済むと裁判長は改めて事件を詳細に説明し、書面により犯罪構成事實の有無に付陪審員の意見を徴する。これに對し、陪審員一同は公判廷より評議室に退き評議をする。評議一決すれば先の書面の餘白に答申を記載し再び公判廷に出でこれを裁判長に提出し、陪審の答申が相當であれば裁判長はこれに基いて判決の言渡しをするのであるが、若し不當と認めるときは事件を更に他の陪審の評議に付すること即ち陪審の遺直しとなるのである。

少年審判所  
 十八歳未満の少年、少女にして、刑罰法令

に觸るゝ行爲をなし、又はその虞ある者を保護する爲に設けられたもので、東京と大阪との二箇所にある。少年法には保護處分と刑事處分と二つの處分が規定されてゐるが、少年審判所で取扱ふのは保護處分である。審判所の職員は少年審判官と少年保護司と書記とである。審判官は單獨で審判をする。保護司の職務は調査と觀察との二つであつて調査は審判官を輔佐して審判の資料を提供する仕事であり、觀察は審判の結果觀察に付するといふ言渡があつた時、直接保護の任に當る仕事である。書記は審判期日に於て始末書を作るのが主たる職務である。保護處分の種類は九つある。(一)審判官自ら訓誡を爲すこと、(二)學校長に訓誡を委任すること、(三)改心の誓約書を書かせること、(四)條件を付して保護者に引渡すこと、(五)寺院、教會、保護團體又は適當なる者に委託すること、(六)少年保護司の觀察に付すること、(七)感化院に送致すること、(八)矯正院に送致すること、(九)病院に送致又は委託すること等である。この九つの種類はその性質の許す限り併用する。

は禁錮に該すべき罪を犯したる者及び十六歳以上にて罪を犯したる者は裁判所又は検事より送致を受けたる場合を除くの外、(三)刑事手續により審理中の者、(四)十四歳に満たざる者は地方長官より送致を受けたる場合を除くの外は、審判所の審判に付されない。

矯正院

矯正院は少年審判所より送致された者及び民法第八百八十二條の規定により懲戒に附せられたる者を收容する所で、收容兒童の年齢は満十四歳より十八歳までとし、收容期間は二十三歳を超ゆることを得ずと規定されてゐる。現在では東京に多摩少年院(東京府南多摩郡由井村)、大阪に浪速少年院(大阪府三島郡春日村)及び愛知に瀬戸少年院(瀬戸市大字今)の三院がある。

少年審判所取扱數 (昭和八年)

受理	男 一六、一七二	女 一、一〇一	計 一七、二七三
審判不開始	男 一〇、八四一	女 七二六	計 一一、五六七
保護處分	男 四、八六五	女 四四一	計 五、三〇六
検事に送致	男 一	女 一	計 二
他審判所送致	男 一九	女 一	計 二〇

自殺者 (昭和六年)

種別	男	女
入水	五、三三四	二、〇五六
刃物	一、八五六	二、〇三三
銃又は火藥類	三、四六六	一、一五五
噴火口に投じて	一、三三三	一、一五五
毒物又は劇藥を服用して	一、三三三	九七一
汽車に觸れて	一、四〇七	五六四
電車に觸れて	二、七五五	二、四二四
其他	三、三三一	二、四二四
計	一〇、九三四	六、〇八一

自殺者因由別 (昭和六年)

因由	男	女
精神錯亂	一、九六六	一、一〇五
病苦	二、五八四	一、六〇七
貧困	六、九四四	三、三三四
互に情死を謀りて	二、七六六	二、八八八
痴情又は嫉妬に由り	四二	七
前非を悔い又は慚愧に由り	一、五八	四二
家庭又は親族の不和に由り	二、八八	三、三三

罪の發覺を恐れ又は刑の免れ難きを爲め  
 將來の事を苦慮して  
 商業等の爲め損失し又は負債償却に苦しみて  
 雇主又は父兄等の懲戒又は譴責に因りて  
 親又は夫妻等の不行跡を歎きて  
 離縁を悲しみて  
 私通姪姪を憂ひて  
 結婚を忌みて  
 失戀に因りて  
 身體の不具なるを歎きて  
 憂鬱に因りて  
 親又は夫妻等の死を歎きて  
 親又は夫妻等の病氣を苦しめて  
 淫逸放蕩の末  
 老衰者の不自由を苦しめて  
 厭世に因りて  
 宗教の迷信に因りて  
 兵役に服せられざるを歎きて  
 兵役を忌避して



